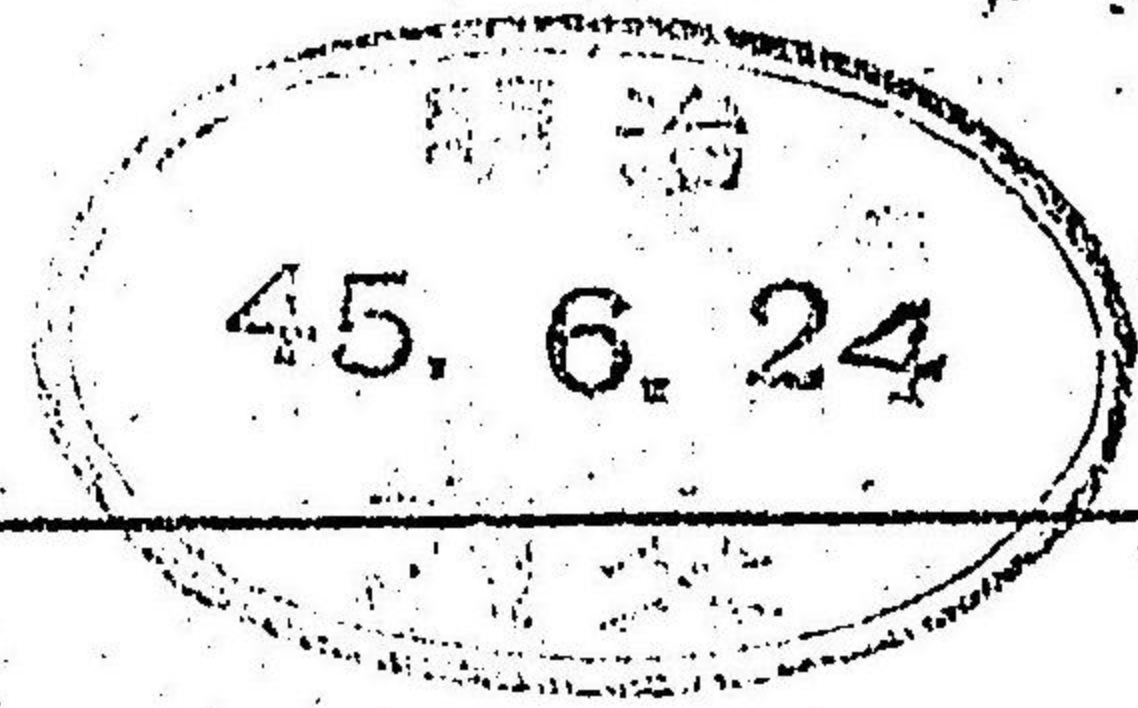


特 61
214



神
皇
正
統
記



凡例

一、藤田東湖かつて曰く我が邦家乗日録、汗牛充棟なれども巍然として山嶽の若きものは神皇正統記にしくものなし。源淮后素より忠貞の節を懐き世の喪亂に遭ひ、間關流離、千里漂泊、仰いで皇道の陵夷を歎じ、伏して奸兇の驕恣を憤る。想ふにその心を痛ましめ憤を發する果して何如ぞやと、東湖は志士なり、初めてよく淮后を知る。吾人のこの書を縮刷刊行して廣く學生科外の参考書たらしめんとするものは豈に偶然ならんや。

一、上欄に摘解を施し傍註を加ふるは蓋初學に使せんが爲也。されども解釋頗る簡に従ひたるはこれ紙數に制限あれば也。見るものその疎を咎むる勿れ。

一、卷末附する所の索引は本文の上欄に摘出せる語を頭字によりて五十音順に排列したるもの也。

明治四十四年十二月

巽溪 村上 寛 識

解題

神皇正統記は北畠親房卿が神系皇統によりてその御事歴を記したるもの也。神代より後村上天皇踐祚の條に至る。櫻雲記に興國元年（北朝曆應二年）この書を作る由見ゆたり。群書類従本の奥書には正統記は延元四年（紀元一九九九）秋成る。童蒙に示す爲に老筆を馳する所なり。旅宿の間一卷の文書を蓄へず、纔に最略の皇代記を尋れて彼の編目に任せて粗子細を記したる。その後再び見ることあたはず。已に五年に及び。聞く展轉書寫の難ありき、驚いて之れを披見する所、錯亂多端なり。興國四年癸未の秋七月聊か修治を加ふ此を以て本となすべし。以前披覽の人嘲弄することなきのみといへり。

さて親房卿が此の書を作りし所以は當時天下南北兩朝に分れ、人各々るの向ふ所を異にし、大義名分を知らざるを慨し、一片の正氣送つて

この書をなし以つて當時の君臣に皇統の邪なるまじき由を知らしめんとせざるものなり。されば神皇正統記は實に孔子の春秋に比すべく、破邪顯正の筆は卿の熱誠に依つて遺憾なく發揮せられたり、今の世は南北兩朝の正閏を論ずるものあり、此の如きは獨順逆の理を知らざるのみならず、亦以つて卿の罪人といふべき也。
 著者は實に具平親王の後にして權大納言師重の子也。學和漢をかれ、内典にさへ暗からず、識古今に通じて遠く衆に擡んづ。後伏見後二條花園後醍醐後村上の五朝に歴事して正平九年賀名生野に薨す。年齢詳かならず。その著はす所は本書の外に職原鈔元々集等あり。

目次

序論	一	孝靈	五一	允恭	七四	崇峻	八八
神世七代	一五	孝元	五二	安康	七五	推古	八八
天照大神	二三	開化	五三	雄略	七六	舒明	九一
忍穗耳尊	三〇	崇神	五三	清寧	七八	皇極	九二
瓊々杵尊	三二	垂仁	五五	顯宗	七九	孝德	九四
火々出見尊	三八	景行	五六	仁賢	七九	齊明	九五
葺不合尊	四二	成務	六〇	武烈	八〇	天智	九七
神武	四四	仲哀	六〇	繼體	八二	天武	九七
綏靖	四八	神功	六二	安閑	八四	持統	九九
安寧	四九	應神	六五	宣化	八四	文武	一〇〇
懿德	五〇	仁德	七二	欽明	八五	元明	一〇二
孝昭	五〇	履中	七四	敏達	八六	元正	一〇三
孝安	五〇	反正	七四	用明	八七	聖武	一〇三

孝謙	一〇五	宇多	一四一	白河	一六六	廢帝仲恭	一九二
廢帝淳仁	一〇六	醍醐	一四五	堀河	一七〇	後堀河	一九九
稱徳	一〇六	朱雀	一四八	鳥羽	一七〇	四條	一九六
光仁	一一〇	村上	一五〇	崇徳	一七二	後嵯峨	一九七
桓武	一一一	冷泉	一五八	近衛	一七二	後深草	二〇二
平城	一一四	圓融	一五九	後白河	一七三	龜山	二〇三
嵯峨	一二四	花山	一五九	二條	一七六	後宇多	二〇四
淳和	一二八	一條	一六〇	六條	一八〇	伏見	二〇八
仁明	一二九	三條	一六二	高倉	一八一	後伏見	二一〇
文徳	一三〇	後一條	一六二	安徳	一八三	後二條	二一〇
清和	一三〇	後朱雀	一六四	後鳥羽	一八四	花園	二二一
陽成	一三五	後冷泉	一六四	土御門	一九〇	後醍醐	二二二
光孝	一三七	後三條	一六五	順徳	一九一	後村上	二四八

以上

神皇正統記

異溪村上寛註釋

神國、神のま
 します國土の
 義。天祖、國常立
 尊。日神、天照大
 神。豐葦原云々、
 豐は美稱、葦
 原は葦のひろ
 がりて原の如
 くなれるをい
 ひ、瑞穂は實
 れる稲穂をい
 ふ。陽神云々、伊
 邪那岐、伊邪
 那美の二神。
 天孫、瓊々杵
 尊。大八洲、大は
 美稱、八はあ

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我が國のみこの事あり。異朝には其の類なし。此の故に神國といふなり。神代には豐葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ。天地開闢の始めより此の名あり。天祖國常立の尊、陽神、陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫の尊に譲りましまししにも此の名あれば根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。是れは陽神陰神この國を生み給ひしが、八つの島

神皇正統記

て字、彌の義物の多くあるをいふ。多くの島より成れる國なればいふ。八箇の島といふは誤。

周の國より云々、周は陝西省鳳翔府の地名、文王に至り天下を取り海内を周といふ。

漢の地より云々、高祖陝西府の漢中府より起りて代を漢と號す。

なりしに依りて名づけられにけり。又は耶麻止といふ。是れは大八洲の中つ國の名なり。第八に當るたび、天御虚空豊秋津根別といふ神を生み給ひし、是れを大日本豊秋津洲と名づく。今は四十八ヶ國に分てり。中州たりし上に、神武天皇東征より代の皇都なり。仍りてその名を取りて、餘の七州をもすべて耶麻止といふなるべし。唐にも周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し。那麻止といへる詞は、山迹といふなり。昔、天地分れて、泥の濕いまだ乾かず、山をのみ往來して、其の跡多かりければ山迹といふ。或は古語に居住を止といふ。山に居住せしによりて山止なりとも云へり。大日本とも大倭とも書くことは、此の國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をは大日本と定めて、

大日靈の云々、天照太神のまします國なれば大日本といひしものにやと也。義はかゝれど、意義はこの様であるが。

懿德云々、懿德天皇は大日本彦根友尊、孝靈は大日本根子彦太瓊尊、孝元は大日本根子彦國率尊。

小碓の皇子を云々。この事

しかも耶麻止と讀ませたるなり。大日靈の御國なれば其の義をもとれるか。かた日の出る所にちかければ然いへるか。義はかかれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻止と訓せり。我が國の漢字を訓ずる事多くかくの如し。自から日の本などいへるは文字によれるなり。國の名とせるにあらず。又古より大日本とも、もしいは大の字を加へず、日本とも書けり。州の名を大日本豊秋津といふ。懿德、孝靈、孝元等の御諡、皆大日本の字あり。垂仁天皇の御女大日本姫といふ。是れ皆大の字あり。天神饒速日の尊、天の磐船に乗り、大虚をかけりて、虚空見日本の國と宣ふ。神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武の尊と名付け奉る。是れは大を加へざるなり。彼れ是れ同

神武天皇三
十一年四月諸
國を巡幸して
大和の腋上味
間丘に登りか
くひ玉へり
細戈千足、國
民の勇武を稱
賛せし名。
磯輪上云々、
我が國の殊に
秀ですぐれた
るを以つて名
づけたるなら
んといふ。
玉垣の云々。
山の周れるこ
と玉垣の神社
を圍める如く
なるよりいへ
るならんとい
ふ。
内典、佛書。

神皇正統記

蜻蛉の譬帖あきつとよめの如くあるかなと宣ひしより、此の名ありきとぞ。
然れど、神代に豊秋津根といふ名あれば、神武に始めざるにや。
此の外もあまたの名あり。細戈千足の國とも磯輪上秀眞の國と
も玉垣の内國ともいへり。又扶桑國といふ名もあるが、東海の
中に扶桑の木あり。日の出づる所なりと見えたり。日本も東に
あればよそへて云へるが。此の國に彼の木ありといふ事聞えね
ば確なる名にはあらざるべし。凡そ内典の説に、須彌しゆみといふ山
あり。此の山に廻りて七の金山あり。釋迦山、持精山、補木山、善見山、馬耳山、阿耨達山、持地山。其の中間は皆香水海なり。
金山の外に四大海あり。この海中に四大洲あり、洲ごとにまた
二の中洲あり。南州をば瞻部といふ。又、閻浮提といふ。同じ
ことばの轉なり。是れは樹の名なり。南洲の中心に阿耨達あおくたつとい
ふ山あり。山の頂いただきに池あり。阿耨達こゝには無熱といふ。外書に峴帝といへるは即この山なり。池の傍

由旬、大論に
よれば由旬に
三の區別あり
大は八十里中
は六十里下は
四十里。

五天竺、中央
と四方に分
れたればいへ
り。
震旦國、今の
支那。

南都の云々、
南都は奈良、
護命は奈良元
興寺の僧なり
しかばいふ。

に此の樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。一由旬とは四十七
歩とす。三百六十歩を一里とす。此の樹、州の中心にありて最も高し。
依つて州の名とす。阿耨達山あおくたつの南は大雪山、北は葱嶺そうれいなり。葱
嶺の北は胡國、零山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西
北に當りては波斯國はしなり。此の瞻部州に縦横七千由旬、里を以
つて算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南
海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり、依りて
瞻部の中國とす。地のめぐり又九萬里。震旦廣しといへども、
五天竺にならぶれば一邊の小國なり。日本は彼の土を離れて海
中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中州なりと記さ
れたり。然らば南州と東州との中なる摩羅といふ洲なるべきに
や。華嚴經に東北の海中に山あり。金剛山といふとあるは、今

神皇正統記

北嶺、比叡山
傳教は延暦寺
の僧。

劫初、劫は世
といふに同じ
。世の初をい
ふ。

大梵天の云々
廿天の第一
なる梵天王の
宮殿。この王
は娑婆世界の
主にして尸棄
大梵といひ大
千世界を治む

の大倭の金剛山の事なりとぞ。さればこの國は天竺よりも震旦
よりも、東北の大海の中にある別州にして、神明の皇統を傳へ
給へる國なり。同じ世界の中なれば、天地開闢の初はいづくも
かはるべきならねど、三國の説各異なり。天竺の説には世の初
まりを劫初といふ。劫に成、住、壞、空の四あり。各廿の増減あり。一増一
減を一小劫といふ。二十の増減を一中劫といふ。四中劫
をあはせて一
大劫といふ。光音といふ、天衆、空中に金色の雲を起し。梵天に
遍布す。即ち大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる。増
長して天上に至れり。又大風ありて沫を吹き立て、空中に擲げ
おく。即ち大梵天の宮殿となる。その水次第に退下して、欲界
の諸宮殿、乃至須彌山、四大州、鐵圍山てつおせんをなす。かくて萬劫の
世界同時になる是れを成劫といふ。此の萬億の世界を三
千大世界といふ。光音の天衆
下生して次第に住す。是れ在住劫といふ。此の住劫の間に二十

歡喜を以つて
云々、樂食と
て喜樂の事に
ふれて身を長
養するをいふ
。戯劇を見て
終日食はざる
も飢を感ぜざ
る如き是れ也
酥蜜、酥は牛
羊の乳、味甘
し。
林藤、地味の
類なるべけれ
ど如何なるも
のにや詳かな
らず。樓炭經
には両技葡萄
とあり。
秬、糯米の
類。
殘穢、男女の

の増減あるべしとぞ。其の初めには、人の身、光明遠く照して
飛行自在なり、歡喜を以つて食とす。男女の相なし。後に地よ
り甘泉涌出す。味酥蜜の如し。或は地味
ともいふ是れを嘗めて味着を生ず。
仍りて神通を失ひ、光明も消えて、世界大に暗くなりぬ。衆生
心ヲ生シタル報ニテ世界暗クナリシニヨリテ衆生
の報。しからしめければ、黒風海を吹いて日月二輪を漂出す。
須彌の半腹におきて、四天下を照さしむ。是れより始めて晝夜
晦朔春秋あり。地味に耽りしより顔色かじけ衰へき。地味また
うせて林藤といふ物あり。或は地皮
ともいふ衆生また食とす。林藤またう
せて自然の秬稻あり。諸の美味を備へたり。朝にかれば夕に熟
す。此の稻米を食せしにより、身に殘穢出來ぬ。此の故に始め
て二道あり。男女の相各別にして、終に媿欲いんよくのわざをなす。夫
婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生す

陰部。下生、下界に生れ出づるをいふ。

平等王、公平に賞罰を掌ればいふ。

十善、殺生、偷盜、邪淫、妄語、兩舌、惡口、綺語、貪慾、瞋恚、邪見の十惡行なきをいふ。

轉論の果報云々、輪寶を轉じて四方を降伏する果報なり。即ち轉論王也。

る物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる、其の後稊稻生せず。衆生愁へ嘆きて各境を分ち、地田に種を施し、植ゑて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盜む者出で來て、互に打ち争ふ。是れを決する人なかりしかば、衆共に計らひて一人の平等王を立つ。名づけて刹帝利せうてりといふ。田主といふ心なり其の初めの王を民主王と號しき。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民是れを敬愛す。閻浮提閻浮提州ナリの天下豊樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし。壽命も極めて久しく無量歳なりき。民主の子孫相續して、久しく君たりしが漸く正法も衰へしより、壽命も減じて、八萬四千歳に至る、身の長八丈なり。其の間に王ありて、轉論の果報を具足せり。先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す。王出で給ふ事あれば此の輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す。

四大洲に主たり、轉論に金銀銅鐵の四等あり、金輪王は四大洲に主たり、銀輪王は南東西の三洲、銅輪王は南東の二洲に鐵輪王は一の南大洲に主たること俱舎論十二に出づ。三佛、拘留孫佛、俱那含牟尼佛、迦葉佛小の三災、刀兵、疾疫、飢饉の三をいふ

敢て違ふ者なし、即ち四大洲に主たり。又、象馬珠王女居士主兵等の寶あり。此の七寶成就するを金輪王と名づく。次に銀銅鐵の轉論王あり。福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり。壽命も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりし時、釋迦佛出で給ふ。或は百歳の時といふ。是れより先に三佛出で給ひき十歳に至らんころほひ小の三災といふ事あるべし。人種殆んど盡きて唯一萬人を餘す。其の人善を行ひて、また壽命も増し。果報も進みて、二萬歳に至らん時、鐵輪王出で、南一州を領すべし。四萬歳の時、銅輪王出でて東南二州を領す。六萬歳の時、銀輪王出で東西南三州を領し、八萬四千歳の時、金輪王出でて四天下を統領す。其の報上に云へるが如し。彼の時、又減に向ひて彌勒佛出で給ふべし。八萬歳の時といふ此の後十八ヶの増減あるべ

色界の初禪梵天、禪は思惟修、又は靜慮と譯す。定に多名ある中の一名、色界の天人は常に禪の中に住すれば禪天といふその第一の禪天即ち初禪天の中の最上天を大梵天といふ。

證果の聖者、よく戒律を具し佛果を證得したるもの。四地を分つ、下よりいひて識無邊處空無邊處無所有處非想非々想處

し。かくて大火災といふ事起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ。三千大千世界同時に滅盡する是れを壞劫といふ。かくて世界虚空黒穴の如くなる、是れを空劫といふ、かくの如くする事七ヶの大劫を経て、大水災あり。此の度は第二禪まで壞す。七ヶの火災、七ヶの水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す、是れを大の三災といふなり。第四禪以上には内外の過患ある事なし。此の四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天とて證果の聖者の住所なり。此の淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿あり。大自在天ともいふ色界の最頂に居して大千世界を統領す。其の天の廣さ彼の世界に亘れり。下天も廣狹に不同あり。初禪の梵宮は一四天下の廣さなりこの上に無色界の天あり。又四地を分てりといへり。是れ等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退没すべ

業力、身口意の所作。

書契、書籍文字。古は木を刻みて書したるよりいふ。あなたをば云々、それより過去にさかのぼらずと也。渾沌未分、天地未だ分れざるよきのさま

繼躰違はずして、御位の繼承正しきをいふ。

下劣の種、卑

しと見ねたり。震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへる事慥ならず。儒書には伏羲氏といふ王よりあなたをばいはず。但、異書の説に、渾沌未分の形、天地人の始をいへるは、神代の起に相似たり。或はまた盤古といふ王あり。目は日月となり、髪は草木となれりといへる事もあり。それより下つ方、天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏打續きて多くの王あり。其の間數萬歳を経たりといふ。我が朝の始めは天神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや。されども、是れは、天祖より以來、繼躰違はずして、唯一種まします事、天竺にもその類なし。彼の國の初の民主王も、衆の爲に選び立てられしより相續せり。又、世くだりては、その種姓も多く亡ばされて、勢力あれば下劣の種も國主と成り、剩へ五天

賤の種族をいふ。すなほ、朴直なること。民間より出でて、漢の高祖の類。戎狄より起りて、元の世祖の類。

傍より云々、傍系の皇子統をづぎ給ふをいふ。神道、神の行ひ給へる事柄みだりがはしき端、争乱の事と云ふこと。

竺を統領する族もありき。震旦、また殊更みだりがはしき國なり。昔、世すなほに道正しかりし時も、賢も選びて授くる事ありしにより、一種を定むる事なし。亂世になるまゝに、力を以つて國を争ふ。かゝれば民間より出でて位に居たるもあり、戎狄より起りて國を奪へるもあり。伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたる事既に三十六、亂の甚しさいふに足らざるものをや。唯我が國のみ天地開けし始めより、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事邪ならず、一種姓の中におきても、自から傍より傳へ給ひしすら猶正に歸る道ありてぞたもちまし／＼ける。これしかしながら、神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。抑、神道の事はたやすく顯はさずといふ事あれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし。そ

聊、かきつくること。神皇正統記、神代より人皇の今日まで正理にて受け傳へ給へる皇統の事をしるせるものなればしか名づけし也。くぐもる、内に物を含みたる如くなるをいふ。

天の道獨なす、この時天地の道相交らず

の弊を救はん爲に、聊か勸し侍り、神代より正理にて受け傳へ給へるいはれを宣べん事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正統記とや名づけ侍るべき。夫れ天地未だ分れざりし時、渾沌として圓れること雞子の如く、くぐもりて牙をふくめりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣始めて分れて、清く明らかなるはたなびきて天となり、重く濁れるはつづきて地となる。その中より一物出でたり。狀葦牙の如し。即ち化して神となりぬ。國の常立の尊と申す。又は天の御中主の神とも號し奉る。此の神に木火土金水の五行の徳まします。先づ水徳の神に顯れ給ふを國の狹槌の尊といふ。次に火徳の神を豊斟淳の尊といふ。天の道獨なす、故に純男にたます。純男といへども其の相ありとも定めがたし。次に木徳の神を埴土煮の尊、沙土煮

たは天の道の
みにて成り出
で給ひし故に
男女の神にあ
らしてただ
男にのみまし
ますといふ意
その振舞なし
、いまだ夫婦
とはなり給は
ずと也。

造化の元とな
り給ふ、人類
より山川草木
の根元となり
給ふをいふ。
しらす、治む
ること。
瓊矛、玉を以
つて飾りたる
よりいふ。

の尊といふ。次に金徳の神を大戸之道の尊、大苦邊の尊といふ。
次に土徳の神を面足の尊、惶根の尊といふ。天地の道相交りて、
各陰陽の形あり。然れど、その振舞なしといへり。此の諸神、
實にや國常立の一神にましますなるべし。五行の徳各神と顯れ
給ふ。是れを六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべき
にはあらざるにや、次に化生し給へる神を、伊弉諾の尊、伊弉
冊の尊と申す。是れは正しく陽陰の二に分れて造化の元となり
給ふ。上の五行は猶ひとつびとつ徳なり。この五徳を合せて
萬物を生ずる始めとす。ここに天祖國常立の尊、伊弉諾伊弉冊
の二神に勅して宣はく豊葦原の千五百秋の瑞穂の地あり。汝往
きてしらすべしとて、即ち天の瓊矛を授け給ふ。此の矛又は天の逆
と云ふ。二神この矛を授かりて、天の浮橋の上にならすみて、矛

秘説、磯馭廬
を字の如く發
音すればオン
コロなり、さ
て又藥師如來
の眞言をオン
コロコロ、セ
ンダリ、マド
ギ、ソワカさ
いへば其の首
謂を取りて島
に名づけしこ
いふが眞言の
秘説なり。取
るに足らず。
八尋、大なる
をいふ。八は
彌なり。

天宮の圖形、
高天原なる天

をさし下して、かき探り給ひしかば、滄海のみありき。その矛
の鋒より滴り落つる潮、こりて一の島となる。是れを磯馭廬島
といふ。この名に付きて秘説あり。神代梵語に通へるか、その
所も明かに知る人なし。大日本の國寶山なりといふ。口傳。二神
この島に降り居て、即ち國の中の柱をたて、八尋の殿を化作て
共に住み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。この矛は傳へ
て天孫從へ天降り給へりともいふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭
姫の皇女、天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮
所を求め給ひし時、太田の命といふ神參りあひて、五十鈴の河
上に寶物を守り置ける處を示し申し、に彼の天逆矛、五十の金
鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫命悦びて、その所を定めて神宮
を立てらる。寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきともいふ。

照大神の宮殿の繪圖。

おぼつかなし
たしかならぬこと。

廣山、大和平
群那寶山寺。
不動のしるし
、萬代かほらぬ兆。
日本紀、三十卷、元正天皇の時、舍人親王等勅を奉じて撰す。神代

又瀧祭の神と申すは龍神なり。その神あづかりて地中に納めたりともいふ。一には大倭の龍田神はこの瀧祭と同體にます。此の神の預り給へるなり。仍つて天柱國柱といふ御名ありともいふ。昔、磯馭廬島に持ち下り給ひし事は明かなり。世に傳ふといふ事はおぼつかなし。天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。さし離れて五十鈴の河上にありけんもおぼつかなし。但天孫も玉矛はみづからしたがへ給ふといふ事見わたり。古語拾遺の説なり然れども矛も大汝の神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし。寶山に留りて不動のしるしとなりけん事や正説なるべからん、龍田も寶山近き所なれば龍神を天柱國柱といへるも深秘の心あるべきにや。凡そ神書にさまざまの異説あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺

より持統天皇迄の國史。
舊事本紀、十卷、神代より推古天皇迄の歴史。聖德太子撰。今博ふるものは後人の偽作。
古語拾遺、平城天皇大同二年齋部廣成古道の衰ふるを嘆きて上奏せし書、神代以後の事蹟を略記す。
速依別、古事記には建依別とあり。

等に載せざらん事は、末學の輩偏に信用し難かるべし。彼の書の中猶一決せざる事多し。況んや異書におきては正とすべからざる歟。かくて此の二神相計らひて八の島を生み給ふ。先淡路の穂之狹別ほのさわかひといふ。次に伊與いよの二名ふたなの洲を生みます。一身に四面あり。一を愛比賣えひめといふ。是れは伊與なり。二を飯依比古いひよりひこといふ。是れは讚岐なり。三を大宜都比賣おほけつひめといふ。是れは阿波なり。四を速依別はやいわけといふ。これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面あり。一を白日別しらひわけといふ。是れは筑紫なり。後に筑前筑後といふ。二を豊日別とよひわけといふ。是れは豊國とよくになり。後に豊前豊後といふ。三を速日別はやひわけといふ。是れは肥の國なり。後に肥前肥後といふ。四を豊久士比泥別とよくしひねわけといふ。これは日向なり。後に日向、大隅、薩摩といふ。筑紫豊國肥國日向などいへるも二神の御代のはじめの名にはあらざるか次に

あまたの島を云々、吉備の兒島、小豆島大島、女島等を生み給ひしこと日本紀等に見たり。海山の神、海神は大綿津見神、山神は大山津見神。木のおや、久々能知神。草のおや、鹿屋野比賣神。

壹岐の洲を生みます。天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます。天の狹手依比賣といふ。次に隱岐の洲を生みます。天忍許呂別といふ。次に佐渡の洲を生みます。建日別といふ。次に大日本豊秋津洲を生みます。天御虚空豊秋津根別といふ。總て是れを大八洲といふなり。この外あまたの島を生み給ふ。後に海山の神、木のおや、草のおやまで悉く生みましてけり。何れも神にませば生み給へる神の洲をも山をも作り給へるか、はた洲山を生み給ふに、神のあらはれましけるか、神世のわざなれば誠に測り難し。二神又はからひてのたまはく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり。如何ぞ天の下の君たるものを生まざらんやとて、先づ日神を生みます。此の御子光り麗しくして國の内にてりとほる。二神悦びて、天に送りあげて、天上の事

天の御柱、一説に風をいふといへり。

月神、月讀命と申す。蛭子、水蛭の如くくたぐせし故蛭子といふとぞ。盤椽樟船、盤は固きをいふ樟にて造りし船。不忍、殘忍なること。

陰神、伊邪那

を授け給ふ。此の時天地相去ること遠からず、天の御柱を以つてあげ給ふ。是れを大日靈尊と申す。靈の字は靈と通ずべきなり。陰氣を靈といふともいへり。女神にましませばおのづから相叶ふにや。又は天照大神とも申す。女神にてましますなり。

次に月神を生みます。其の光日につげり。天にのぼせて、夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三とせになるまで脚たす、天の磐椽樟船にのせて、風のまにまに放ち捨つ。次に素盞鳥尊を生みます。勇みたけく不忍にして、父母の御心に叶はず、根の國にいねどのたまふ。此の三柱は男神にましますに依りて、

一女三男と申すなり。總てあらゆる神、皆二神の所生にまします。國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更にこの四神を申し傳へけるにこそ。その後火の神軻俱突智を生みまし、時、

陰神やかれて神退給ひにき。陽神恨み怒りて、火の神を三段に

美神。陽神、伊邪那岐神。

千頭、ただ千人といふが如し。天益人、追々にふる行く人の義。橋の檣原、今の筑前糟屋郡の立花か早戸郡の青木村なるべし。祓、水を以つて身を洗ひ清むる也。神功、御功績の義。

切る。其の三段各神となる。血のしたゝりそゝいで神となれり。經津主の神齋主の神とも申す今の織取の神健甕槌の神武雷の神とも申す今の鹿島の神の祖なり。陽神猶したひて黄泉までおはしましてさまさまの誓ありき。陰神うらみて、この國の人を一日に千頭ころすべしと宣ひければ、陽神は千五百頭を生すべしと宣ひけり。仍りて百姓をば天益人ともいふ。死するものよりも、生るゝものゝ多きなり、陽神かへり給ひて、日向の小戸の橋の檣原といふ所にて御祓し給ふ。この時あまたの神化生し給へり。日月神もこゝにて生まれ給ふといふ説あり。伊弉諾の尊神功既に終りにければ天上に上り、天祖に報命申して、即ち天に留まり給ひけるとぞ。或る説に伊弉諾伊弉册は梵語なり。伊舍那天、伊舍那后なりともいふ。

▲地神第一代、大日靈尊これを天照大神と申す。又日神とも皇

一には云々、前に見たり

白銅の鏡、眞澄鏡とも書く。曇りなき鏡

日向の小戸の川、日向の橋の小戸の檣原前に見たり

凡慮計り難し、凡人の考にてははかりかねると也。

祖とも申すなり。この神生まれ給ふこと三の説あり。一には伊弉諾伊弉册の尊相計らひて、天下の主を生まざらんやとて、先日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素盞鳥の尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾の尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈の尊を化生し、右の御手に取りて月弓の尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に素盞鳥尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊日向の小戸の川にてみそぎし給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀の尊を生じ、御鼻を洗ひて素盞鳥尊を生じ給ふともいふ。日月神の御名も三あり。化生の所も三あれば、凡慮計りがたし。又おはします所も、一には高天の原といひ、二には日の小宮といひ、三にはわが日本國これなり。八咫の御鏡を執らせましくてわれを見るが如くに

和光の御誓、老子經に和其光、同其塵とあり。威徳の光を和けて浮世の塵に混同するの義。今は佛が神と顯れて人に近づき給ふをいふやらはれて、追ひやらるゝ義。ひたぶるに、強ひて。まさや云々、正しく吾れ勝ちたりと也。

せよと勅し給ひける事、和光の御誓も顯はれて、殊更に深き道あるべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。爰に素盞鳥尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天原三行キテ神尊ニカマミエシテ後ニ根ノ國ニ行キタトイハレタルユエニ天上に詣でて姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなんと申し給ひければ、許しつとのたまふ。仍りて天上に昇ります、大海轟き山岳なり响えき。この神の性たけきが然らしむるになん。天照大神驚きましまして兵の備をして待ち給ふ。彼の尊黒き心なき由を答へ給ふ。さらば誓約をなして清きか黒きかを知るべし。誓約の御中に女を生ませば黒き心なるべし。男を生ませば清き心ならんとて、素盞鳥尊の奉られける八阪瓊の玉を取り給ひしかばその玉に感じて男神化生し給ふ。素盞鳥尊悦びてまさやあれかちぬと宣ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天忍

御統の瓊玉、古、頸または手などに附くる爲、多くの玉を緒に貫きて統へ括りたるもの。天の眞名井、高天原にある井の名。かみ給ふ、嘴みくだくこと物ざね、そのものの種となるべきもの。めぐし、愛らし。どこやみ、常に暗夜となるをいふ。

穗耳の尊と申す。これは古語拾遺の説。又の説には素盞鳥の尊、天照大神の御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすゝぎ、是れをかみ給ひしかば、先づ吾勝尊生れます。その後猶四柱の男神生れ給ふ。物ざねはわが物なればわが子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の一説なり。この吾勝尊をば大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにする給ひしかば腋子といふ。今の世に幼き子をわか子といふは僻事なり。かくて素盞鳥尊、猶天上にましけるが、さまざまの科を犯し給ひき。天照大神怒りて天の石窟に籠り給ふ。國の中どこやみになりて晝夜の辨なかりき。もろくの神たち愁へ歎き給ふ。その時諸神の上首にて高皇産靈の尊といふ神ましくき。昔、天御中主の尊、三柱の御子おはします。長を高皇産靈の尊と申す。次をば

この神、高皇産靈神。天安河、高天原にある河の名。八百萬の神、多くの神といふ義。

青幣白幣にぎては絹布類の總名。青幣は色のや、青き麻布、白幣は色の白き楮の木皮。峽、山と山との間をいへどこ、は唯大山

神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おぼつか

なし。この三柱を天御中主の御子といふ事は日本紀には見えず、古語拾遺の説なり

にして、八百萬の神集へて相議し給ふ。其の御子に思兼といふ神のたばかりにより、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡

を鑄せしむ。その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。これを紀の神に

ます。次に鑄給へる鏡うるはしうましくければ、諸神悦び崇め給ふ。初めは皇居にましくき。今は伊勢

に、手置帆負彦狭知の二神をして、大狭小狭の材を切りて瑞の

五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉を取

小山の義。瑞の御殿、美麗なる御殿。天の香山、高天原にある山の名。五百箇の云々、一本にて多くの枝ある樹をいふ。根こじ、根のま。

眞牌、ツタの類の一種の蔓草。蘿葛、苔の類手草、手に取り持つ料。著鐸の矛、鈴をつけたる矛、常世の長鳴鳥、鷄の事。

り懸け、中枝には、八咫の鏡を取り懸け、下枝には青和幣、白和幣を取り懸け、天の太玉の命、高皇産靈の子にして捧げ持たしむ。

天の兒屋の命、津速産靈の子或は孫ともいをして祈らしむ。天の鈿目の命、眞牌の葛をかづらにし、蘿葛を手纏にし、竹の葉餼憩木の

葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優して相共に歌ひまふ。又、庭燎を明にして常世の長鳴鳥を集へて

互に長鳴せしむ。これは皆神樂の起りなり。天照大神聞し食して、我れは此の比石窟に隠れ居り、葦原の中津國はどこやみならん。如何ぞ天

の鈿目の命かくるらぐやとおぼして御手を以つて細目にあけて見給ふ。時に天手力雄の命といふ神、思兼の子、磐戸の脇に立ち給ひ

しが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る、中臣の神、天兒屋忌部の神、天太玉命なりしりくべなはを日本紀には端出之繩と書けり。註には左

しりくべ繩、注連繩のこと

千座の置戸、古は罪の多少によりてその者の身に持てる物を棄ててそれ罪をつけられた法ありて祓ふ置戸と千座の置戸とはその罪を祓ふ爲に出だす物をのする壺

とかく、是日影（ひかりかげ）引きめぐらして、な歸りましそと申す。上天始め（あまのくに）て晴れてもろくともに見る。面みな明かに白し、手をのべて歌ひ舞ひて、あはれ天の明なり。あなおもしろ、古語に甚切なるをみな（ふるごに）きららかに白きなり。あなたとし。あなさやけ、竹の葉（たけのは）おけ木の名なり。そ（そ）なり。天鈿目の持（あまのつむぎのもち）ち給へる手草なりかくて罪を素盞鳥の尊によせて、おほするに千座（ちくら）の置戸を以つて首の髪手足の爪を抜きて贖はしめ、其の罪をはらひて神逐（かみやらひ）にやはられき。彼の尊、天より降りて、出雲の簸（ひ）の川上といふ所に至り給ふ。其の所に一の翁と姥とあり。一の少女（ひと）をすゑてかきなでつゝ泣きけり。素盞鳥尊、誰そと問ひ給ふ。われはこれ國神なり。脚摩乳（あしなごち）、手摩乳（てなごち）といふ。この少女はわが子なり。奇稻田姫（くしいな）といふ。さきに八箇（やたり）の少女あり。年毎に八岐の大蛇の爲に吞まれき。今この少女又吞まれなんとすと申しけ

我れにくれんや、奇稻田姫を興へすやと也。湯津の云々、齒の極めて細かき櫛に少女を變らしむる也。みづら、耳の上邊に角などの様に結ぶ上代の髪の名。八醞、幾度も酒の汁を絞りと糟を去りその汁にて造りし酒。

れば、尊我れにくれんやと宣ふ。勅のまゝに奉ると申しければこの少女を湯津（ゆつ）のつま櫛に取りなし、みづらにさし八醞（やしばをり）の酒を八の槽（たね）にもりて待ち給ふに、果して彼の大蛇來れり、頭各一槽に入れて吞み酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握（じゅうにぎ）の劔を抜きて寸々に切りつ、尾に至りて劔の及すこしかけぬ。割きて見給へば一の劔あり。その上に雲氣ありければ、天の叢雲の劔と名づく。日本武尊（やマトヨ）に至り改めて草薙の劔（くさなぎ）といふ。それより熱田（あつた）の社にます。これ奇しき劔なり。われ何ぞあへて私におけらんやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。その後、出雲の清（すみ）の地（のち）に至り、宮を立て、稻田姫と住み給ふ。大己貴（おほな）の神（かみ）大汝（おほに）を生ましめて、素盞鳥尊は、竟に根の國に出でましぬ。大女神、この國に留りて、今の出雲の天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。仍りて、これを大國主の神とも大物

幸魂奇魂、人民に幸福を興へ奇特を顯し給ふ神靈をいふ。
あひて、娶り給ふをいふ。

瑞寶、めでたき寶。
死反玉、死者を生に反す玉比禮、手にこりてふり動かす類の物、これを振り動かせば蛇退散し蜂逃げ去りなとする也。

日嗣の神には

主とも申す。その幸魂奇魂は大倭の三輪の神にます。
▲第二代正哉吾勝勝速日天忍穗耳の尊、高皇産靈の女栲幡千千姫の命にあひて、饒速日の尊、瓊々杵の尊を生ましめ給ふ。吾勝の尊、葦原の中州に下りますべかりしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります。饒速日の尊を下し給ひし時、外祖高皇産靈の尊、十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一是れなり。
此の尊早く神さり給ひにけり。凡そ國の主とては下し給はざりしにや。吾勝の尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へ給ふ。後にまた瓊々杵の尊にも授けまし、に、饒速日の尊は、これを得給はず。然れば日嗣の神にはましまさぬなる

云々、皇統をつぎ給ふ神にはおほしまさすと也。

いづきめぐむ、大切にかしづき育つること。

返り事申さず、お返辭を申し上げざりし也。

新嘗、古、新米の出來し頃その米を神に

べし。この事舊事本紀の説なり日本紀には見えす。天照大神、吾勝の尊は天上に留り給へど、地神の第一二にかぞへ奉る。その始め天下の主たるべしとて生まれ給ひし故にや。

▲第三代天津彦々火の瓊々杵の尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇産靈の尊いづきめぐみましくて、葦原の中洲の主となして天降し給はんとす。爰にその國の邪神あれたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦といふ神を下して見せ給ひしに、大汝の神の女下照姫にとつぎて返り事申さず。三歳になりぬ。仍りて名なし雉を遣はしてみせられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて大神の御前にあり、血にぬれたりければ怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗してふせりける胸に當りて死せぬ。世に返し矢を忌むはこの故なり。更に又

も献じ自から
も食ふないふ
返矢、一度放
ちし矢を彼方
より更に放ち
かへすこと。

諏訪の湖、信濃國諏訪郡、

まつらふ、服従。

八十萬の神、ただ多くの神といふ義。八百萬も同じ。

下さるべき神を選ばれし時、經津主の命（鹿島神）に武甕槌の神（鹿島神）に勅を受けて下りましけり。出雲國に至り、はかせる劔をぬきて地につきたてその上に居て、大汝の神に大神の勅を告げ知らしむ。その子都波八重事代主の神（葛木の神）に相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美の神（今諏訪の神）に隨はずして逃げ給ひしを諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又隨ひぬ。かくて諸々の惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて返事申し給ふ。大物主の神（大汝の神は、この國を去りやがて隠れ給ふとみゆ。この代主の神、相共に八十萬の神を引きゐて天にまうづ。土神ことにほめ給ひき。宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれとて、まづ返し下し給ひけり。その後天照大神、高皇產靈尊相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて御供に仕らまつる。

五部の神、中臣、忌部、媛女、鏡作、玉作の五の群臣を統御する神むねとの重なるといふ義

寶祚、天皇の御位。天壤、天地。

齋鏡、いつぎ祭る鏡の義、御神體とするをいふ。

曲妙、行渡らぬくまなく穩かに妙なる也

諸神の上首三十二神あり。その中に五部の神といふは天兒屋命（中臣の祖）天太玉命（忌部の祖）天鈿女命（媛女の祖）石凝姥命（鏡作の祖）玉屋命（玉作の祖）なり。この中にも中臣忌部の二神は、むねとの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ。又三種の神寶を授けまします、先づ豫め皇孫に勅して宣はく、葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可レ王之地也。宜ニ爾皇孫就而治ニ焉。行矣寶祚之隆當與ニ天壤ニ無レ窮者矣。又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、吾兒視ニ此寶鏡ニ當レ猶レ視レ吾。可ニ與同レ床共レ殿以爲ニ齋鏡ニと宣ふ。八阪瓊の曲玉、天の叢雲の劔を加へて三種とす。又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ。八阪瓊のひろがれるが如く、曲妙を以つて天下を知し召せ。神劔を提げて不順ものを平げ給へと勅まし〜けるぞ。この國の神靈として、皇統、一種た

鏡は云々、鏡は太陽の形體を模したりと也。精、精髓。

一物をたくばへず、映る物その自然を顯はしかくす所なきをいふ。剛利、つよくするどきこと決斷、きつぱり思ひきりのよきこと。

だしくまします事誠にこれ等の勅にみえたり。三種の神器世に傳ふ事、日月星の天に在るに同じ。鏡は日の體なり。玉は月の精なり。劔は星の氣なり。深き習ひあるべきにや。抑、かの寶鏡はさきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡八咫に口傳あり。玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉といふ作り給へるなり。八坂にも劔は口傳あり素盞鳥尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劔なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ちますべき道なるべし。

鏡は一物をたくばへず、私の心なくして萬象を照すに、是非善惡の姿あらはれずといふ事なし。その姿に従ひて感應するを徳とす。これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす。慈悲の本源なり。劔は剛利決斷を徳とす。智慧の本源なり。この三徳を翕受けずしては天下の治まらんこと誠に難かるべし。神勅明に

詞約やかに云々、言語簡單にしてその主意深しと也。宗廟の神體、伊勢太神宮の御神體。

日月を明とす、日扁に月を寫きて明といふ字を製したりと也。陰陽冥顯、いづれも俗にいふかけひなたといふ義。

して詞約ツツマやかにむね廣し。剩ちまつきへ神器ツノモノにあらはし給へり。いと忝かたじけなき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明を形とせり。心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり。又、まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけんかし。天にある物日月より明なるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすと云へり。わが神大日の靈にましますせば、明德を以つて照臨し給ふ事、陰陽におきてはかりがたし。冥顯めいけんにつきて頼みあり。君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔子孫トイフコトなり。たれかこれを仰ぎ奉らざるべき。この理をさとり、その道に違はずば、内外典内外典、外ハツノ他ノ書の學問も爰に極まるべきにこそ。されどこの道の弘まるべき事は内外典流布の力なりといひつべし。魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目

應神天皇の云々、應神天皇の御代、王仁來りて論語、千字文を献ず。權化、神佛が世の人を救はん爲にかりに人の姿さなりてこの世に生れいで道を説くをいふ。

樞觸の峰、日本紀には高千穂峰とあり。

吾田の云々、古事記には笠沙の御崎とあり。

の力なければ、これを得る事難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖徳太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これ皆權化の神聖にましますれば、天照大神の御心をうけて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし。かくてこの瓊々杵の尊天降りまし、に、猿田彦といふ神參りあひき。これちまたの神なり。照り耀きて目を合する神なかりしに、天の鉤目の神行きあひぬ。皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の樞觸の峰にましますべし。われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。かの神の申しのまゝに樞觸の峯に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝といふ神これも伊弉諾尊の御子、又は鹽土の翁といふ參りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なん宜しかるべきと申しければ、その所に住ませ給ひけり。爰に山の神大山祇の二の女

磐長姫恨み怒りて、古事記には大山祇神の耻ぢ恨みし由しるせり。

天孫あやめ給ひければ、一夜に姪めるを不審に思し召す也。無月室、出入口のなき家。

あり。姉を磐長姫といふ。これは盤石の神なり。妹を木花開邪姫といふ。これは花木の神なり。二人をめし見給ふ。姉は形醜かりければ返しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我れをもめさまししかば、世の人は命ながくて磐石の如くあらまし。只妹をめしたれば、生めらん子は木の花の如くに散り落ちなんと詛けるによりて、人の命みじかくなれりぞぞ。木花開邪姫めされて一夜にはらみぬ。天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室を作り籠り居て、自から火をはなちしに三人の御子生れ給ふ。燿の起りける時生れますを火闌降の命といふ。火の熾なりしに生れますを火明の命といふ。後に生れますを火々出見の尊と申す。此の三人の御子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず、父の神悦びましましけり。此の尊天下を治め給ふ事三十萬八千五百三十三年と

人壽無量、人の壽命に限りなきこと。

末さまの事、崩御に近き末年の頃といふ義。

海の幸山の幸、魚獵と獸獵との義。

いへり。是れよりさき、天上に留ります、神達の御事は、年序はかり難きにや。天地分れしより以來の事、幾年を経たりといふ事見えたる文なし。抑天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時或は百歳いふ釋迦佛出で給ふといへる、此の佛の出世は鷓鴣草葺不合尊ウガヤカキアヘセの末さまの事なれば神武天皇元年辛酉佛滅の後二百九十年にあたる。これより上へかぞふべきなり。百年に一年を増して、是れをはかるに、此の瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉といふ佛の出で給ひける時にや當り侍らん。人壽二萬歳の時、この佛は出で給ひけりとぞ。

▲第四代彦火々出見の尊と申す。御兄火闌降の命海の幸さいちます。此の尊のは山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、各その幸なかりき。弟の尊の弓箭に兄の釣鈎をかへ給へりしを、弓箭をば

あながちに云々、たつて返せとせまらるるなり。

あひ住み給ふ、娶りて住まると也。前にもあり。大小のうろくづ、大小の魚族。

干珠満珠、その珠を出せば海潮の干満す

返しつ。弟の尊鈎を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちにせめ給ひしに、詮術せんすべなくて海邊にさまよひ給ひき。塩土しほつちの翁この神のこと先に見ゆ參りあひて、憐み申して謀をめぐらして海神綿積わたつみの命童り。の所に送りつ。その女を豊玉とよたま姫といふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂にその女にあひ住み給ふ。三とせばかりありて、故郷をおぼす御氣色ありければ其の女父にいひあはせて歸し奉る。大小のうろくづを集へて問問ひけるに、口女くちめといふ魚病ありとて見えす。しひて召し出づれば、その口腫はれたり。是れをさぐりしに、失せにし鈎をさぐり出づ、一には赤女といふ。又此の魚はなよしといふと見えたり。海神いましめて、口女今より鈎くふな。又天孫の饌にまゐるなどなん云ひ含めける。又海神干珠しほひるたるしほみつ、満珠みづたまを奉りて兄をしたがへ給ふべきかたちを教へ申しけり。さて

る功德ある珠
俳優の民、滑
稽なる仕事を
して慰に供す
る人をいふ。

ふきもあへず
、全く茸き終
へざるをいふ
龍になりぬ。
古事記には鰐
とあり。いづ
れも出産の時
打ち臥し給へ
る状を形容し
たる也。
さらしくし。

神皇正統記

四〇

故郷に歸りまして、釣をば返しつ。満珠を出してねぎ給へば、
潮満ち来て、兄溺られぬ。惱まされて俳優の民とならんと誓ひ
給ひしかば、干珠をもちて潮をしりぞけ給ひき。是れより天日
嗣を傳へましましけり。海中にて豊玉姫はら姫み給ひしが、産期に
至らば海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。果して其の妹玉
依姫をひきゐて海邊に行きあひぬ。屋を作りて鷗鷺の羽にてふ
かれしが、ふきもあへず御子生れ給ふによりて鷗鷺草茸不合の
尊と申す。又、産屋をうぶやといふ事も、この羽をふきける故
なりとなん。さても産の時見給ふなと契り申し、をのぞきて見
ましければ龍になりぬ。恥ぢ怨みて、我れに恥みせ給はずば海
陸をして相通はしへだつる事なからましとて、御子を捨て置き
て海中へかへりぬ。後に御子のさらしくしますことを聞

美麗なるをい
ふなり。

混然、物のう
ちまじれるか
たち。
中和、清濁の
中間に位する
程のよき氣。
三才、天、地
人。

廣雅、魏の張
揖撰、爾雅の
舊目によりて
之れを増した
り。十卷。
獲麟、魯の哀
公十四年西に
狩して麟を得
たり。孔子春

きて、あはれみあがめて妹の玉依姫を奉りて、養ひまつらせけ
るとぞ。此の尊、天下を治め給ふ事六十三萬七千八百九十二年
といへり。震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、
是れを混沌といふ。其の後軽く清き物は天となり、重く濁れる
物は地となり、中和の氣は人となる。是れを三才といふ。是れま
では我
が國の始まりをいへる
にかはらざるなり。其の始めの君盤古氏、天下を治むる事一萬八
千年、天皇地皇人皇などいふ王相續して、九十一代一百八萬二
千七百六十年、さきにあはすれば一百十萬七百六十年、是れ一説
なり。實
には明か
ならず。廣雅といふ書には開闢より獲麟に至るまで、二百七十六
萬歳ともいふ。獲麟とは孔子の在世魯哀公の時なり。日本の懿
徳にあたる。然らば盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方に
當るべきにや。

秋を筆削しこ
に至りて止
む。卷末にも
あり。

新古今集、土
御門天皇の元
久二年後鳥羽
院の院宣によ
りて撰進せし
歌集。

▲第五代彦波瀲武鸕鷀草薙不合の尊と申す。御母豊玉姫の名づ
け申しける御名なり。御姨玉依姫に嫁きて四柱の御子生ましめ
給ふ。彦五瀬の命、稻飯の命、三毛入野の命、神日本盤余彦の
尊と申す。磐余彦の尊を太子にたて、天日嗣をなん續がしめ
ましける。此の神の御代七十七萬餘年の程にや。唐の三皇
の初、伏羲といふ王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五
萬八千四百四十二年、一説には一萬六千八百二十七年、然らば此の尊の八十
萬餘の年にあたるなり。親經中納言新古今集の序を書
くに、伏羲皇徳の基して四十萬年といへり。いづれ其の後に少昊氏、顓頊氏、
高辛氏、陶唐氏、也。堯有虞氏、也。舜といふ五帝あり。合せて四百一
年、其の次に夏殷周の三代あり。夏には十七主四百三十二年、
殷には三十主六百二十九年、周の世となりて、第四代の主を昭
王といひき。其の二十六年甲寅の年までは、周おこりて一百二

入滅、滅度に
入る、死をい
ふ。
隠れさせまし
ましつ、御崩
御なりしをい
ふ。
西洲の宮、瓊
々杵尊は笠狭
の宮、火々出
見と葦不合と
は高千穂の宮
曆數、年數と
いふに同じ。

十年、この年は葦不合の尊の八十三萬五千六百六十七年に當れ
り。今年天竺に釋迦佛出生しますます。同じき八十三萬五千七
百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり。唐には昭王の
子穆王の五十三年壬申に當れり。其の後二百八十九年ありて、
庚申に當る年、此の神隠れさせましましたつ。すべて天下を治め
給ふ事八十三萬六千四十三年といへり。是れより上つかたを地
神五代とは申すなり。二代は天上に留り給ふ。三代は西洲の宮
にて多くの年を送りますます。神代の事なれば行迹たしかなら
ず。葦不合の尊八十三萬餘年ましましたしに其の御子磐余彦の尊
の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりける事、
疑ふ人も有るべきにや。されば神道の事おしてはかり難し。誠
に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にも

嘗れる諸國の
意。
外舅、饒速日
命、長髓彦の
妹を娶りて宇
麻志間見命を
生ましむ。
邪神云々、天
皇熊野にて熊
に逢はれ毒氣
に侵され給ひ
しといふ。

示して、夢中
に示し給へる
をいふ。
軍の御さきに
云々、軍の先
導となるをい
ふ。
八咫鳥、大な

平げ大倭に入りまさんとせしに、その國に、天の神饒速日の尊の御末、宇麻志間見の命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あらんやとて、軍を起して防ぎ奉る。其の軍強くして、皇軍しばし利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せりき。爰に天照大神、健甕槌の神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す。汝行きて平げよとみことのりし給ふ。健甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劍有り、かれを下さば自から平ぎなんと申して紀伊國名草の村に高倉下の命といふ神に示して、この劍を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも皆起きぬ。又、神魂の命の孫武津之身の命、大鳥となりて軍の御さきにつかふまつる。天皇はめて八咫鳥と號し給ふ。又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり。その光照

る鳥といふ義
はす、はずと
は弓の両端を
いふ、こゝは
末梢なり。
その舅、長髓
彦。
石上、大和山
邊郡石上神宮
のある所、

その祭を云々
、後世の鎮魂
祭これなり。

りががやけり。これによりて皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見の命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍を引さゝめて隨ひ申しにけり。天皇、甚ほめましまして天より下れる神劍を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける。この劍をば、豊布都の神と號す。初は大和の石上にましましき、後には、常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見の命、又饒速日の尊。天降りし時、外祖高皇產靈の尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇に獻る。天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。この寶をも、即ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。又は布留と號す。この瑞寶を一つづつ呼びて、咒文してふること有るによれるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮作りす。

十々の百には
云々、十を十
合せたる百と
いふ數をいひ
しものにはあ
らざるべく、
ただ多きをい
ひたるなうん
と也。

人皇、神代に
對して人の代
となりての天
皇といふ義。

かはり頓て人の代となりぬるにや。天竺の説の如く、次第ありて減じたりとは見えす。又百王ましますべしと申すめり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官百姓などいふにて、しるべきなり。昔皇祖天照大神、天孫の尊にみことこのりせしに、寶祚之隆當與天壤無窮とあり。天地も昔にかはらず、日月も光を改めず。況んや三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるはわが國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になんおはします。

▲人皇第一代神日本磐余彦の天皇と申す。後に神武と名づけ奉る。地神鷲草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈の尊には、五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまことことば

神代よりの云々、神代より傳はりし邦訓なりと也、漢字の謚神武天皇といへるに對していふ。尊きを云々、この區別は日本紀撰定の時皇臣の尊と臣下の卑と差別あらしめんが爲につけたるものにて一般に通じたるものにあらず。

舟楫、楫はかぞ、軍船の事道のついでの國々、順路に

なり。神武は中古となりて、唐の詞によりて定め奉る御名なり。又、この御代より代ごとに宮所を移されしかば其の所を名づけて御名ともす。この天皇をば橿原の宮と申すこれなり。又、天神の代より至りて尊きを尊といひ、其の次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣、宿禰、臣などといふ事もなし。古語の耳なれすなれる故にや。この天皇御年十五にて太子に立ち五十一にて父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ。今年辛酉の歲なり。筑紫日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣に勅して東征の事あり。この大八洲は、皆これ王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして多くの年序を送られけるにこそ。天皇、舟楫をどこのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道のついでの國々を

嘗れる諸國の
意。
外舅、饒速日
命、長隨彦の
妹を娶りて宇
麻志間見命を
生ましむ。
邪神云々、天
皇熊野にて熊
に逢はれ毒氣
に侵され給ひ
し事云々。

示して、夢中
に示し給へる
をいふ。
軍の御さきに
云々、軍の先
導となるをい
ふ。
八咫鳥、大な

平げ大倭に入りまさんとせしに、その國に、天の神饒速日の尊
の御末、字麻志間見の命といふ神あり。外舅を長隨彦といふ。
天神の御子兩種あらんやとて、軍を起して防ぎ奉る。其の軍強
くして、皇軍しばし利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士
卒皆病み臥せりき。爰に天照大神、健甕槌の神を召して、葦原
の中津洲さわぐ音す。汝行きて平げよとみことりし給ふ。健
甕槌の神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劔有り、かれを下
さば自から平ぎなんと申して紀伊國名草の村に高倉下の命とい
ふ神に示して、この劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒の
やみふせりけるも皆起きぬ。又、神魂の命の孫武津之身の命、
大鳥となりて軍の御さきにつかふまつる。天皇ほめて八咫鳥と
號し給ふ。又金色の鵄下りて、皇弓のはずに居たり。その光照

る鳥といふ義
はす、はずと
は弓の両端を
いふ、こゝは
未辨なり。
その舅、長隨
彦。

石上、大和山
邊郡石上神宮
のある所

その祭を云々
、後世の鎮魂
祭これなり。

りかがやけり。これによりて皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見の命、
その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍を引
きゐて隨ひ申しにけり。天皇、甚ほめましまして天より下れる
神劔を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける。この劔をば、
豊布都の神と號す。初は大和の石上にましましき、後には、常
陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見の命、又饒速日の
尊。天降りし時、外祖高皇產靈の尊、授け給ひし十種の瑞寶を
傳へもたりけるを、天皇に獻る。天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、
その祭を始められにき。この寶をも、即ち宇麻志間見にあづけ
給ひて、大和の石上に安置す。又は布留と號す。この瑞寶を一
つづつ呼びて、咒文してふること有るによれるなるべし。かく
て天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮作りす。

その制度云々、その結構天上の宮殿と同じ也。御調物、國々より献上する物。齋藏、清潔を旨とせる藏。わきため、差別の義。靈時、祭場をいふ。鳥見山、大和宇陀郡。老子、老聃とて老子道徳經をのこしたる人。

その制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を大殿に安置し、床を同じくします。皇宮神宮一なりしかば國々の御調物をも齋藏に納めて、官物神物のわきためなかりき。天兒屋根の命の孫、天種子の命、天太玉の命の孫、天富の命、専ら神事をつかさどる、神代の例にことならず。又靈時を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ。此の御代の始辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君定王の三年に當れり。今年老子誕生す。これは道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは二百九十年になれるが、此の天皇、天下を治め給ふ事七十六年一百二十七歳おはしました。

▲第二代綏靖天皇 これより和語の尊號をばのせず 神武第二の御子、御母は韞五十

高岡の宮、大和葛城郡。

孔子、名は丘字は仲尼、魯の人。

天下に及ぼす、道を天下にひろむるをいふ。

ことなる道にはあらねど、儒教説く所の道といふものは決して異常の道にはあらず、至つて行ひ易き人間の道なりと也。

鈴姫、事代主の神の女なり。父の天皇かくれまして、三年有りて即位し給ふ。庚辰の年なり。大倭葛城高岡の宮にまします。三十一年庚戌の歳、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三までおはしけり。儒教を弘めらる。この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周の始の文王、武王、周公の國を治め民を撫で給ひし道なれば心を正しくし身を直くし、家を治め國ををさめて、天下に及ぼすを宗とす。さればことなる道にはあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、その道ををさめて、儒のをしへを立てらるゝなり。天皇天下を治め給ふ事三十三年、八十四歳おましました。

▲第三代安寧天皇は綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代

片鹽浮穴宮、大和志に葛下郡とせるは誤河内中河内郡にその宮趾あり。輕の曲峽の宮、大和南葛城郡。

腋上池心の宮、大和南葛城郡。

秋津島の宮、大和南葛城郡。

主の神の少女なり。癸丑の年即位。大倭の片鹽浮穴の宮にまします。天下を治め給ふこと三十八年五十七歳おましましき。

▲第四代懿德天皇は安寧第二の子、御母は淳名底中姫、事代主の神の孫なり。辛卯の年即位大倭の輕の曲峽の宮にまします。天下を治め給ふ事三十四年七十七歳おましましき。

▲第五代孝昭天皇は懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり。父の天皇かくれまして、一年有りて丙寅の年即位、大倭の腋上池心の宮にまします。天下を治め給ふ事八十三年、百十四歳おましましき。

▲第六代孝安天皇は孝昭第二の子御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり。己丑の年即位、大倭の秋津島の宮にまします。天下を治め給ふ事一百二年、百二十歳おましましき。

黒田廬戸の宮、大和磯城郡、三十六年丙午、是れより前、周の赧王秦に入り悉く周の地を献ず。この年惠公王となり、後七年周滅ぶ。仙方、仙術といふに同じ。孔子の全經、孔子の手入したる經書の義

吉備大臣、吉

▲第七代孝靈天皇は孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女なり。辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまします。

三十六年丙午にあたるとし、唐の周の國滅びて秦にうつりき。四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三皇の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る。その後三十五年ありて、かの國、書を燒き儒を埋みにければ、孔子の全經、日本に留るといへり。この事異朝の書に載せたり。わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりどぞ申しならはしたる、孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど上古の事はたしかにしるし留めざるにや、應神の御代に渡れる經史だにも、今は皆見えす。聖武の御時、吉備大

備真備、後に見えたり。君子不死の國、後漢書東夷傳に東方に君子不死國ありと書せり。九夷に云々、論語子罕篇に見えたり。九夷とは支菟、樂浪、高麗、蒲飾、鬼夷、索豕、東屠、倭人、天鄙九種の夷。

臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけん事も、あながちに疑ふまじきにや。凡そ、この國をば君子不死の國ともいふなり。孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らんと宣ひける。日本は九夷のその一なるべし。異國にはこの國を東夷とす、この國よりは又かの國をも西蕃といへるが如し。四海といふは東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば虫をしたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば羊をしたがへ、北は犬の種なれば犬を従へたり。ただ東は仁ありて壽長し、よりて大弓を字の従ふといへり。孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ秦の世に通じけんことあやしむに足らぬ事にや、この天皇天下を治め給ふ事七十六年百十歳おまし〜き。

▲第八代孝元天皇は孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。

輕の境原、大和高市郡。

率川の宮、大和添上郡。孝元の妃として云々、こは誤也伊迦賀色許賣といふに同名二人あり一は内色許男の女にて孝元の妃、一は内色許男の弟大綜麻杵命の女にて開化の皇后なり。磯城の瑞籬の宮、大和磯城郡。

り。丁亥の年即位、大倭の輕の境原の宮にまします。九年乙未の年唐の秦滅びて漢に移りき。この天皇天下を治め給ふ事五十七年百十七歳おましましたき。

▲第九代開化天皇は孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄の妹なり。甲申の年即位、大倭の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふ事六十年、百十五歳おましましたき。

▲第十代崇神天皇は開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初めは孝元彦太忍信命大綜麻杵の命の女なり。甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。この御時神代を去ること、世は十つぎ、

年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年神武元年辛酉より此の己丑神代の鐘造石凝姥の神の裔をめぐして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇の神の裔をして劍を作らしむ。大

神籬、宮殿。

印綬を賜ふ、支那にて天子より授くる將軍の印の緒を印綬といふ。こゝにてはたは將軍たる印の物を賜はりしまでなり。復命、返辭を申し上ぐること。二千餘里、六町一里にて計算せしもの。

和の宇陀の郡にして、この兩種をうつし改められき。これを護身の璽として同殿に安置す。神代よりの寶鏡及び靈劍をば皇女豊鋤入姫の命に付けて大倭笠縫の邑といふ所に神籬を建て、あがめ奉らる。これより神宮、皇居各別になれりき。その後、大神の教ありて豊鋤入姫の命、神躰を頂戴して所々をめぐり給ひけり。十年の秋、大彦の命を北陸に遣はし、武渟川別の命を東海に、吉備津彦の命を西道に、丹波の道主の命を丹波に遣す。共に印綬を賜ひて將軍とす。將軍の名初めて見ゆ。天皇の叔父武埴安彦の命、朝廷を傾けんと計りければ、將軍等を留めて、先づ追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平げぬるよし復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御つぎを奉る。筑紫を去ること二千餘里といふ。天皇天下を治め給ふ事六十八年、百二十歳お

珠城の宮、大和磯城郡。

高天の原に云々、莊殿に造れる宮殿をいふ。高天の原は天をいふ。千木は榊風、高知りは高く表はす事、宮殿の天に聳ゆるをいふ。下津磐根は地底の磐

ましましぬ。

▲第十一代垂仁天皇は崇神第三の子、御母は御間城姫、大姫の命孝元の御子の女なり。壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします。此の御時、皇女大倭姫の命豊鋤入姫に代りて、天照大神をいつぎ奉る。神の教により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡、五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太敷立てし、しづまりましましぬ。この所は、昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神參りあひて、われは狹長田の五十鈴の川上に至るべしと申しける所なり。大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、大田の命といふ人又は興玉人ともいふ參りあひて、この處を教へ申しき。この命は昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ、かの川上に五十の鈴、天上の圖形など

石をいふ太敷
立は太く丈夫
に立つること
大鹿島の命、
天種子命七世
の孫神宮祭主
の始。

日代の宮、大
和磯城郡。

高屋の宮、肥
後天草郡。
魁偉、すくれ
て大なるをい
ふ。
脚を扛ぐ、力

あり。天の逆戈もこゝにあり。八萬歳の間守り崇め奉りきとなん申しける。かくて中臣の祖、大鹿島の命を祭の主とす。又大幡主といふ人を大神主になさる。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇天下を治め給ふ事九十九年百四十歳ましましき。

▲第十二代景行天皇は垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主の王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします。十二年秋、熊襲日向にそむきて、貢奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、これを征し給ふ。十三年夏、悉く平げて、高屋の宮にまします。十九年秋、筑紫より還り給ふ。二十七年秋、熊襲また反いて邊境を侵しけり。皇子小碓尊、御年十六、をさなくより雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を

量の強さをい
ふ。

かへりごと、
凱旋の復命す
るをいふ。

まかり申す、
暇乞せらる、
こゝに。

扛げ給ひしかば、熊襲を討たしめ給ふ。冬十月に密にかの國に至り、奇謀を以つて、その梟帥取石鹿文といふ者を殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げ、かへり給ふ。所々にして、あまたの悪神を殺しつ。二十八年春かへりごと申し給ひけり。天皇その功をほめて恵み給ふ事諸子にことなり。四十年夏、東夷多くそむきて、邊境さわがしかりければ、又日本武の皇子を遣す。吉備の武彦、大伴の武日をして左の將軍として相副へしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命、神劍を授けて、つしみてなほおこたりそと教へ給ひけり。駿河古語拾遺の説。に至るに、賊徒、野に火を付けて害し奉らん事をはかりけり。火の勢免かれ難かりけるに、はかせる叢雲の劔自から抜けて、傍の

日高見の國、今の北海道なりといふ。
弟橘姫、相模より上總に渡る海中暴風起りて御船進まざりし時、橘姫海神の祟り給ふ所ならんとて尊の御命に代りて海に投げ給ふ。
五十葺の山、近江國伊吹山なり。
荒ぶる神、暴行なす神の儀。

草をなぎ拂ふ。これより名を改めて草薙の劔といふ。又火打を以つて火を出して、向ひ火をつけて賊徒を焼き殺されにき。これより船に乗り給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國異説ありに至り、悉く蝦夷を平げ給ひて、かへりて常陸を経て、甲斐に越え、又武藏、上野を経て碓日坂に至りて、弟橘姫たぢはなひめといひし妾を忍び給ふ。上總へ渡り給ひし時、風波あちかりしに尊の御命をおがなはんとて海に入りし人なり
東南の方を望みて、我婦者耶あづまはやとの給ひしより、山東の諸國をおづまといふなりとぞ。これより道を分け吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ふ。かの國に宮簀媛みやすひめといふ女あり。尾張の稻種いなねの宿禰の妹なり。この女を召して、淹留とどまり給ひし間、五十葺の山に荒ぶる神ありと聞ければ、劔をば宮簀媛の家に留めてかちより出でま

御心亂る、御心地慄ましくなり給ふ也。
能褒野、伊勢國鈴鹿郡。

彈琴原、大和南葛城郡。
古市、河内國南河内郡。

棟梁の臣、家に棟梁の肝要

す。山神化して小蛇になりて、御道に横れり。尊またぎて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移り給ふ。能褒野のほのと云ふ所にて御病甚しくなりにければ武彦の命をして天皇に事の由を奏して、終にかくれ給ひぬ。御年三十なり。天皇さこしめして哀み給ふこと限なし。群卿百寮に仰せて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて大倭の國をさしてとび、彈琴ことひきの原といふ所に留れり。其の所にまた陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市に留る。その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天にのぼりぬ。依りて三の陵あり。かの草薙の劔は、宮簀媛みやすひめ崇め奉りて、尾張に留り給ふ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月武内たけうちの宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まさん

なる如く百官の上に立ちて統御の任にあたる臣をいふ綺の宮、伊勢鈴鹿郡高宮の地。

高穴穗の宮、近江滋賀郡。

仲足彦、足仲彦の誤。

とて東國に幸し給ふ。十二月、あづまより返りて、伊勢の綺の宮にまします。五十四年秋、伊勢より大倭にうつり纏向の宮に歸り給ふ。天下を治め給ふ事六十年、百四歳おましましたき。

▲第十三代成務天皇は景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦の皇子崇神の御子の女なり。日本武の尊、日嗣を受け給ふべかりしに世を早くしまししかばこの帝たち給ふ。辛未の年即位、近江の志賀の高穴穗の宮にまします。神武より十二代は大倭の國にましましたき。景行天皇の末つかた、この高穴穗にましまししかども定れる皇都にはあらず。この時始めて他國に移り給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす、大臣の號、是に始る。四十八年の春、姪の仲足彦の尊日本武尊の御子を立て、皇太子とす。天下を治め給ふ事六十一年、百七歳おましましたき。

▲第十四代第十四世仲哀天皇は日本武尊の第二の子、景行の御

大祖、ただ御先祖の意也。

代と世と云々、かく代と世との區別を立てたるは後に南朝の正統を受け給ひにし君なることなあらはさんとての親房卿の下心なり。

箭飯の神、氣比ともかけり敦賀郡。

孫なり。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より、第十二代景行までは代のまゝに繼體し給ふ。日本武の尊世を早くし給ひしにより、成務之れを繼ぎ給ふ。此の天皇を太子として譲りましくしより、代と世と替れるはじめなり、これよりは世を本としてしるし奉るべきなり。代と世とは常の義差別なし、然れども凡その承運さまことの繼體とを分別せんために書きわけたり。但字書にもそのいはれなきにあり。この天す、代は更の義なり、世は周禮の註に父死して子立つを世といふとあり。この天皇、御形いとさらしく、御長一丈ましましたけり。壬申の年即位、此の御時、熊襲又反亂して朝貢せず、天皇軍を召して、自から征伐の爲筑紫に向ひ給ふ。皇后息長足姫の尊は、越前の國箭飯の神に詣でて、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ。爰に神ありて、皇后に語り奉る。これより西に寶の國あり、伐ち隨へ給へ、熊襲は小國なり、又伊弉諾、伊弉册の生み給へり

うけがふ、聴き入れらるる事。
檀日の行宮、筑前國糟屋郡、穴戸豐浦宮、穴戸は長門の古屋。

七日ありて云々、七日の間こもり給ふこと。

住吉に云々、攝津國住吉神

し國なればうたずとも、終には隨ひ奉りなんと有りしを、天皇、うけがひ給はず、事ならずして、檀日の行宮にして隠れ給ふ。長門に納め奉る。これを穴戸豐浦の宮と申す。天下を治め給ふ事九年五十二歳おましましき。

▲十五代神功皇后は息長宿禰おきなかつくぬの女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姬おきなあそひめの尊と申す。仲哀立て、皇后とす。仲哀神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋いひこもらせ給ふ。この時、應神天皇はらまされさせましましけり。神かゝりて様々の道を教へ給ふ。この神は表筒男うはつづのを、中筒男なかつづのを、底筒男そこづのをなりとなん名のり給ひける。これは昔の伊弉諾の尊日向の小戸の川、櫂かが原にてぞみそぎし給ひし時、化生しましける神なり。後には攝津の國住吉にいつがれ給ふ神これなり。

社、いつかるは齋きまつらるゝ也。

年序久しく、久しく年代を経たるをいふ不測の御事、不思議なる事の意。
胎中の天皇、皇后の胎中にまします天皇の踐。

り。かくて新羅、百濟、高麗此の三ヶ國を三韓といふ。正は新羅にかざるふなり。然れどもふるくより百濟高麗を加へて三韓といひならはせり。を伐ち隨へ給ひき。海神形を顯し、御船をはさみて守り申し、かば思ひの如く、かの國を平げ給ふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫にかへりて皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して、辛己の年より天下を知らせ給ふ。皇后未だ筑紫にましくし時、皇后の異母の兄忍熊王謀叛をおこして、防ぎ申さんとしければ、皇子をば武内大臣たけしうぢに懐かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波につき給ひて程なくその亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば皇太子とす。武内の大臣、専ら朝政を輔佐し申

稚櫻の宮、大和磯城郡。鎮守のつかさ、皇后凱旋の時大矢田宿禰を新羅に留めて鎮守府將軍とせらる。後漢書、百二十卷、本紀列傳凡て九十卷は宋の苑辟撰志すべて三十卷は晋の司馬彪撰。

吳の國より云々、應神天皇十七年吳に衣縫の工女を求められ、雄略

しけり、大倭の磐余稚櫻の宮にまします。これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、この國よりも、かの國に鎮守のつかさを置かれしかば、西蕃相通じて國家富み盛んなりき。又、もろこしへも使を遣されけるにや、倭國の女王、遣使來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛己の年は漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代始まりて十四代と云ひし時、王莽といふ臣位を奪ひて十八年ありき。その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に獻帝位を去りて魏の文帝に譲らる。これより天下三に分れて、魏、蜀、吳となる。吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたぐみなごまでも渡されき。又魏の國にも通せられけるかと思ひたり。四十九年乙酉といひし年魏又滅びて晋の代に移りにき。

天皇十四年吳より漢織吳織を獻す。

磐田の天皇、河内國南河内郡に磐田といふ地あり、この名地名より來る。豊明宮、大和國高市郡

彼の書、倭漢總歴帝譜圖。

あながち云々

蜀の國は三十年癸未に魏の爲めに滅され、吳は魏より後までありしが、應神十七年辛丑晋のためにほろぼさる。この皇后天下を治め給ふ事六十九年、一百歳おましましき。

▲第十六代第十五世應神天皇は仲哀第四の子。御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は磐田の天皇とも名づけ奉る。庚寅の歲即位。大倭の輕島の豊明の宮にまします。この時百濟より博士を召し、經史を傳へらる。太子以下、これを學び習ひ給ひき。この國の經史及び文字を用ふる事はこれより生まれりとぞ。異朝の一書の中に日本は吳の太伯が後なりといふといへり。かへすがへすあたらの事なり。昔、日本は三韓と同種なりと云ふ事のありしが、彼の書を桓武の御代に焼き捨てられしなり。天地開けて後、素盞鳴の尊、韓の地に至り給ひきなど云ふ事あれば、かれらの國々も神の苗裔ならんこと、あながち苦しみなき

強ひて言ひ得られざる事もあるまじと也。
なにしか、何故に。

姓氏錄、嵯峨天皇の弘仁六年勅によりて萬多親王藤原圓人等撰録す
符合、割符を合すことくヒツタリあふこと。

弟の讒によりて、九年四月武内筑紫を巡

にや、それすら昔より用ひざる事なり。天地神の御末なれば、なにしか、代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗、百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて姓氏錄といふ文をも作られき。それも人民によりての事なるべし。異朝にも人の心まらなくなれば、異學の輩の云ひ出だせる事か。後漢書よりぞ、この國の事をばあらあらしるせる、符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや、唐書には日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで、明かに載せたり。さてもこの御時、武内大臣筑紫を治めん爲に、かの國に遣されける頃、弟の讒によりて、既に追討せられしを大臣の僕眞根子と云ふ人あり。かほかたち、大臣に似たりければ、

察せし時弟甘美内、武内三韓と謀を通じ筑紫によりて叛くと讒す。

肥後の國云々、扶桑略記に欽明天皇二十三年豐前國宇佐郡菱瀛池邊にあらはれて託宣せし由見ゆ、こゝに肥後とあるは誤なるべし。垂迹、跡をこの世に垂れて神佛と顯れ給ふなり。

相かはりて誅せちる。大臣は忍びて都に詣でて科なき由を明らかめられにき。上古神靈の主、猶かゝるあやまちまししくしかば、末代いかでか慎ませ給はざるべき。天皇、天下を治め給ふ事四十年百十一歳おましましき。欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池といふ所に顯れ給ふ、われは人皇十六代譽田の八幡丸なりと宣ひき。譽田はもこの御名、八幡は垂迹すゐせきの號なり。後に豐前國宇佐の宮に鎮まり給ひしが、聖武天皇、東大寺を建立の後巡禮し給ふべき由託宣ありき。仍りて威儀をあまののへて迎へ申さる。又神託ありて御出家の義ありき。やがで彼の寺に勸請し奉らる。されど猶勅使などは、宇佐に参りき。清和の御時、大安寺の僧行教宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします。爾來、行幸も奉

三千餘座、延喜式によるにこれらの神すべて三千一百三十二座と見ゆ。
 得道來云々、下の垂權迹に對す、一たび成佛して以來佛身の体性をなはりて安住不動なるをいふ。
 示八正道云々、示は自の誤とぞ。上の句の得道の道を押へて八正道

幣も石清水にあり。一代一度、宇佐へも勅使を奉らる。昔、天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主の神、隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らるる神三千餘座なり。然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるゝ事、いと貴き御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示八正道、垂權迹、皆得脱苦衆生。故號八幡大菩薩とあり。八正とは内典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念これを八正道といふ。凡そ心正なれば身口は自から清まる。三業に邪なくして内外真正なるを諸佛出生の本懐とす。神明の垂迹も又これが爲なるべし。又八方に八色の幡を立つる事あり。密教の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。その故にや、行教和尚には

といふ。佛は八正道を得て正覺を成す故に佛跡より神明の形を示現するを八正道より權迹を垂るといふ。故號云々、八正道より垂跡せし神明なるを以つて八幡と號すと也。八幡は八正の標幟なること知るべし。本地、我國の神はその本佛なるが假りに神と形を顯はし給へるものなりとの説にて取るに足ら

彌陀三尊の形にて見せさせ給ひけり。光明袈裟の上につらせましましけるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ、神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明らかなる證據おはしますにや、或はまた、昔於鷲山説妙法花經ととも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。中にも八正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ。本誓よくよく思ひ入つてつかふまつるべきにや。天照大神も唯正直をのみぞ、御心とし給へる。神鏡を傳へましましし事の起りは前にもしるし侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十一月、伊勢の神宮の新嘗の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出でて後、神主物忌等はばかり留まりしに皇太神、豊受の大神、倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則天下の神物なり。心神を破る事なか

ざる佛家の説なり。
 本誓、本来の誓願。
 天下の神物、萬物の靈といふに同じ。
 神はたるに、神明は救護をたるに祈禱せる人の身の上先きにす也。
 冥は云々、冥は幽明、神をいふ。
 六合、上下四方。
 日月を戴くまじき云々、一日の間なりとも天下に立つ

れ、神は、たるに祈禱を以つてさきとし、冥は加ふるに正直を以つて本とすとあり。同二十三年重ねて託宣し給ひしに、日月は四州を廻り、六合を照すと雖、正直の頂を照すべしとあり。されば二所宗廟御心を知らんと思はば、唯正直を先とすべきなり。大方、天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり。不正にしてはたつべからず。殊更に、この國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり。倭姫の命人に教へ給ひけるは黒き心なくして、丹心を以つて清く潔く齋慎め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし。右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元を元とし本を本とする故なりとなん。誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を教へん

能はじとの義元を元とし云々、左右本末を乱さぬを本旨とすとの義霜を履んで云々、堅き氷の張るに至るもその始めは霜の置く如き僅かの寒さより始まるものなりとの義。
 毫釐、僅ばかりといふ事。
 芥蒂、塵埃をいふ。こゝにては極めて僅かなるをいへり。
 道は須臾も云々、中庸の語

こともかゝるべしとぞ覺え侍る。少しの事も、心にゆるす所あれば、大に誤る本となる。周易に霜を履んで堅氷に至ると云ふ事を孔子釋して宣はく、積善の家に餘慶あり、積不積の家には餘殃あり。君を殺す事も、一朝一夕の故にあらずといへり。毫釐も君をゆるかせにする心を萌すものは必ず亂臣となる。芥蒂も親をおろそかにする形有るものは、果して賊子となる。この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと説けり。但、その末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。その源といふは心に一物をたくばへざるをいふ。しかも虚無の中に留まるべからず。天地あり、君親あり。善惡の報影響の如し。己が欲をすて、人を利するを先として、境々に對する事、鏡の物を照すが如く、明々として迷はざらん

一物をたくはへず、心に邪心をばさまざるなふ。
虚無、心を空しうして爲す所なきをいふ境々、種々の場合をいふ。

神を去ること云々、神の御血統より出で離ること違からざるをいふ。
冥の知見、幽冥の中より神の見給ふこと兄の御子達、大山守尊。いなむ、辭退すること。

を誠の正道といふべきにや、代下れりとて自から賤しむべからず。天地の始めは今日を始とする理あり。しかのみならず、君も臣も神を去る事遠からず、つねに冥の知見をかへりみ、神の本誓を覺りて、正に居せんことを心ざし、邪なからん事を思ふべし。

▲第十七代仁徳天皇は應神第一の子、御母は仲姫の命五百城入彦の皇子景行のの女なり。大鷦鷯の尊と申す。應神の御時菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましまししをうつくしみ給ひて太子に立てんと思し召しけり。兄の御子達うけがひ給はざりしをこの天皇獨うけがひ申し給ひしによりて、應神かくれまして、かれを誅せられにき。爰に太子、天位を尊に譲り給ふ。尊固くいなみ給ふ。三年になるまで、互に譲りて位を空しくす。

あなたこなたに云々、何れに持ち行きても受けられざる也。

ためしもまれなりし云々、殆んど前例なきまでなりしと也。

高き屋に云々、この歌は仁徳の御製といひ傳へなれど句調新しく且つ正史に見えず、後人の作なること明けし。

太子は山城の宇治にまします。尊は攝津の難波にましましけり。國々の御調物も、あなたこなたにうけとらずして、民の愁となりしかば、太子自みづから失せ給ひぬ。尊驚き歎き給ふこと限りなし。されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします。日嗣を受け給ひしより、國をしづめ、民をあはれみ給ふ事、ためしもまれなりし御事にや、民間の貧しき事を思して三年の御調を留められぬ。高殿にのぼりて見給へばにぎはしく見られるに依りて、

高き屋にのぼりて見れば煙たつ

民のかまごはにぎはひにけり

とぞよませまし〜ける。さて猶三年を許されければ、宮の中破れて雨露もたまらず、宮人の衣やぶれて、その粧よそはひも全から

ず。帝はこれを楽しみとなん思し召しける。かくて六年といふに國々の民各々参り集りて大宮作りし、色々の御調を備へけるとぞ、ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふ事八十七年、百十歳おましましき。

後の稚櫻宮、前を見よ。

▲第十八代履中天皇は仁徳の太子、御母は磐之姫の命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年即位、又大倭の盤余稚櫻の宮にまします。後の稚櫻の宮と申す。天下を治め給ふ事六年、六十七歳おましましき。

丹比柴籬の宮、河内中河内郡。

▲第十九代反正天皇は仁徳第三の子、履中同母の弟也。丙午年即位、河内の丹比柴籬の宮にまします。天下を治め給ふ事六年、六十歳おましましき。

▲第二十代允恭天皇は仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。

遠明日香の宮、大和高市郡

後周、北周ともいふ。後別に後周といへるがあれど同じからず。

大草香皇子云々、天皇、皇弟大伯瀬皇子の爲に大草香の妹を聘せんとし旨を諭さ

壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします。この御時までには三韓の御調、年々にかはらざりしに、これより後には常におこたりけりとなん。八年己未に當れりし年、もろこしの晋亡びて南北朝となる。宋、齊、梁、陳相次ぎて起る。これを南朝といふ。後魏、北齊、後周つぎに起れりしを北朝といふ。百七十餘年並びて立ちたりき。この天皇天下を治め給ふ事四十二年、八十歳おましましき。

▲第二十一代安康天皇は允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子應神の御子の女なり。甲午の年即位、大倭の穴穂の宮にまします。大草香の皇子仁徳の御子を殺して、その妻を取りて皇后とす。かの皇子の子眉輪の王をさなくて母に随ひて宮中に出入しけり。天皇高樓の上に醉臥し給ひけるをうかがひて、殺

れたるに大草香大に喜び寶物を捧げて信とす、使者之れを奪ひ詔を奉せずと讒す天皇怒りて皇子を殺し其妹を大伯瀬の妃とし、自からその妃中蒂姫を入れて后とせらる。

勅使をさして云々、朝廷より使をつかはして豊受の大神を伊勢に迎へしめ給へり垂仁天皇の御

して、大臣葛城の圓が家に逃げ籠りぬ。この天皇、天下を治め給ふ事三年、五十六歳おはしましき。

▲第二十二代雄略天皇は允恭第五の子、安康同母の弟なり。大伯瀬の尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる。剩へその事にくみせられざりし市邊押羽の皇子をさへ殺して位に即き給ふ。今年丁酉の年なり。大倭の泊瀬朝倉宮にまします。この天皇性猛くましましけれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に伊勢の皇太神、大倭姫命に教へて丹波國與佐の真井の原よりして豊受の大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて明年戊午の秋七月に勅使をさして迎へ奉る。九月に、度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ。垂仁天皇の御代に、皇太神五十鈴の宮に移らしめ給ひしより四

代、その二十五年也。

日の小宮の云々、日の小宮は高天原にて天照大神の居給へりし宮殿、圖形文形は繪圖をいふ。外宮には云々、この説は後世の者が外宮を内宮よりも尊きものにせんとて作り設けたるもの也。相殿、相共に同一の神殿に鎮座せらるるをいふ。

百八十四年になんなりにける。神武の始よりは既に千百餘年になりぬるにや、またこれまで、大倭姫命垂仁の御女也存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形によりてなさせ給ひけりとぞ、抑々この神の御事異説まします。外宮には天祖天御中主の神と申し傳へたり。されば皇太神の託宣にてこの宮の祭をさきにせらる。神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす。天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますに依つて、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり。これより二所大神宮と申す。丹波より移らせ給ひける事は、昔、豊鋤入姫の命崇神の御女、齋宮の始也。天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り給ひける比、この神、天降りて一所におはします。四年ありて、天照大神は、又大倭に歸らせ給ふ。それよりこの神は丹波に留ら

神龜年中、聖武天皇神龜六年。御饌殿、字の如く神饌を調理する御殿。天の狹霧國の云々、この書はサは眞の意霧は字の如く解して天地間の氣といふ意としたれど肯ひがたし。

粟栗の宮、大和磯城郡。

せ給ひしを、道主命といふ人、いつぎ申しけり。古はこの宮にて御饌をととのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉るとなん。かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との両義あり。陰陽元初の御氣なれば、天の狹霧國の狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ、天孫さへ、相殿にましますば、御饌の神といふ説は用ひがたき事にや、この天皇天下を治め給ふ事二十三年、八十歳おましましたき。

▲第二十三代清寧天皇は雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余壘栗の宮にまします。誕生の始より白髪におはしければしらがの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅

押羽の皇子云々、安康天皇かつて押羽皇子に位を傳へんとせられしより雄略天皇深く怨みて殺し給ふ。

白髪のお天皇、清寧天皇なり

暫く位に居給ひき、清寧天皇の五年正月より十一月まで角刺宮にて政をとり給ふ八釣宮、大和高市郡。

使を遣して皇胤を求めらる。市邊の押羽の皇子、雄略殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人ましかるが、丹波の國に隠れ給ひけるを求め出でて御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふ事五年、三十九歳おましましたき。

▲第二十四代顯宗天皇は市邊の押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり。御母弟媛、蟻の臣の女なり。白髪のお天皇養ひて子とし給ふ。御兄仁賢、まづ位につき給ふべかりしを、相共に譲りましましたしかば同母の御姉飯豐の尊暫く位に居給ひき。されどやがて顯宗定まりまししくしによりて飯豐天皇をば日嗣にはかずへ奉らぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします。天下を治め給ふこと三年、四十八歳おましましたき。

▲第二十五代仁賢天皇は顯宗同母の御兄なり。雄略の我が父の

御陵をほり、雄略天皇の御陵墓を發掘すること。

廣高の宮、大和山邊郡。

列城宮、大和磯城郡。さかなし、暴虐なるをいふ。

先蹤、先例といふが如し。器にあらざれ

皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵をほりて御屍をはづかしめんと宣ひしを顯宗いさめましまししによりて徳の及ばざることをはづて顯宗をさまたて給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上いそのかみ廣高の宮にまします。天下を治め給ふ事十一年、五十歳おましましき。

▲第二十六代武烈天皇は仁賢の太子、御母は大娘おほいらつめの皇女、雄略の御女なり。己卯の年即位、大倭の泊瀬列城はつせのなみきの宮にまします。性さがなくまして、悪としてなさすといふ事なし。依つて天祚も久しからず、仁徳、さしも聖徳ましまししかど。この皇胤ここにたえにき。聖徳は必らず百代にまつらる春秋に見ゆ。どこそ見ぬたれども、不徳の子孫あらばその宗を滅すべき先蹤甚だ多し。されば上古の聖賢は子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれ

ば云々、天下を傳ふべき器量ありざる限りは天下を傳へずと也。不肖、父に似ぬ子といふ義

阿育、これ薩譯の稱、新譯には阿輸迦といふ。無憂王と譯す。佛滅度百年の後摩竭陀國に君臨せし王なり。三寶、佛、法、僧。舍利、佛骨。功德、こゝにては衆僧をさしていへる也

ば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば舜に授け、舜の子商均又不肖にして、夏の禹に譲られしが如し。堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故にや、必らず子孫に傳ふ事になりしが、禹の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども紂が時無道にして永く亡びにき。天竺にも佛滅度百年の後、阿育といふ王あり。姓は孔雀氏、王位につきし日、鐵輪飛び降る。轉輪の威徳を得て閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。王法を以つて天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ。八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施せる人なりき。その三世の孫弗沙蜜多羅王ふしゃみつたらの時、惡臣のすゝめによりて、祖王の立てたりし塔婆を破壊せんといふ惡念をおこし、諸の寺を破り、比丘を殺害す、阿育王のあがめし雞

鷲寺、雞頭未寺、雞寺など見えたり。四兵の衆、天竺の兵は象馬車歩の四種に分れる故に四兵の衆といふ。

潜龍の勢、皇子の賢徳あるをいふ。

雀寺の佛牙齒の塔をこぼたんとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王及び四兵の衆をおし殺す。是れより孔雀の種永く絶えにき。かゝれば先祖犬なる徳ありとも、不徳の子孫、宗廟の祭をたゝん事疑ひなし。この天皇天下を治め給ふ事八年、十八歳おましましき。

▲第二十七代第二十世繼體天皇は應神五世の御孫なり。應神第八の御子隼總別はやふらわけの皇子、其の子大迹おほあとの王其の子私斐こひの王其の子彦主人ひこしの王其の子、男大迹の王と申すはこの天皇にまします。御母は振媛かりひめ、垂仁七世の御孫なり。越前の國にましくけり。武烈かくれ給ひて、皇胤たぬにしかば群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度まして、潜龍のいきほひ世にきこえ給ひけるにや、群臣相議あひはからひて迎へ奉

謙讓、自からへりくだりて他に譲り玉ふこと。

玉穂宮、大和郡城郡。

いかなる故にか云々、聖徳ありし仁徳の御末たえにまで聖徳なき隼總別の子孫のみうちつづきたるは不思議なりと也。左傳に見ゆ、左傳桓公二年初晉穆侯之夫人姜氏以條之

る。三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即ぎ給ふ。今年己丑の年なり。武烈かくれ給ひて後、大倭の磐余玉穂の宮にまします。仁賢の御女、手白香たしろかの皇女を皇后とす。即位し給ひしより、誠に賢王にましましき。應神御子多く聞給ひしに、仁徳賢王にて傳へましまししかど、御末たえにき。隼總別の御末、かく世をたもたせ給ふ事。いかなる故にかおぼつかなし。仁徳をば大鷦鷯尊と申す。第八の御子をば隼總別と申す。仁徳の御代に兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき。隼の名にかちて末の世をうけつぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝるためしあり。左傳に見ゆ、名をつくる事も慎み重くすべき事なり。それも自から天命なりといはば凡慮の及ぶべきにあらす。この天皇のたぢ給ひしことを思ひの外なる御運と見え侍る。但

復生太子、命之曰仇。其弟以千敵之戰生、命之曰成師。師服曰異哉、君之名子也、夫名以制義、義以出禮、禮以體政、政以正民、是以政成而民聽、易則生亂、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也。今君命太子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、見其替乎とあり。勾金宮、大和高市郡。

檜隈入野の宮

皇胤たえぬべかりし時、群臣選び求め奉りて、賢名によりて天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。皇統にその人ましまさん時は、賢き諸王おはすとも、いかでか望みをなし給ふべき。皇胤たえ給はんにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はん事、則ち又天のゆるす所なり。この天皇をば我が國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものか、天下を治め給ふ事二十五年、八十二歳おましましき。

▲第二十八代安閑天皇は繼體の太子、御母は目子姫、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします。天下を治め給ふ事二年、七十歳おましましき。

▲二十九代宣化天皇は繼體第二の子、御母は安閑同母の弟なり。丙辰の年即位、大倭の檜隈入野の宮にまします、天下を治め給

、大和高市郡

阿兄、安閑宣化の兩天皇をさしていふ。

金刺の宮、大和磯城郡。

永平十年、我が垂仁天皇の九十六年に當れり。

ふ事四年、七十三歳おましましき。

▲第三十代第二十一世欽明天皇は繼體の第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。阿兄ましまししかど、この天皇の御末世をたもち給ふ。御母方も仁徳の流にましませば、猶も其の遺徳つきずしてかく定り給ひけるにや、庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします。十三年壬申十月に、百濟

國より佛法僧を渡しけり。この國に傳來の始なり。釋伽如來滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝、永平十年に佛法始めて彼の國に傳はる。それよりこの壬申の歳まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の始めつ方は武帝同時なり。この法始めて傳來せ

群臣固く云々、物部尾與等固く之れを諫む。
私に崇め仕ふ、蘇我稻目、馬子等。

金像を云々、これ前に百濟より渡ししものなり。

譯語田、又他

し時、他國の神をあがめ給はん事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりてすてられにき。されどこの國に三寶の名を聞くことはこの時に始まる。又私に崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖徳ましまして、三寶を感せられけるにこそ、群臣の諫によりて、その法をたてられずといへども、天皇の勅志にはあらざるにや。昔佛在世に天竺の月蓋長者鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける。難波の堀江にすてられたりしを善光といふものとり奉りて信濃の國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この御時、八幡大菩薩始めて垂迹すゑじやくし申します。天皇天下を治め給ふ事三十二年、八十一歳おましましき。

▲第三十一代第三十二世敏達天皇は欽明第三の子、御母は石媛いしひめの皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭磐余譯語田いはれをさだの

田に作る大和磯城郡。豐日皇子、用明天皇、妃は穴穗部間人皇女。奇瑞、不思議なる事おら。御手をにぎり、手をにぎり給ひしましに、これら二歳まで開かれざりし也。こゝより信ずべきことにもあらざ。

池邊列槻の宮、大和磯城郡、傾け申す、批難するをいふ

宮にまします。二年癸巳の年、天皇の御弟、豐日皇子の妃御子を誕生す。厩戸の皇子にまします。生れ給ひしより、さまざまの奇瑞あり。ただ人にはまします。御手をにぎり給ひしが三歳にて東方にむきて南無佛とて開き給ひしかば一の舍利ありき。佛法流布のために、權化し給へる事疑ひなし。この佛舍利は今に大倭の法隆寺に崇め奉る。天皇天下を治め給ふ事十四年、六十一歳おましましき。

▲第三十二代用明天皇は欽明第四の子、御母は堅鹽姫きたしほ、蘇我稻目そがのいなの大倭の女なり。豐日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大倭の池邊列槻いけべなみつきの宮にまします。佛法をあがめて、わが國に流布せんとし給ひけるを、弓削ゆげの守屋もりやの大連傾け申す。終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大倭と心を二にし

て誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇天下を治め給ふ事二年、四十一歳おましました。

▲第三十三代崇峻天皇は欽明第十二の子、御母は小姉君姫、これも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまします。天皇横死の相見給ふ慎みますべき由を厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふ事五年、七十二歳おましました。ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のために殺され給ひきともいへり。

▲第三十四代推古天皇は欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋姫の尊と申す。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふことありき崇峻隠れ給ひしかば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします。昔神功皇后、六十餘年、天下を治め給ひしかども、攝政

倉橋の宮、大和磯城郡。横死の相、相は人相、天命を以つて終はらざるを横死といふ。

小墾田の宮、大和高市郡。

萬機の政、いろくの政務をいふ。監國、左傳闕公二年に見たり。王の外に行く時國にありて政事をとるをいふ。佛世にも云々、佛のありにし昔のさまに異ならず盛んなりしと也。法服、袈裟をいふ。放光動地、御身より光を放ち地を動かすをいふ。伽藍、梵語、佛寺をいふ。

と申して天皇とは號し奉らざるにや、この御門は正位に即き給ひけるにこそ。即厩戸皇子を皇太子とし萬機の政を任せ給ふ。攝政と申しき。太子の監國といふ事もあれど、それは暫くの事なり。これは偏に天下を治め給ひけり。太子聖徳ましましたしかば、天下の人仰ぐ事日のごとく、つくこと雲のごとし。太子未だ皇子にてましましたし時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。まして政をしらせ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふ事、佛世にも異ならず。又神通自在にましましたし。御自からも法服を着して經を講じ給ひしかば天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣たうとみあがめ奉る事佛の如し。伽藍をたてらるゝ事四十餘ヶ所に及べり。又この國には昔より人すなほにして法令なども定まらず。十二年甲子に始めて冠位

十三階、徳仁
禮信義智を各
大小に分つ。
むねを約にし
、主意を簡單
にする。

使を送り云々
、この御代十
五年小野妹子
を隋に遣はす
その書に曰は
く日出處天子
致書日沒處天

といふ事を定め、冠のしなによりて上下を
さだむるに十二階あり。十七年己巳に憲法十七
條を作り奏し給ふ。内外典の深き道をさぐりて、むねを約にし
て作り給へるなり。天皇喜びて天下に施行せしめ給ひき。この
ころはひは唐には隋の世なり。南北朝相分れしが、南は正統を
うけ、北は戎狄よりおこりしかども、中國をば北朝にてぞ治め
ける。隋は北朝の後周と云ひしが讓をうけたりき。後に南朝の
陳をうち平げて一統の世となれり。この天皇の元年癸丑は文帝
一統の後四年なり。十三年乙丑は煬帝の即位元年に當れり。か
の國より始めて使を送り好を通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問
倭皇一とありしをこれは唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なり
とて群臣あやしみ申しけるを、太子宣ひけるは、皇の字はたや
すく用ひざる言葉なればとて、返報をもかゝせ給ふ。さまざま

子無恙と、明
年隋主裴世清
を來朝せしむ。
皇帝恭問倭皇は
その返書之首にあ
りし文也。
皇位をも云々
、これ例の太
子を神異にせ
んとの説にし
て取るに足ら
ず。

饗祿を給ひて、使を返し遣さる。これよりこの國よりも常に使
を遣さる。その使をば、遣隋大使となん名付けられしに、二十
七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。二十九年辛巳の年、
太子隠れ給ふ。御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲み
惜み申す事、父母に喪するが如し。皇位をもつぎましますべか
りしかども、權化の御事なれば、定めて故ありけんかし。御謚
を聖徳と名付け奉る。この天皇天下を治め給ふ事三十六年、七
十歳おましましき。

▲第三十五代第二十四世舒明天皇は忍坂大兄おしさかおほえの皇子の子、敏達
の御孫なり。御母は糖手ねかて姫の皇女、これも敏達の御女なり。推
古天皇は聖徳太子の御子に傳へ給はんとし召しけるにや、さ
れどもよき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします。又太子御

き云々、されどこれは敏達皇子ニノタマヒタルナリの嫡孫なれば御位に即き給へり也。岡本宮、今高市郡大字岡の龍蓋寺これ也

明日香河原の宮、大和高市郡。ないがしろにす、輕んずるこそ。

病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとぶらひまししに天下の事を太子の申しつけ給へりけるとぞ、己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします。この即位の年は、もろこの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふ事十三年、四十九歳おましましき。

▲第三十六代皇極天皇は茅渟王チヌの女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達の曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。欽明天皇皇后とし給ふ。天智天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおはしまししかば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします。この時に蘇我蝦夷の大臣馬子の犬并にその子入鹿、朝權を専らにして皇家をないがしろにする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となん云ひける。上古よりの國記重寶、皆

私の家に、自己の家にをさむる也。悖逆、道にもとり君に逆ふこと。父蝦夷も云々、蝦夷誅せらるゝに及びて秘藏したりし天皇紀重寶を焼きたり、國記のみは船史恵尺が火中より取り出したるといふ。

二神の御中、二神とは天照大神と瓊々杵尊とをさす。

私の家に運び置きてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖徳太子の御子達の、科とがなくましまししをもほろぼし奉る。爰に皇子中大兄と申すは舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり。中臣の鎌足の連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火をつけてうせぬ。國記重寶みな焼けにけり。蘇我の門久しく權をどれりしかども、積惡の故にや皆滅びぬ。山田石川丸といふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける。この鎌足の大臣は天兒屋根命の二十一世の孫なり、昔天孫あまくたり給ひし時、諸神の上首かみくろにてこの命、殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします。中臣といふ事も、二神の御中にて神の御心をやはらげ申し給ひける故とぞ、その孫天種子の命神代の御代に祭事をつかさどる。上古は神と皇と一にましまし

先烈、先祖の
いさをし。
無止事、この
上なき光榮な
りとの意。
内臣、左右大
臣の下、後世
の内大臣。
大臣、ウチノ
オホオミとせ
られたるなる
べし。

豐崎の宮、攝
津大阪。

しかば祭をつかさどるは即ち政をとれる也。政の字の訓にても知るべしその後
天照大神、始めて伊勢の國に鎮りまし、時種子命の末大鹿島命
祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子みけこまでも、その官にて
仕へたり。鎌足に至りて、大勳をたて世に寵せられしによりて
祖業を起し、先烈をさかやかされける、無止事むしじなり。且つは神
代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺は侍れ。後に内臣に
任じ、大臣おほおみに轉じ、天織冠となる。正一位又中臣をあらためて藤
原の姓を給へり。内臣に任せらるる事はこの御代にはありず、事の次にしらす。この天皇、天下を治
め給ふ事三年ありて同母の御弟輕の王かろに譲り給ふ。御名を皇祖
母の尊とぞ申しける。

▲第三十七代孝徳天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、
攝津國長柄なからの豐崎の宮にまします。この御時、始めて大臣を左

この御時云々
天化元年始
めて左右大臣
をおく。
八省、中務式
部民部治部兵
部刑部大藏宮
内。
百官、すべて
の官員をいふ
重祚、かさね
て職祚あるを
いふ。
太甲、成湯の
子、殷の二代
安帝、東晋の
徳宗。
則天皇后、則
天武后といふ

右にわかたる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず。
仲哀の御代に、又大連の官をもおかる。大臣大連、並びて政を
しれり。この御時、大連をやめて左右の大臣とす。又八省、百
官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。天下を治め給ふ事
十年、五十九歳おましましき。

▲第三十八代齊明天皇は皇極の重祚なり。重祚といふ事は、本
朝にはこゝに始れり。異朝には殷の太甲不明なりしかば、伊尹
これを桐宮に退けて、三年政をとれりき。されど帝位をすつる
まではなきにや、太甲あやまちを悔いて、徳ををさめしかば本
の如く天子とす。晋の世に桓立と云ひし者安帝の位を奪ひて、
八十日ありて義兵の爲に殺されしかば安帝位に歸り給ふ。唐の
世となりて則天皇后世を亂られし時、わが所生の子なりしかば

高宗の后なり
自から云々、
皇后自から帝
位に即く也。
二代にはたて
ず、二代に算
へ入れざる也
後の岡本宮、
前にあれば後
と云ふ。

救の兵を云々
この時高麗
百濟は我が國
に屬したりし
が新羅のみ唐
に屬して唐兵
を導きて二國

も、中宗をすて、廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも
又捨て、自^{ミナ}から位に居給ふ。後に中宗位に歸りて唐の祚たえず。
豫王も亦重祚あり。これを睿宗といふ。これぞまさしき重祚な
れど二代にはたてず、中宗睿宗とぞ連ねたる。わが朝に皇極の
重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す、異朝にかはれり。
これ天日嗣を重くする故か、先賢の義定めて由あるにや。乙卯
の年即位、この度は大倭の岡本にまします。後の岡本の宮と申
す。この御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗をせめ
しによりて、救の兵を申し請しかば天皇皇太子、筑紫まで向は
せ給ふ。されども三韓終に唐に屬さしかば軍をかへされぬ。こ
の後も、三韓好を忘るゝまではなかりけり。皇太子と申すは中
大兄皇子の御事なり。孝徳の御代より太子に立ち給ふ。この御

を攻む。二國
救を我れに請
ふ。

大津の宮、滋
賀郡。

昔の大勳、蘇
我を討滅した
るをいふ。
朝賀、官職の
榮達すること
國忌、前帝の
崩せられし日
にその御祭あ
らせらるゝを
いふ。

時は攝政し給ふと見たり。天皇天下を治め給ふ事七年、六十
八歳おましましき。

▲第三十九代第二十五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極
天皇なり。壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします。即位
四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とす、又藤原朝臣の姓を
給ふ。昔の大勳を賞し給ひければ朝獎ならびなし。前後封を給
ふ事一萬五千戸なり。病の間にも御幸してとぶらひ給ひけると
ぞこの天皇中興の祖にまします。光仁の國忌は時に隨ひ改まれ
ども、これは長くかはらぬ事になりき。天下を治め給ふ事十
年、五十八歳おましましき。

▲第四十代天武天皇は天智同母の弟なり。皇太子に立ちて大倭
にましましき。天智は近江にまします。御病ありしに、太子を

近江の朝廷の
臣、蘇賀安麿

危まれけるに
や、吉野にあ
りたる天武を
なほも疑ひ給
ひし故にやと
也。

殺され云々、
長柄山前にて
崩し給ふ。
しなじなに依
りて、それぞ
れ差別により
てといふ意。

呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣のなかに告げしらせ申す
人ありければ、御門の御意の趣にやありけん。太子の位を自か
ら退きて天智の御子太政大臣大友の皇子に譲りて、芳野の宮に
入り給ふ。天智かくれ給ひて後、大友の皇子猶危まれけるにや、
軍を召して芳野を襲はんとぞはかり給ひける。天皇密に芳野を
出で、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃
へかへりて東國の軍を召す。皇子高市參り給ひしを、大將軍と
して美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひ
ける。國々皆隨ひ申し、かば、不破の關の軍にうちかち、則ち
勢多に臨みて合戦あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。
大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、し
なじなに依りてその賞を行はる。壬申の歲即位、大倭の飛鳥淨

淨御原の宮、
大和高市郡。
うるしぬりの
願巾、日本紀
十一年六月男
女初めて髪を
結び漆紗冠を
つけたる由見
えたり。

若くまします
、この時御年
廿二歳なれば
御位に即き給
ふことの出来
ざる程にもあ
らず、他に何
等かの理由あ
りしならん。
藤原の宮、大
和高市郡。

御原の宮にまします。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆
ぬりの頭巾をきる事もこの御時より始まる。天下を治め給ふ事
十五年、七十三歳おましましき。

▲第四十一代持統天皇は天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我
の山田石川丸の大臣の女なり。天武天皇子にましまししより妃
とし給ふ。後に皇后とす。皇子草壁若くましまししかば、皇后
朝にのぞみ給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日即位、大和
の藤原の宮にまします。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世
を早くし給ふによりてその御子輕の王を皇太子とす。文武にま
します。前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す。この天
皇天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき。
太上天皇といふことは異朝に漢の高祖の父を太公といふ尊號あ

後魏の顯祖、
獻文帝弘、自
から太上皇帝
と稱す。

りて太上皇と號す。その後、後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿
宗等なり。本朝にては昔その例なし。皇極天皇位をのがれ給ひ
しも皇祖母の尊と申しき。この天皇よりぞ太上天皇の號は侍り
ける。五十八歳おましましき。

唐國の令を云
々、これ天皇
即位四年の事
に係る。

皇子を親王と
いふ事云々。

▲第四十二代文武天皇は草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり。
御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。後に元明夫
皇と申す。丁酉の年即位、
猶藤原の宮にまします。この御時、唐國の禮をうつして、宮室
の作り、文武官の衣服の色までも定められき。又即位五年辛丑
より、始めて年號あり。大寶といふ。これより先に、孝徳の御
代に、大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀朱鳥な
ごいふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる。
依つて大寶を年號の始とするなり。又皇子を親王といふ事、こ

上古は皇子を
何々の皇子と
稱して親王と
はいはざりき

南家、北家、
両家相對して
京の南北にあ
りしかばかく
いへり。
式家、その祖
宇合式部卿た
りし故にいふ
京家、麻呂左
京太夫たりし
故にいふ。
儒胤、儒者の
家筋。
唐へ渡りて、
入唐せしは靈
龜二年。
法相宗、色心

の御時に始まる。又藤原の内大臣鎌足の子不比等ムヒトウの大臣、執政
の臣にて、律令などをも撰び定められき。藤原の氏この大臣よ
りいよく盛になれり。四人の子おはしき。之れを四門といふ。
一門は武智丸の大臣の流、南家といふ。二門は參議中衛の大將
房前の流、北家といふ。今の攝政大臣及びさるべき藤原の人々
は皆この末なるべし。三門に式部卿宇合の流式家といふ。四門
に左京太夫麻呂の流、京家といひしが、早く絶えにけり。南家
式家も儒胤にて、今に相續すといへども、唯北家のみ繁昌す。
房前の大將人に異なる陰徳こそおはしけめ。又不比等の大臣は
後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は大織冠の建
立にて、山背ヤマセの山科ヤマカに在りしをこの大臣平城に移さる。仍つて
山科寺とも申すなり。後に玄昉といふ僧、唐へ渡りて法相宗を

の諸法に於いて種々の名相をたつる宗旨なる故いふ。

傳へて、この寺に弘められしより氏の神春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋根神を本とす。本社は河内の平岡に在り。春日に移り給ふ事は神護景雲年中の事なり云々。然らばこの大臣以後の事なり。又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す。然れば藤原の氏の神は三の御殿に在り。なこの天皇天下を治め給ふ事十一年、二十五歳おましましき。

平城の宮、和銅三年三月今の奈良に都を遷さる。
七代の都、以下光仁天皇に至るまで七代の都なりき。

▲第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我媛、これも山田石川丸の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位戊申に改元、三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる。古には代毎に都を改め、則ちその御門の御名によび奉りき。持統天皇、藤原の宮にまししを文武始めて改め給はず。此の元明天皇平城に移りまししより、又七代の都になれりき。天下を治め給ふ事七年、禪位ありて太上天皇と申し、が六十一歳おましましき。

百官に笏を持たしむ。養老三年の事なり。註牙の笏とあるは獸の牙にて作りし笏

▲第四十四代元正天皇は草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位十一月に改元、平城の宮にまします。この御時、百官に笏を持たしむ。五位以上は牙の笏、六位は木笏天下を治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おましましき。

東大寺、天平十五年、皇后の請によりてその事を始められしが種々の障ありて漸く七年を経て金銅廡舎那佛なる。

▲第四十五代聖武天皇は文武の太子御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣の女なり。とよさくらひこ豊櫻彦の尊と申す。をさなくましによりて、元明、元正、まづ位に居給ひき。甲子の年即位改元、平城の宮にまします。この御代大いに佛法を崇め給ふ事先代にこえたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法花最勝兩部の經を講せらる。又多くの高僧、他國より來朝す。南

波羅門僧正、
波羅門の種族
なりしかばい
ふ。天平八年
來朝す。
林邑の佛哲、
波羅門僧正と
俱に來り林邑
樂など傳へし
人なり。
鑑真和尚、吾
が邦律宗の開
祖、東大寺の
戒壇院并に招
提寺を開きし
人。
善無畏三藏、
唐の玄宗の世
支那に來りて
大日經を譯せ
し人。三藏は經
律論に通ずる
人の稱。

天竺の波羅門僧正善提、林邑佛哲、唐の鑑真和尚等これなり。
眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟
せずとて歸り給ひにけりともいへり。この國にも行基菩薩、朗
辨僧正など權化の人なり。天皇波羅門僧正、行基、朗辨をば四
聖とぞ申し傳へたる。この御時、太宰少貳藤原廣繼といふ人、
式部卿宇謀叛の聞えありて追討せらる。支那僧正の謾によれりともいへり。
合の子也。靈となる。今の松浦の明神なり。
依つて祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき。左大臣長屋王太政大臣
高市王の子、天罪ありて誅せらる。又陸奥の國より始めて黄金を
武の御孫なり。奉る。この朝に金ある始めなり。國の司の王、賞有つて三位に
叙す。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふ事二十五年、
天位を御女高野姫の皇女に譲りて太上天皇り申す。後に出家せ
させ給ふ。天皇出家の始めなり。昔天武東宮の位を遁れて、御

密機、秘密の
宗旨を廣むべ
き機會をいふ
陸奥の國より
云々、天平勝
寶二年のこと
也。
安積親王、神
龜五年薨す。

知太政官事、
太政大臣には
容易に任せら

くしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき。皇后光明子
も同じく出家させ給ふ。この天皇五十六歳おましましき。
▲第四十六代孝謙天皇は聖武天皇の御女、御母は皇后光明子、
淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積の親王、世を早
くして後、男子ましまさず、仍りてこの皇女立ち給ひき。己丑
の年即位改元、平城宮にまします。天下を治め給ふ事十年、大
炊の王の養子として皇太子とす。位を譲りて太上天皇と申す。
出家させ給ひて平城の西宮になんましましける。
▲第四十七代淡路廢帝は一品舍人親王の子、天武の御孫なり。
御母は上總介當麻たきまの老おゆが女なり。舍人親王は皇子の中に御身の
才さいもましけるにや、知太政官事といふ職を授けられ、朝務を輔
佐し給ひけり。日本紀もこの親王勅を承りて撰び給ふ。後に追

れざる規定な
りしかばか
る職をおかれ
しなり。太政
大臣に似たる
職。
女帝、孝謙天
皇。

號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子まします。亦御兄弟もなかりければ廢帝御子にして譲り給ふ。但、年號なども改められず、女帝の御まゝなりしにや、戊戌の年即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國に移され給ふ。二十三歳おましましき。

幸し給ひき、
寵せらるゝ也

▲第四十八代稱徳天皇は孝謙の重祚なり。庚戌の正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇密に藤原の武智丸ひちさるの大臣の第二の子押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣を改めて大師といふ正一位になる。見給へばるましきとて、藤原に二字をそへて惠美の姓を賜ひき。天下

しかしながら
一切の義。

の政しかしながら委任せられにけり。後に道鏡といふ法師弓削の氏なり。又寵幸ありしに押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾げんとせしに、事顯れて誅に伏しぬ。帝も淡路に移さ

尼ながら云々

れ給ふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家せさせ給へりしかば尼ながら位に居給ひけるにこそ。非常の極なりけんかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼になりて感業といふ寺におはしけるを高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかども、用ひられず、高宗崩じて中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをも、又退けて自みづかから帝位に即き、國を大周と改む。唐の名を失はんとおもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしかども、捨て、諸王とし自みづかからのやから武氏の輩を以つて國を傳へしめんとさへし給ひき。その時こそ法師も宦者もあまた寵せられて世に譏そしらるゝためし多かりしか、この道鏡始めは大

、尼といふ法
體のまゝにて
位に居給へり
しと也。

長髪せしめて
、還俗させら
るゝ也。

唐の名を云々
、唐といへる
國を亡しつく
さんとの下心
なりしものか
といふ義。
自からのやか
ら、自身の一
族。

臣に准じて日本准大臣のはじめにや大臣禪師といひしを太政大臣になし給ふ。

力及ばざりけるにこそ、道鏡を制するに足らざりしならん也。
 俗官、俗世間の官といふ義、惠琳、南朝宋の文帝の時の僧。
 惠超、梁の武帝の時の僧。
 法果、北魏明元封沙門法果為宜城子、加封安城公、謚靈公と佛統紀に見ゆ。
 道平、同上佛統紀五十一に見えたり。
 不空三藏、天竺の人、唐の玄宗の世多く密教を譯せり歸寂、入寂ともいふ。僧の死を尊びていふなり。

それによりてつぎつぎ納言參議にも法師を交へなされにき。道鏡、世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は唐より始めて僧正僧統などいふ事のありし、それすら出家の本意には非るべし。況んや俗官に任ずる事あるべからぬ事にこそ、されどももろこしに、も南朝の宋の世に惠琳といひし人、政にまじらひしを黑衣宰相といひき。但これは官に任ずとは見えす。梁の世に惠超といひし僧、學士の官になりき。北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる。唐の世となりては、あまた聞えき。肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に金吾將軍になされにけり。代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまり

竺の人、唐の玄宗の世多く密教を譯せり歸寂、入寂ともいふ。僧の死を尊びていふなり。

下野の講師、延暦十四年の官符に自今已後、宣教師曰講師、毎國置一人とありて諸國の國分寺毎に一人の講師をおかれし也。

にや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば司空の官をおくらる。司空は大臣の官なり。則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國のこと相似たりとぞ。天下を治め給ふ事五年、五十七歳おましましき。天武聖武國に大功あり。佛法をも弘め給ひしに、皇胤まします、この女帝にて絶え給ひぬ。女帝かくれ給ひしかば道鏡をば下野の講師になして下されにき。抑、この道鏡は法王の位を授けられたりしを、猶あかずして皇位に即かんといふ志ありけり。女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清丸といふ人を勅使に差して宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまさま託宣ありて更に許されず。清丸歸參してありのまゝに奏聞す。道鏡いかりをなして、清丸がよぼる筋を断ちて、土佐の國に流し遣す、清丸愁へ

字をかぐ。藤の背のくぼみに引き屈む處。高雄の山、山城國葛野郡。

皇統を定め云々、稱徳天皇崩じて皇嗣定まらず百川遺詔と矯り白壁王をたつ。

悲みて大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出で来てその疵をいやしてけり。光仁位に即き給ひしかば即ち召し歸さる。神威をたうとび申して河内國に寺を立て神願寺といふ。後に高雄の山に移し立つ。今の神護寺これなり。件の比までは神威もかくいちじるき事なりき。道鏡終に望をとげず、女帝も亦程なくかくれ給ふ。宗廟社稷をやすする事は八幡の冥慮たりし上に皇統を定め奉る事は藤原の百川の功なりとぞ。

▲第四十九代第二十七世光仁天皇は施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子なり。道號ありて田原の天皇と申す。御母は贈皇太后旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次第に昇進させ給ひて正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱徳かくれましくしかば大臣以下、皇胤の中

異議ありしかども、吉備眞備等異議ありたり。はかりごとをめぐらす、百川、兄良繼等と議し遺詔と矯る。逆臣を誅し、蘇我の一門を誅せられしをいふ。

井上の内親王、親王に對して皇女の親王を内親王といふ。

を選び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川といひし人、この天皇に志し奉りてはかりごとをめぐらして定め申してき。天武世を知り給ひしより争ひ申す人なかりき。然れども天智御兄にて先づ日嗣を受け給ひ、そのかみ逆臣を誅し、國家を安んじ給へり。この君のかく繼牀に備り給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ、先づ皇太子に立ち、則ち受禪御年六今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元、平城宮にまします。天下を治め給ふ事十二年、七十三歳おましましき。

▲第五十代第二十八世桓武天皇は光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠贈太政大臣乙繼の女なり。光仁即位の始、井上の内親王聖武の御女を以つて皇后とす。かの所生の皇子早良親王、太子に立ち給ひき。然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉

暫く不許なり
 ければ、暫時
 は天皇より御
 許可あらせら
 れざりし也。
 皇后前太子云
 々、皇后と他
 戸親王とは廢
 せられて後幽
 閉せられしが
 自殺して死に
 給ひき。
 山背の長岡。
 延暦三年都を
 山城國乙訓郡
 長岡に遷さる
 四神相應、東
 は青龍、西は
 白虎、南は朱
 雀、北は玄武
 これを四神と
 いふ。相應と

らんと心ざして、又、はかりごとをめぐらし、皇后及び太子を
 捨て、終に皇太子にする奉りき。その時暫く不許なりければ、
 四十日まで殿の前に立ちて申しけりごと。類なき忠烈の臣なり
 けるにや。皇后前太子せめられて失せ給ひにき。死靈を安めら
 れんためにや、太子は後に追號ありて崇道天皇と申す。辛酉の
 年即位、壬戌に改元、始めは平城にまします。山背の長岡に移
 りて十年ばかり都なりしが、又、今の平安城に移さる。山背の
 國をも改めて山城といふ。永代にかはるまじくなんはからはせ
 給ひける。昔聖德太子蜂岡太桑こ
れなりにのぼり給ひて今の城を見廻
 らして、四神相應の地なり。百七十餘年ありて、都を移されて
 かはるまじき所なりと、宣ひけるとぞ申し傳へたる。その年紀
 もたがはず、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福

は互にその處
 を得て、感應
 あるをいふ也
 傳教、即ち最
 澄、近江滋賀
 郡の人。
 弘法、即ち空
 海、讚岐多度
 郡の人。
 道邃、唐の大
 曆中僧荆溪に
 つきて佛法を
 究めその後を
 受けて天台山
 國清寺に住す
 かけたり、か
 ぬるをいふ。

今に文士にて
 ぞ云々、後世
 律令の研究を

地たるにや。この天皇大いに佛法をあがめ給ふ。延暦二十三年、
 傳教、弘法、勅を受けて唐へ渡り給ふ。その時則ち唐朝へ使を
 遣さる。大使は參議左大辨兼越前守藤原の葛野丸の朝臣なり。
 傳教は天台の道邃和尚にあひてその宗をさはめて、同じき二十
 四年大使と共に歸朝せらる。弘法猶かの國に留まりて大同年中
 に歸り給ふ。この御時東夷叛亂しければ坂上の田村丸を征東大
 將軍になして遣されしに、悉く平げて歸りまうでけり。この田
 村丸は武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將にう
 つり中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり大納言をかけ
 たり。文をも兼ねたればにや納言の官にもものぼりける。子孫は
 今に文士にてぞ傳はれる。天皇天下を治め給ふ事二十四年、七
 十歳おましましき。

事とせる明法
道の家筋阪上
氏は田村丸の
子孫なりとい
ふ。

平城の軍、即
ち太上天皇の
軍なり。
薬子、薬子は
薬を仰ぎて死
にたり。

太弟、皇弟を
いふ。

▲第五十一代平城天皇は桓武第一の子、御母は皇太后乙牟漏、
贈太政大臣良繼よしつぐの女なり。丙戌の年即位改元、平安宮にましま
す。これより遷都なきによりて天下を治め給ふ事四年、太弟に譲りて
御在所をしるすべからず。太上天皇と申す。平城の舊都に歸りてすませ給ひけり。尙侍藤
原の薬子を寵しましけるに、その弟參議右兵衛督仲成申し勸め
て逆亂の事ありき。田村丸を大將軍として追討せられしに、平
城の軍破れて、上皇出家せさせ給ふ。御子東宮高岳の親王も捨
てられて同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申す
はこれなり。薬子仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歳おましま
しき。

▲第五十二代第二十九世嵯峨天皇は桓武第二の子、平城同母の
弟なり。太弟に立ち給へりしが己丑の年即位、庚寅に改元、こ

聰明、耳のよ
くきこゆるを
聰といひ、目
のよく見ゆる
を明といふ。
鍾愛、愛をあ
つむること。
儲君、皇太子
のこと。
繼牀の爲に云
々、御代をつ
おしめ給はん
ために特に命
じ給ひしなる
べしき也。
格式、格とは
既に律令など
にて定まりた
る法律を變更
し又は臨時に
必要ありて發
布する法度を

の天皇幼年より聰明にして讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ。又謙
讓の大度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無双の御子になんお
はしける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼牀の爲に願命しま
しましけるにこそ、格式なども、この御時より撰び始められに
き。又深く佛法を崇め給ふ。先世に、美濃國神野といふ所に貴
き僧ありけり。橘太后の先世にねんごろに給仕しけるを感じて、
相共に再誕ありとぞ、御諱を神野かみのと申しけるも自然に叶へり。
傳教御名最澄弘法御名空海両大師唐より傳へ給ひし天台眞言の両宗も、
この御代よりこそ弘まり侍りけれ。この両大師、ただなる人に
おはせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。
今の格本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰を求め出で、
唐まで持たれたり。天台山のぼりて、智者大師山に智者歸寂

いひ、式とは諸官諸司にて遵守すべき諸制度をいふ。八の舌ある鑰、舌は鑰の横に出でたるもの。義寂、天台宗の第十五祖、淨光尊替と稱す。唯觀心を傳へて、觀心とは天台宗にいふ三觀の事なり。觀は照了の義。一念の心を觀達するをいふ。經論等は兵亂によりて紛失せし故に、ただ觀心の法

より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき。試にこの鑰にてあけらるゝにどごこほらす。一山こぞりて渴仰しけり。依りて一宗の奥義のこる所なく傳へられたりどぞ、その後慈覺智澄兩大師、又入唐して、天台眞言を究め習ひて叡山に弘められしかば、かの門風いよく盛になりて天下に流布せり。唐國亂れしより、經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂といふ人まで、唯觀心を傳へて、宗義を明らむる事絶えけるにや、吳越國の忠懿王姓は錢名は鐸唐の末つかたより東南の吳越を領して偏覇の主たり。此の宗の衰へぬる事を歎きて使者十人を差してわが朝に送り、教典を求めしむ。悉く寫し畢りて歸りぬ。義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す。もろこしには五代の中後唐の末様すゑさまなりければ、わが朝には朱雀天皇の御代に當りけん。日本より返し渡ししたる宗なれば、この國

を傳へ行ふのみにて書によりて宗義を明むることは絶えてあらざりしとなん。論疏、宗義を説きたる者を論といひ、經論を解釋せしものを疏といふ。かの後身、弘法を不空の生れ代りなりといふ也。密藏、密教といふ如し。秘密を含藏する教法なればかくいふ。五筆の藝、口と両手と両足

の天台宗はかへりて本となれるなり。凡そ傳教かの宗の秘密を傳へられたる事も唐の台州刺史陸淳が印記の文あり。悉く一宗の論疏を寫し國に歸れる事も釋志警が佛祖統記にのせたり。異朝の書に見えたり、弘法は母懷胎の始め、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりどぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日、唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す、依つてかの後身と申すなり。且は惠果和尚の告にも、われと汝と久しき契約あり。誓ひて密藏を弘めむとあるもこの故にや、渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神異ありしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。かの惠果は眞言第六の祖師也不空の弟子。和尚六人の附法あり。劔南の惟上、河北の義圓金剛一界を傳ふ。新羅の惠日、訶陵の辨弘胎藏一界を傳ふ。青龍の義明、日本の空海兩部を傳ふ。義明は唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、

とにて五行並
びに書せりと
いふ。
瀾洞、瓶の水
をうつすさい
ふ義より起り
て弟子が宗師
の法をのこり
なく我が身に
受け傳ふるを
いふ。
七宗、天台眞
言華嚴三論法
相律禪。
顯密並びて云
々、延曆寺に
ては顯教密教
ともに續き榮
えたりと也。
本命の道場、
生年に當る星
は替らざるが
故に本命星と

世を早くす、弘法六人の中に瀉瓶しゃびんたり。惠果の俗弟子吳殷が冀の詞あり然れば眞言の宗には正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見わたる也、傳教も不空の弟子順曉に逢ひて眞言を傳へられしかど、在唐幾ばくもなかりしかば深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとぶらはれけり。又今はこの流絶えにたり。慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞わしが弟子法全に逢ひて傳へらる。凡そ本朝流布の宗今は七宗なり。この中にも眞言天台の二宗は祖師の意巧専ら鎮護國家のためと心ざされけるにや、比叡山には比叡といふ事桓武傳教と心を一にして興隆せられし故に名付くと、彼の山の輩これを稱す。然れど舊事本紀に比叡の神の御事見たり。顯密並びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地なり。これは密につくべし。又根本中堂を止觀院といふ。法花の經文につき、天台の宗義によるに、かたがた鎮護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷

いふ。これは
天子の爲に修
法の壇場を立
て其の本命星
を祭り息災延
命を祈禱する
をいふ。
神通乘、如來
の神通力によ
りて説かれし
深密の教法な
れば神通乗と
名づくる也。
果上、悟りを
開きし身の上
をいふ。
相應の宗なり
と云々、眞言
宗を一名瑜伽
宗といふ。瑜
伽とは梵語相
應と譯す。三
密相應の義な

都の始、皇城の鎮の爲にこれを立てらる。弘仁の御時弘法に給ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乗といふ。如來果上の法門にして諸教に超えたる極秘密と思へり。就中わが國は神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり。この故にや唐朝に流布せしは暫くの事にて則ち日本に留りぬ。相應の宗なりといふ理にや。大唐の内道場に准じて宮中に眞言院を立つもさは勸解由使の廳なり。大師奏聞して毎年正月この所にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり。又十八日の觀音供、晦日の御念誦も宗に依りて深意あるべし。三流の眞言、何れといふべきならねど眞言を以つて諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり。延喜の御宇に綱所かうじよの印鑑いんかんを東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して諸宗の一座に

り境相相應の義也。然るに今は吾が邦に相應する故に瑜伽宗といふにやと隨義轉用せしなり。三流、延曆園城東寺の三流綱所の印論、僧正僧都律師等の僧官を僧綱といひ、其の出仕の役所を綱所といふ、これは僧綱の印と鑰といふ。

一の阿闍梨、多くある阿闍梨の中に尤も長者をいふ圓頓の戒壇、

り。山門寺門は天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主といふゆり。この天皇諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも傳教、弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを南京の諸宗、表をあげて争ひ申しよかど、終に戒壇の建立を許され、本朝四ヶ所の戒壇となる、弘法は殊更師資の御約ありければ重くし給ひけるとぞ。この両宗の外、華嚴、三論は東大寺にこれを弘めらる。かの華嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを日本の朗辨僧正傳へて東大寺に興隆す。この寺は則ちこの宗に依りて建立せられけるにや、大華嚴寺といふ名あり。三論は、東晋の同時に後秦といふ國に羅什三藏といふ師來りてこの宗を開きて世に傳へたり。孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける。然らば最前

天台宗に立つる大乘圓頓戒壇を授くる戒壇、圓頓とは法華の妙法は圓滿に頓速に成佛する法なればなり。

四箇所の戒壇、南都の東大寺下野の藥師寺筑紫の觀音寺江州の延暦寺なり。

講來、經論を請受して傳來するをいふ。

大乘、小乘に對していふ。灰身滅智の空寂の涅槃を求むる宗を小乘

流布の教にや、その後道慈律師請來して大安寺に弘めき。今は華嚴と並びて東大寺にあり。法相は興福寺にあり。唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚大織冠の子也かの國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす。今の法相は玄昉僧正といふ人入唐して泗川の智周大師玄奘二世の弟子に逢ひて、これを傳へて流布しけるとぞ、春日の神も、殊更この宗を擁護し給ふなるべし。此の三宗に天台を加へて四家の大乘といふ。俱舍成實などいふは小乘なり。道慈律師同じく傳へて流布せられけれども、依學えがくの宗にて別にこの宗を立つる事なし。わが國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり。又律宗は大小に通ずるなり。鑒真和尚來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を

となし、一切種智を開くを求むる宗を大乘とす、乘は乗載の義にて人を乗せて悟の岸に至らしむる道といふ。依學の宗、只學門として依り學ぶ宗にて信心して修行する宗にあらざるをいふ。章疏を云々、律宗の經論を研究して、受戒の師となりたるをいふ。教外別傳の宗、達摩の悟性論に直指人心見性成佛、教

受けぬ者は僧籍につらならぬ事になりき。中古よりこのかた、その名ばかりにて戒牒を守る事だにも絶えにけるを南都の思圓上人等、章疏を見明めて戒師となる。北京には、我禪上人入宋してかの土の律法を傳へてこれを弘む。南北の律再興してかの宗に入る輩は威儀を具することふるきが如し。禪宗は佛心寺ともいふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に天竺の達磨大師來りて弘められしに武帝機に叶はず、江を渡りて北朝に至る。嵩山といふ所に留まり面壁して年を送られけり。後に惠可これを嗣ぐ、惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし、嗣法南北に相分る。北宗の流をば傳教慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尚慈覺の孫弟子教時諍論といふ書に教理の淺深を判するに眞言佛心天台とつらねたり。されどうけ傳ふる人なくて絶わにき。近代となりて南

外別傳不立文字あり。佛教に教内教外の二途あり。佛陀が言句を以つて傳へし教を教内の宗といふ、禪宗以外の宗總べて是れ也。之れに反して言句を離れ直に佛の心を以つて衆生の心に傳へし者は即ち教外の宗也。五家、臨濟、仰曹洞、雲門、法眼なり。二流、揚岐、黃龍。この派の祖は隆興府

宗の流多く傳はる。異朝には南宗の下に五家あり。その中臨濟宗の下より又二流となる。これを五家七宗といふ。本朝には榮西僧正、黃龍の流を汲みて傳來の後に、東嶽寺開基聖一上人、石霜の下つかた虎丘の流れを無準にうく。かの宗の弘まる事は、この兩師よりの事なり。打ちつづき異朝の僧もあまた來朝し、この國よりも渡りて傳へしかば諸家の禪多く流布せり。五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等こんじつの不同には相似るべからず。何れ直たな指人心見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇より眞言、天台の盛になれる事を聊かしるし侍るにつきて、大方の宗も傳來の趣を載せたり。極めて誤多く侍らん。但君としてはいづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらん事を國家攘災の御計なるべき。菩薩大士もつかさざる宗あり。わが朝の神明も取り

黄龍山の禪師
名は慧南。
石霜、虎丘、
地名にて揚岐
の流をさした
る也。
無準、名は師
範。
顯密權實、顯
密は前にあり
、法相三論の
大乘を權教と
し華嚴天台の
大乘を實教と
す。

人倫の大本、
人道の基礎。

分き擁護し給ふ教あり。一宗に志ある人餘宗を謗り賤しむ。大
きなる誤なり。人の根機品々なれば教法も無盡なり。況んや、
わが信ずる宗をだに明めずして、未だ知らざる教を謗らんは極
めたる罪業にや。われはこの宗に歸すれども、人はまたかの宗
に心ざす共に随分の益あるべし。これ皆今生一世の値偶にあら
ず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば諸教を捨てず、機
をもらさずして得益の廣からん事を思ひ給ふべきなり。且は佛
教に限らず、儒道の二教乃至諸の道、賤しき藝までもおこし用
ふるを聖代といふべきなり。凡そ男夫は稼穡を勤めて己れも食
し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として自から
も衣、人をもあたゝかならしむ。賤しきに似たれども人倫の大
本なり。天の時に随ひ、地の利によれり。この外商沽の利を通

工巧の態を云
々、工藝を志
して天下に名
をあげるをい
ふ。
四民、いはゆ
る士農工商。
相とするに、
相は大臣の意

右にし左にす
、先後にすと
いふが如し。

賦斂を厚くす
、多く租税を
とりたつるを
いふ。

するもあり、工巧の態を好むもあり、仕官に心ざすもあり、こ
れを四民といふ。仕官するに取りて文武の二道あり。座して以
つて道を論ずるは文士の道なり。この道に明かならば相とする
に堪へたり。征きて以つて功を立つるは武人のわざなり。この
わざに譽あらば將とするに足れり。さては文武の二は暫くも捨
て給ふべからず、世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす。
國治まれる時は文を右にし武を左にすともいへり。古に右を上
す、よりてし
なり。かくの如く様々なる道を用ひて民の愁をやすめ、各あら
そひなからしめん事を本とすべし。民の賦斂を厚くして自から
の心をほしきままにする事は亂世亂國の基なり。わが國は王種
のかはる事はなけれども、政亂れぬれば曆數も久しからず、繼
躰も違ふためし所々にしるし侍りぬ。況んや人の臣としてその

要樞、極めて肝要といふ義。紀傳、歴史科にて文章科をかれたるもの三史文選などを研究す。明經、専ら經書を修むる學科。明法、法律を學ぶ學科。攝す、かね修むるをいふ。算道、數學科。五聲、宮商角徵羽。十二律、黃鐘大簇姑洗蕤賓夷則無射の六律と大呂夾鐘

職を守るべきにおきてをや。抑々民を導くにつきて諸道諸藝皆要樞なり。古には詩書禮樂を以つて國を治むる四術とせり。本朝は四術の學を立てらるゝ事た慥かならざれども紀傳明經明法の三道に詩書禮を攝すべきにこそ。算道を加へて四道といふ。代代に用ひられ、其の職を置かるゝ事なればくはしくしるすにあたはず、醫、陰陽の兩道、又これ國の至要なり。金石絲竹の樂は四樂の一にて専ら政をする本なり。今は藝能のごとくに思へる無念の事クシチンキヨトナリなり。風を移し俗をかふるには樂よりよきはなしといへり。一音より五聲十二律に轉じて治亂を辨へ興衰をしるべき道とこそ見わたれ。又詩賦歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異なり。然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる。末の世なれども、人を感せしむる道なり。これをよく

仲呂林鐘南呂應鐘の六呂をいふ。今の人の好む所云々、今日の人詩を以つて遊戯の具たらしめ甚だその本意にたがへり也。輪扁が云々、この事は莊子の天道篇に見たり。弓工が云々、貞觀政要に見たり。孔子も云々、論語陽貨篇に見たり。出離、迷の境界より出離解脫して悟の岸

せば僻をやめ、邪を防ぐ教なるべし。かゝればいづれか心の源を明らめ、正に歸る術なからん、輪扁が輪を削りて齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて唐の太宗をさとらしむる類もあり。乃至圍碁彈碁の戲までも愚なる心を治め輕々しきわざを留めんが爲なり、但、その源にもとづかずとも、一藝は學ぶべき事にや、孔子も飽食終日心を用ふる所なからんよりは博奕をだにせよと侍るめり。まして一道をうけ、一藝にもたづさはらん人、本を明め理をささる志あらばこれより理世の要ともなり、出離のはかりごとともなりなん。一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生をしり、自からもささとり、他にもささらしめん事、萬の道、その理一つなるべし。この御門誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明らかに、文章も巧みに書藝も

に到達するをいふ。五五行、佛には五大といひ、儒には五行といふ。五大は地水火風空なり。

相剋相生、陰陽家の説、五行の相剋をいふ。生ずるをいふ。木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生じ、水は木を生じ、木は土に剋ち、土は水に剋ち、水は火に剋ち、火は金に剋ち、金は木に剋ち、は相剋なり。

勝れ給へりし、陽明神皇御勢宮城の東面の額も、御みづから書かしめ給ひき。天下を治め給ふ事十四年、皇太弟に譲りて太上天皇と申す。帝都の西嵯峨山といふ所に離宮をしめてぞまし〜ける、一旦國を譲り給ひしのみならず、行く末までも授けましまさんの御心ざしにや。淳和天皇ノ皇子新帝の御子恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、出家セラレシコト世をそむき給ひけるこそありがたけれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王またかく遁れ給ひける、末代までの美談にや。昔仁徳兄弟、相譲り給ひし後には聞かざりし事なり。五十七歳おましましき。

▲第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。弘仁十四年癸卯の年即位、甲辰に改元、天下を治め給ふ事十年、太子に譲りて太上天皇と申す。この時兩上皇まし〜ければ嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御掟にや。東宮には又この帝の御子恒貞親王立ち給ひしが兩上皇かくれまし〜、後に故ありてすてられ給ひき。五十七歳おましましき。

▲第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良まさら、これよりさき御諱遣ならず、多くは乳母の姓などを諱に用ひられき。是れより二字たたくしくましませばのせたまつる深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は、皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年即位。甲寅に改元、この天皇は西院の御門の猶子の義にましましければ朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或る時兩皇同所にして觀禮も有りけりぞぞ。我が國のさかりなりし事はこの比ほひにやありけん。遣唐使も常にあり。歸朝の後建禮門の前にかの國の寶物の市を立て、群臣に給はする事もありき。律令は文武の御代

故ありて云々、人あり、伴建岑、橘逸勢等東宮を奉じて東國に赴き亂をなさんと欲すと告ぐ。天皇これに感ひて太子を廢す。嗣、ただ名として見る。猶子、まことをはをひの事をいへど、こはただ御子分と見ればよし朝覲、天皇の父母に見給ふな。

田村の帝、山城乙訓郡田村の隣に葬り奉れるよりかく稱する也。

水尾の帝、御出家の後、丹波桑田郡水尾山にましましけるよりいふ

攝政、天皇に代りて天下の政を執り行ふもの。

より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける。天下を治め給ふ事十七年四十一歳おましましき。

▲第五十五代文徳天皇、諱は道康田村の帝とも申す。仁明第一の子、御母は太皇太后藤原の順子五條の后と申す左大臣冬嗣の女なり。庚午の年即位、辛未に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歳おましましき。

▲第五十六代清和天皇、諱は惟仁水尾の帝とも申す。文徳第四の子、御母は皇太后藤原の明子染殿の后と申す攝政太政大臣良房の女なり。わが朝は幼主位に居給ふ事まれなりき。この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元、踐祚ありしかば外祖良房の大臣、始めて攝政せらる。攝政といふ事はもろこしには唐堯の時、虞舜を登げ用ひて政を任せ給ひき。これを攝政といふ。か

保衡、阿衡、書經太甲篇の法に阿衡、衡平也、商之官名也、言天下之所倚平也。あり、この人によりて天下の政齊ひ人民安穩なりとの意。保衡も同じ意。霍光、字は子孟、霍去病の弟。武弟の遺詔を受けて昭帝を輔佐し博陸侯に封ぜらる。福祿、むつき功少なるをいふ。

くて三十年ありて正位をうけられき。殷の代に伊尹といふ聖臣あり。湯及び太甲を輔佐す。これを保衡といふ阿衡といふその心は攝政なり。周の世に周公旦又大聖なりき。文王の子武王の弟成王の叔父なり。武王の代には三公太師、太保、太傅につらなり、成王若くて位につき給ひしかば周公自みづかから南面して攝政す。成王をおきて南面せられたりとも見えたり。漢の昭帝また幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光といふ人、大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ先蹤にも申すめる。本朝には應神生れ給ひて襁褓にましまししかば神功皇后天位に居給ふ。然れども攝政と申し傳へたり。これは今の義には異なり、推古天皇の御時厩戸の皇太子攝政し給ふ。これぞ帝は位に備りて天下の政一切しかしながら攝政の御まゝなりけり。齊明天皇の御代に御子中大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御代

上二代、藤原鎌足と不比等とを指す。
 明神、藤氏の祖春日明神なり。
 補陀落、山の名。觀世音菩薩のまします淨土にあり。興福寺に擬していふ。
 北の藤波、冬嗣の家筋は藤氏の北家なればいふ。

の末つ方、皇女淨足姫きよたりしの尊元正天皇の御事也暫く攝政し給ひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事は始まりにける。但この藤原の一門神代より故ありて國主をたすけ奉る事は、さきにも所々にしるし侍りき。淡海公の後參議中衛大將房前、その子大納言眞植その子右大臣内麻呂の三代は上二代の如くさかえずやありけん。内麻呂の子冬嗣の大臣閑院の左大臣といふ、後に贈太政大臣。藤原の衰へぬる事をなげきて弘法大師に申し合せて興福寺に南圓堂を立て、祈り申されけり。この時明神、役夫に交りて「補陀落の南の岸に堂立て、今ぞさかへん北の藤波」と詠じ給ひけるとぞ、この時源氏の人數多あまたうせにけりと申す人あれども、大いなるひが事なり。皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位に至る事はこの後の事なれば、誰人か失せ侍るべ

祈請に答へたり、神佛が冬嗣の祈願に報いたるならんとの意。
 勸學院、嵯峨天皇弘仁十二年に建立、封戸をさきて藤氏の子弟を教ふ。
 氏の長者、一族の中にて官位譜第一の人を氏の長者といひて其の氏の權力を把りたり。
 内覽の臣、臣下よりの上奏書類を内々に檢覽するを

き。されどもかの一門の榮えし事誠に祈請かこむにこたへたりとは見ぬたり。大方この大臣、遠きおもんばかりおはしけるにこそ。子孫親族の學問を勸すすめんために勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の二家、これをつかさどりて、人を教ふる所なり。かの大學の南にこの院を立てられしかば南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取り行はる。良房の大臣攝政せられしよりかの一流に傳はりて、絶えぬ事になりにけり。幼主の時ばかりかとおぼえしかど、攝政關白も定まれる職になりぬ。自みづから攝關といふ名をとごめらるゝ時も内覽の臣を置かれたれば執政の義かはる事なし。天皇おとなび給ひければ攝政まつりごとを歸し奉りて太政大臣にて白河に閑居せられにけり。君は外孫にましますせば、

その闕に云々、信を失ひて左大臣缺員となりたりは望み任官せられんものと相圖りしと也。烏帽子直衣を着ながら云々、あわて、束帶するひまも待たず略服のままにて参内したる也。脱履、天位を退きて佛門に入り給ふないふ。

猶も權を専らにせらるるも争ふ人あるまじくや、されど謙退の心深く、閑適を好みて常に朝参などもせられざりけり。その比大納言伴長男といふ人寵ありて、大臣を望む志なんありける。時に三公闕なかりき。太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相。信の左大臣を失ひて、その闕に望み任せんと相はかりて先づ應天門を焼かしむ。左大臣世を亂らんとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて糺明に及ばず。右大臣に召し仰せて既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣この事を聞き、驚き遽あやてられける餘に、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して馳せ参じて申しなだめられにけり。その後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる。この大臣の忠節誠に無止事やんごころなきことになん。天皇佛法に歸し給ひて常に脱履だつりの御志ありき。慈覺大師に受戒し給ふ。法號を授け奉らる。素真と申す。在位の帝、法號

天台の智者、天台山國清寺の智者大師。よからぬ君、煬帝は亂暴者修なりし王なれば例にひくはふさはしかられどといふ也。

瀧頂、香水を頂にそぐ事にて入門の式

をつき給ふ事よのつねならぬにや。昔隋の煬帝の晋王といひし時、天台の智者に受戒して總持といふ名をつかれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ひられけるにや。又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山石清水に遷り給ふ。天皇きこしめして勅使を遣はし、その所を點し、諸の工に仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる。鎮坐の次第は上に見たり天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子に譲りて退かせ給ふ。中三年ばかりありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ。丹波の水尾といふ所に遷らせ給ひて練行しまし、が程なくかくれ給ふ。御年三十一歳おましましき。

▲第五十七代陽成天皇、諱は貞明さだあきら、清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子二條の后と申す。贈太政大臣長良なからの女なり。丁酉の年即位改

忠仁公の云々、良房攝政たりし時と異ならず也。

昌邑王、名は賀。

大義を思ひ定めて云々、この説頗る當を得がたし。讀者必らず心して見るべし。

元、右大臣基經攝政して太政大臣に任ず。この大臣は良房の養子なり。實は中納言長良の男、この天皇の外忠仁公の故事の如し。この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。昔、漢の霍光、昭帝をたすけて攝政せしに昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立て、天子とす。昌邑不徳にして器に堪へず。即ち廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそしるし傳へ侍るめれ。この大臣まさしき外戚の臣にて政を専らにせられしに、天下のため大義を思ひて定め行はれける。いとめでたし。されば一家にも人こそ多く聞ゆしかども、攝政關白はこの大臣の末のみぞ絶えせぬことになりける。つぎく大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇天下を治め給ふ事八年にて退けられ

八十一歳おましましき。

小松の帝、小松の宮にましましければいふ。昭宣公、基經のこゝろ。御年たかくて、親王時に年五十六。

本位の服、一品式部卿の御服。鸞輿、天皇の御乘輿。甲辰の年、元慶八年。

▲第五十八代第三十一世光孝天皇諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の子。御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公諸の皇子を相し申されけり。この天皇一品式部卿兼常陸太守と聞ゆしが御年たかくて小松の宮にましましけるに俄にまうでて見給ひければ、人主の器量、餘の皇子達に勝れましけるによりて、即ち儀衛をととのへて迎へ申されけり。本位の服を着しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元、踐祚の始、攝政を改めて關白とす。これ我が朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時、政を返して退きけるを、萬機の政猶光に關り白さしめよとありし、その名を取りて授けら

御志も云々、
いたく昭宣公
を御寵愛あり
たるをいふ。
芹川、山城國
紀伊郡。

家々に云々、
朝廷にて撰せ
られし正史の
外に家々の私
史も多くある
べしと也。
一旦も云々、
ただ一旦の事
なれど運悪く
まします事も
ありと也。
冥助、神佛の
加護。

れにけり。この天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば御志も深かりしにや、その子を殿上にめして元服せしめ、御みづから位記をあそばして正五位下になし給ひけりとぞ、久しく絶えにける芹川の御幸などありて古き跡をおこさるゝ事も聞えき。天下を治め給ふ事三年、五十七歳おましましき。大かた天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり。かくしるし侍るも更に珍らしからぬ事なれども、神代より繼躰正統の違はせ給はぬ一はしを申さんがためなり。わが國は神國なれば天照大神の御はからひにまかせられたるにや、されどその中に御誤あれば曆數も久しからず。又終には正路に歸れども、一旦もしづませ給ふためしもあり。これは皆自^ミからなさせ給ふ御科^ミなり、冥助の空しきにはあらず。佛も衆生^ミを導きつくし、

本を本として
云々、本に立
ち歸りて正を
行ひ、元を思
し召して邪を
捨つる事天祖
の御心に協ひ
奉るべしと也

傍正の疑、正
系と傍系との
區別はあれど

神も萬姓をすなほならしめんとこそし給へど衆生の果報しなじ
なにうくる所の性同じからず、十善の戒力にて天子とはなり給
へども代々の御行迹、善惡またまち／＼なり。かゝれば本を本
として正に歸り、元を始として邪を捨てられん事ぞ祖神の御心
には叶はせ給ふべき。神武より景行まで十二代は御子孫そのま
まに續がせ給へり。疑はしからず。日本武尊世を早くしまし、
によりて御弟成務^{ミナタケノミコ}へだたり給ひしかど、日本武の御子にて仲哀
傳へましましぬ。仲哀應神の御後に仁徳傳へたまへりしが武烈
惡王にて日嗣たえましまし、時、應神五世の御孫にて繼躰天皇
選ばれ立ち給ふ。これなん珍しきためしに侍る。されど二つを
ならべて争ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へ
て求め出で奉りし上にその御身賢にして天の命をうけ、人の望

乱りがはし、
乱雑なるをい
ふ也。

天智は正統云々、これ天智が御兄なるより正統といへるまでなり。

これまで三代

に叶ひましましければとかくの疑あるべからず。その後相續ぎて天智天武御兄弟立ち給ひしに大友の皇子の亂により、天武の御流、久しく傳へられしに稱徳女帝にて御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞わしかば慥なる御讓なくて絶えにき。光仁また傍より選ばれて立ちたまふ。是れなん又繼躰天皇の御事に似給へる。然れども天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ誤りて天下をえ給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へる事正理に歸るとぞ申し侍るべき。今の光孝、又昭宣公の選にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに仁明第二の御子にてしかも賢才諸親王に勝れましましければ疑ひなき天命とこそ見侍れ。かやうに傍より出で

なり、繼躰、光仁、光孝の三代なりと也。光孝より上つ方は云々、光孝天皇より以前前の事は全く上古のありさまにて規則立ちたる事なしと也。仁和、光孝天皇御即位後の年號。攝籙、執政の家をいふ。二神、天照大神と天兒屋根命。

元慶、陽成天皇の御代。

給ふ事これまで三代なり。人のなせる事とは心得奉るまじきなり。さきにしるし侍る理を、よく辨へらるべき者かな。光孝より上つ方は一向上古なり。よろづの例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる。古すら猶かゝる理にて天位をつぎ給ふ。まして末の世にはまさしき御讓なくてはたもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。この御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞただしく傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり。二神の御誓違はずして上は帝王三十九代下は攝籙四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

▲第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、御母皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり。元慶の比、

臨時の祭、寛平元年十一月廿一日酉の日に賀茂の臨時祭をあらばさる、後毎年十一月の下の酉の日に行ふこととなりたり

四代、弘法眞雅源行益信也。益信は備後の人。

孫王にて、源氏の姓を給はらせまします、そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、或る時賀茂の大神顯れて、皇位につかせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは大神の申しうけ給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋光孝御病ありしに御兄の御子達をおきて讓をうけ給ふ。先づ親王とし、皇太子に立ち即ち受禪、同年の冬即位、中一年ありて巳酉に改元、踐祚の始より太政大臣基經、又關白せらる。この關白薨じて後は暫くその人なし。天下を治め給ふ事十年、位を太子に譲りて太上天皇と申す。中一年ばかりありて出家せさせ給ふ。御年三十三にや。若きよりその御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて東寺にして灌頂せさせ給ふ。又智證大師の弟子增命僧正にも于時法橋なり比叡

弘法の流を云々。弘法大師の宗派を主として受けつがせられし故字多の御法流とて後々までもその法統を仁和寺に相續せりと也。寛空僧正、河内の人。その後代々の云々、仁和四年宇多天皇山城葛野郡に仁和寺を創せられ、延喜元年その側に御室を作りそこに修行せらる、その後引き

山にてうけさせ給へり。弘法の流を宗とせさせ給ひければその御法流とて今にたえず、仁和寺に傳へ侍るはこれなり。凡そ弘法の流に廣澤仁和寺勸修寺の二つあり。廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正敦實親王法皇御孫寛朝廣澤にすまれしかばかの流といふ。その後代々の御室相傳へて、ただ人はあひまじはらず法流をあげられて師範となる事は両度あり。されども御室は代々親王なり小野の流は益信の相弟子あひまじに聖賢僧正とて知法無雙の人ありき。大師の嫡流と稱する事のあるにや。然れども年戒劣られける故にか、法皇の御灌頂の時は色衆につらなりて嘆徳といふ事を勧められたりき。延喜の護持僧にて殊に崇重し給ひき。その弟子觀賢僧正も相つぎて護持申し、同じく崇重ありき。前ノ御所子見綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる。正の法務はいつも東寺の一の長者なり。諸寺になるはみな權の法務なり。又仁和寺の御室

續ぎ親王にてその法統を受け給ふ。知法無双、佛道に通ずること双びなきをいふ。年戒、佛道修行の年限。色衆、嘆徳、役僧の名稱。護持僧、宮中に出入して聖體を加持し奉る僧。許可ばかりにて云々、自ら謙遜する心ありしが故に己の弟子元杲に對し、許可の灌頂を受くは總の法務にて綱所を召しつかはる、事は後白河院以來の事か。この僧正高野に詣でて大師入定の窟を開きて御髪を剃り、法服など着せかへ申し、人なり。その弟子淳祐石山の内相伴ひけれども終に見奉らず。師の僧正その手を取りて御身にふれしめけりとぞ。淳祐罪障の至りを歎きて卑下の心ありければ弟子元杲僧都に延命院といふ許可ばかりにて授職を許さず。勅定に依りて法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂を遂ぐ。彼の元杲の弟子仁海僧正又知法の人なりき。小野といふ所にすまれけるより小野の流といふ。然れば法皇は両流の法主にましますなり。王位を去つて釋門に入る事はその例多しといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼躰し給へる、ありがたきためしにや。今の世までも賢かりし事には延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ上代によれば無爲の御政なりけ

る時の師となりたれど授職灌頂の師となる事は及びなきこととして許さざりき也。許可灌頂とは佛門に入るを許す時の事、授職灌頂は法階の進む時行ふもの。菅氏の才名にまりて云々、菅原道真才學を以つて不次の登用を受く丁巳、寛平九年。

んとおしはかられ侍る。菅氏の才名によりて大納言大將まで登用し給ひしもこの御時なり。又讓國の時、さまざま教へ申されし寛平の御誠とて君臣仰ぎて見奉る事もあり、昔もろこしにも、天下の明德は虞舜より始まると見たり。唐堯の用ひられ給ひしに依りて、舜の徳も顯れ、天下の道も明かになりけるとぞ、二代の明德を以つてこの事おしはかり奉るべし。御壽も長くて朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひける。七十六歳おましましき。▲第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁あつぎみ、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり。丁巳の年即位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて補佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけりとぞ。御門御年十四にて位に即き給

右相、菅原道真。
 左相、藤原時平。
 譜代の器、代
 代朝廷に仕へ
 たる藤原の嫡
 統といふ義。
 左相愼を含み、
 道真の寵已
 れの上にある
 を嫉みたる也。
 善相公、三善
 清行。
 沙汰なくて、
 道真の致仕の
 意なきをいへ
 る也。
 貞觀元慶、清
 和陽成。

ふ。をさなくましくしかども、聰明叡哲に聞わたまひき。兩
 大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天下
 の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし。
 或る時上皇の御在所朱雀院に行幸猶右相に任せらるべしといふ
 定めありて既にめし仰せ給ひけるを右相固く遁れ申されてやみ
 ぬ。その事世にもれにけるにや、左相愼を含み、様々の讒をま
 うけて終に傾け奉りし事こそあさましけれ。この君の御一失と
 申し傳へ侍り。但菅氏は權化の御事なれば末世の爲にもや有り
 けん。はかりがたし。善相公清行朝臣はこの事いまだ崩さざり
 しにかねてさとりて菅氏に災を遁れ給ふべき由を申しけれど、
 沙汰なくてこの事出で來にき。ささにも申し侍りし、我が國に
 は幼王の立ち給ふ事、昔はなかりしことなり。貞觀元慶の二代

聖賢も云々、
 聖賢と雖、
 一失はあるべ
 しと也。
 曾子は云々、
 論語學而篇に
 見ゆ。曾子は
 孔子の弟子曾
 參。
 季文子云々、
 これも論語公
 冶長篇に見ゆ

始めて幼にて立ち給ひしかば忠仁公昭宣公攝政にて天下を治め
 らる、この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなくて御みづ
 から政をしらせましましける。猶御幼年の故にや左相の讒にも
 迷はせ給ひけん。聖も賢も一失はあるべきにこそ。その趣き、
 經書に見えたり。されば曾子は我日三省吾躬こゝろといひ、季文子
 は三思ともいふ。聖徳のほまれましまさんにつけても、いよいよ
 よ慎みますべき事なり。昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内
 の大臣を誅せられんとし給ひき。かれはよく遁れて明められた
 り。この度の事凡慮に及びがたし。程なく神と顯れて今に至る
 まで靈驗無双なり。末世の益を施さんためにや、讒をいれし大
 臣は後なくなりぬ。同心ありける類も、皆神罰を蒙りにき。こ
 の君久しく世をたもたせ給ひて徳政を好み行はせ給ふ事、上代

たぐへ申しき
なぞらへ奉
るを得べしと
也。

にこえたり。天下泰平民間安穩にて本朝仁徳の古き跡にもなぞ
らへ異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年も
ろこしの唐滅びて梁といふ國に遷りにけり。うちつづき後唐晋
漢周となんいふ五代ありき。この天皇、天下を治め給ふ事三十
三年、三十六歳おましましき。

一つ腹、御同
母のこと。
延喜御一代ま
で云々、醍醐
天皇御一代を
すすまでは
攝政關白なか
りし也。

▲第六十一代朱雀天皇、諱は寛明、醍醐十一の子、御母皇太后
藤原の懿子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子彦と
申す。早世、その御子慶頼の太子もうちつづきかくれまししかば、
保明一つ腹の御弟にて立ち給ふ。康寅の年即位、辛卯に改元、
外舅左大臣忠平昭宣公の三男、後攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて
後には延喜御一代まで攝關なかりき。この君また幼主にて立ち
給ふによりて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。こ

執政の家に云
々、藤原忠平
の家仕へた
るをいふ。
使の宣旨、檢
非違使別當た
らんことを求
む。
大椽、國の廳
の役人にて次
官の次の役。

の御時、平の將門といふ者あり。上總介高望たかもちが孫なり。高望は葛
の孫、平の姓を給はる、桓
武四代の御苗裔なりといふ。執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨
を望み申しけり。不許なるによりて憤りをなし。東國に下向し
て叛逆をおこしてけり。先づ伯父常陸の國の大椽國香をせめし
かば、國香は自殺しぬ。これより坂東をおしなびかし、下總の
國相馬郡に居所をしめ都と名づけ、自から平親王と稱し、官爵
をなし與へけり。これによりて天下騒動す。參議民部卿兼右衛
門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基清和の御末、六孫王とい
ふ頼義義家が先祖なり
藤原仲舒忠文の
弟なりを副將軍として差し遣はさる。平貞盛國香が
子なり藤
原秀卿等、心を一にして將門をほろぼして、その首を奉りしか
ば諸將は道より歸り參りにき。將門は承平五年二月に事をおこし、天
原の純友といふもの、かの將門に同意して西國にて叛亂せしを
慶三年二月に滅びぬ。其間六年なり。

諸將は道より
云々、忠文等
兵を率ゐて駿

河國清見が關まで來りしかど引き返せり

政の違ふ云々、政治には非道の事もなかりしならんにと也。
時の災難、恰もこの時に廻り來れる不幸と察せらるると也。

まめやかなる、至つて眞實なるをいふ。
延喜延長、共に醍醐天皇の年號。

ば少將小野の好古を遣はして追討せらる。天慶四年に純友はころされぬ。かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出で來る。天皇もおだやかにましましけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ。時の災難にこそとぞ覺わ侍る。天皇御子まします、一つ腹の御弟太宰の帥の親王を太弟に立て、天位を譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十六年、三十歳おまします。

▲第六十二代第三十四世村上天皇、諱は成明なりあきら、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相讓らせ給ひしかばまめやかなる禪讓の禮儀ありき。この天皇、賢明の御譽、先皇の跡をつぎ申させ給ひければ天下安寧なる事も、延喜延長の昔に異ならず。文筆諸藝を好み給ふ事も、かはりま

萬のためし、萬事の先例をこの御代にとると也。

文武成康、文王武王成王康王也。

文景、前漢の孝文、孝景。

末つ方云々、御在位の末年天徳の頃といふ義、内裏焼亡は四年九月二十三日。

内侍所、宮中の女官内侍の居る所といふ義。

圓規云々、圓き形が少しも缺くる所なか

さざりけり。萬のためしには延喜天曆の二代とぞ申し侍る。もろこしの賢き明王も、二三代と傳はるはまれなりき。周にぞ文武成康文王は正位につかず。漢には文、景なんぞぞありがたき事に申しける。光孝傍より選ばれ立ち給ひしにうちつづきて明王の傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼躰も唯この一流にのみぞ定まりぬる。末つ方天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損する事もなくして分明にあらはれ出で給ふ。みたてまつる人驚感せずといふ事なしとぞ御記に見え侍る。この時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを小野宮實頼の大臣袖にうけられたりと申す事あれどひかこ僻事をなん云へ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年もろこしの後周滅びて宋の代に定まる。唐の後五代五十五

りしと也。御記、村上天皇のしるし給ひし日記。天曆御記又は村上宸記といふ南殿、紫宸殿南殿の櫻は左近の櫻也。兼明親王、前中書王と申す醍醐天皇の皇子。昔をおこす、先代の美事を興復すること作文、この頃には詩を作ることをも云ふこの御末、具平親王の御末をいふ。著者

年の間、かの國大に亂れて、五姓うつりかはりて國の主たり。五季とぞいひける。宋の代に賢王うちつづきて、三百二十餘年までたもてりき。この天皇天下を治め給ふ事二十一年、四十二歳おましましき。御子多くましましし中に冷泉圓融は天位に即き給ひしかば申すに及ばず、親王の中に具平親王六條の宮と申す中務卿に任じ給ひき前の兼明親王名譽おはしき。賢才文藝の方代々の御跡をよく相つぎ申し給ひけり。一條の御代に、よろづ昔をおこし人を用ひましましければこの親王昇殿し給ひし日、清涼殿にて作文ありしにこの作文といふ事これより始まる所、貴是賢才といふ題にて韻を探らるゝ事あり。この親王の御ためなるべし。凡そ諸道に明かに佛法の方までもくからざりけるとぞ、昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで大臣以上に至りて相つぎ侍る。源氏といふ事

親房卿もその子孫なり。世の費、諸皇子に一々封戸を賜らんにはその費用はかられざるをいふ。たまの義なり、稀にある事なりとの義。封戸、田地及び民戸をいふ官學、仕官に必要なる學問朝要、朝廷の要務。當君、その時代の天皇。即ち御在位中の天皇の皇子に

は嵯峨の御門世の費を思し召して皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ。則ち御子あまた源氏の姓を賜はる。桓武の御子葛原の親王の男高棟平たかむねの姓を賜はる。平城の御子阿保親王の男行平、業平等在原の姓を賜はる事もこの後の事なれどもこれはたまたまの義なり。弘仁以後代々の御後は皆源の姓を給ひしなり。親王の宣旨を蒙る人は才不才によらず、國々に封戸など立てられて世の費なりしかば人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に隨ひ昇進すべき御掟なるべし。姓を給はる人は直に四位に叙す。皇子皇孫にりての事なり當君のは三位なるべしと云ふ。かゝれどもその例ま大納言定の卿三位に叙せしかれなり。嵯峨の御子ど、これも當代にはあらず。かくて代々の間、姓を給ひし人百十餘人もやありけん。然れど他流の源氏、大臣以上に至りて二代と相續する人の今まで聞えぬこそいかなる故ならんとおぼつかない

姓を賜はる時は直に三位に叙せらるると也

能有の右大臣、清和天皇の御弟、實朝の右大臣、鎌倉將軍源實朝。

敦實親王、アツミミよむべし。任大臣を云々、大臣に任せられたる人々を主するが主意なれば悉皆はのせずと也

れ。嵯峨の御子姓を給はる人二十一人、この中大臣に昇る人、常の左大臣兼大將、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給はる人十三人、大臣に昇る人、多の右大臣、光の右大臣兼大將、文徳の御子に姓を給はる人十二人、大臣に昇る人、能有の右大臣兼大將、清和の御子に姓を給はる人十四人、大臣に昇る人、十世の御末に實朝の右大臣兼大將、これは貞純の親王の苗裔なり、陽成の御子に姓を給はる人三人、光孝の御子に姓を給はる人十五人、宇多の御孫に姓を給はりて大臣に昇る人、雅信の左大臣、重信の左大臣共に敦實親王の男なり、醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣に昇る人、高明の左大臣兼大將、兼明の左大臣後に親王とす。中務卿に任ず。前中書王これなり、この後は皇子の姓を給はる事もたえにけり。皇孫にはあまたあり。任大臣を本とする事によりて悉く載せず。近くは後三條の御孫に有仁の左大臣兼大將

二世の源氏、御孫にて源姓を賜りたるを云ふ。

早く絶えにき、幾ばくなく家断絶せるをいふ。隆、先祖の威光。寛平の御記、宇多天皇の御記録。そのはし、その一端。

輔仁の親王の男、白河院の御猶子にて直に三世せし人なり。たましく大臣に至りても、何れか二代と相續げる、ほとんど納言以上にて傳はれるだに稀なり。雅信の大臣の末ぞ、自から納言までも昇りて残りたる。高明の大臣の後四代大納言にてありしも早く絶えにき。いかにも故ある事かと覺わたり。皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をたのみ、いとさえなごもなく、剩へ人におごり、物に慢する心もあるべきにや。人臣の禮に違ふ事ありぬべし。寛平の御記にそのはしの見侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべき事なれど、わが國は神代よりの誓にて君は天照大神の御末國をたもち、臣は天兒屋の御流、君をたすけ奉るべき器となれり。源氏はあらたに出でたる人臣なり。徳もなく功もなく高官に昇りて人にお

諸國にも云々、地方官に任ぜらるゝ也。
 棟梁の臣、前にあり。
 六代、景行成務仲哀神功應神仁徳。
 氏をさかやかし、藤原氏を隆盛ならしむ幽契、幽冥の中の御約束、この親王ぞ、前にかへりて具平親王の事を逃ぶる也。姓を給はりて、源氏に列せらるゝ也。

ごらば二神の御とがめ有りぬべき事ぞかし。中々上古には皇子皇孫多くて、諸國にも封せられ、將相にも任せられき。崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて四道へ遣はされしも皆これ皇族なり。景行天皇五十一年始めて棟梁の臣をおきて、武内宿禰を任ず。成務天皇三年に大臣とすわが朝大臣是にほじまる。六代の朝に仕へて執政たり。この大臣も孝元の曾孫なりき。然れど大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより専ら補佐の器として立ち歸り、神代の幽契のまゝになりぬるにや、閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたる事を歎きて善をつみ功を重ね、神に祈り佛に歸せられけるその驗も相加はりけんかし。この親王ぞ誠に才も高く、徳もおはしけるにや。その子師房姓を給はりて人臣に列せられし、才藝古に耻ぢず、名望世に聞ゆあり。十七歳にて納言に任

名望、人望といふが如し。
 朝廷の故實に云々、朝廷の儀式萬端に熟練するをいふ懸車の齡、七十をいふ。
 宇治の關白、藤原賴通。
 御堂、藤原道長。
 外孫、母方の孫。
 稽古、學問といふに同じ。
 向後といふとも、これよりのちにても。
 正路、臣とし

じ、數十年の間朝廷の故實に練し、大臣大將に昇りて懸車の齡までつかうまつらる。親王皇孫の女祇子の女王は宇治の關白の室なり。依りてこの大臣をばかの關白の子にし給ひて藤氏にかゝはらず、春日の社にもまゐりつかうまつられけりとぞ。又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば子孫も皆かの外孫なり。この故に御堂宇治をば遠祖の如くに思へり。これよりこのかた和漢の稽古を宗とし、報國の忠節をささとする誠あるによりてや、この一流のみ絶えずして十餘代に及べり。その中にも行迹疑はしく、貞節おとせ疎なる類は自おのづから衰へて跡なきもあり。向後といふとも慎み思ひ給ふべき事なり。大かた天皇の御事を記し奉る中に、藤原の起りは所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしを心ざしてしるし侍るなり。君も村上の

てふむべき正しき路の義。

御流一通りにて十七代にならしめ給ふ。下もこの末の源氏こそ相傳はりたればただこの徳勝れ給ひける故に餘慶あるかところ仰ぎ申し侍れ。

丁卯、康保四年。邪氣、御持病ほどの意。大極殿、朝廷の大體は凡てことにて行ふが常なり。即位の禮も亦然り。されど御病氣のため大極殿に出でたまはざりし也。

▲第六十三代冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊辰に改元、この天皇邪氣おはしましければ即位の時大極殿に出で給ふ事もたやすかるまじかりけるにや。紫宸殿にてその禮ありき。三年ばかりして讓國、六十三歳おはしましき。この御門より天皇の號を申さず。又宇多より後諡を奉らず、遺詔ありて國忌山陵を置かれざる事は君父の賢き道なれども尊號を留めらるゝ事は臣子の義にあらず。神武以來の御號も皆後代の定めなり。持統元明より以來遜位或は出家の君も諡を奉る。天皇とのみこそ申す

後代の定めなり、後より奉りたる諡なれば今こそ後世より奉りたりて苦しかるまじき也。心を得ぬ事、道理に合はぬこと。己巳の年、安和二年。永延の頃、一條天皇の御代甲申の年、永觀二年。發心、菩提心をおこすこと粟田の關白、道兼粟田になりしよりいふ藏人の辨、藏

めれ。中古の先賢の義なれども、心を得ぬことに侍るなり。

▲第六十四代第三十五世圓融院、諱は守平村上第五の御子、冷泉同母の弟なり。己巳の年即位、庚午に改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常の如し。翌年の程にや御出家、永延の比寛平の例を追ひて東寺にて灌頂せさせ給ふ。御師は則ち寛平の御孫弟子寛朝僧正なり。三十三歳おましましき。

▲第六十五代花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり。甲申の年即位、乙酉に改元、天下を治め給ふ事二年ありて俄に發心して花山寺にて出家し給ふ。弘徽殿の女御太政大臣爲光の女なりかくれて悲歎ましける折をえて粟田の關白道兼の大臣の、未だ藏人の辨と聞わし比にや、そそのかし申してけるとぞ。山々を廻りて修行せさせましゝが

人にて辨官をかねたるもの、そのかす、勸め欺くこと

内に参り、皇居に参りて四方の門を閉ぢ非常を戒めたる也。
准三宮、皇后、皇太后、太皇太后の宮に準ずる也。
前官、前の内大臣といふ名稱なるをいふ凡べて古は現

後は都に歸りてすませ給ひけり。これも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歳おましましき。

▲第六十六代第三十六世一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は皇后藤原の詮子後には東三條院と申す。后宮院號の始なり。攝政太政大臣兼家の女

なり。花山院の帝、神器をすて、宮を出で給ひしかば、太子の外祖にて兼家の右大臣おはせしが、内に参り諸門をかためて、

讓位の義を行はれき。新主をさなくましまししかば攝政の義古きが如し。丙戌の年即位、丁亥に改元、その後攝政病により嫡

子内大臣道隆に譲りて出家、猶准三宮の宣を蒙らる。執政の人出家の始めなり。

子内大臣伊周、暫く相替りて内覽せられしが、相續して關白た

官ならぬを前の何々役と稱したる也。
あへなく、はかなくといふに同じ。
延喜天曆の昔を云々、醍醐村上の二帝は關白をおかれず。

眞信公、藤原忠平。

祖神、天兒屋根の命。

上達部、參議

るべき由を存せられけるに、道隆かくれてやがて弟の右大臣道兼なられぬ。七日といひしにあへなくうせられにき。その弟にて道長、大納言にておはせしが内覽の宣を蒙りて、左大臣まで

至られしかど、延喜天曆の昔を思召しけるにや、關白はやめられにき。三條の御時にや關白して後一條の御世の始、外祖にて

攝政せらる。兄弟多くおはせしに、この大臣の御流、一に攝政關白はし給ふぞかし。昔もいかなる故にか、昭宣公の三男にて

眞信公、眞信公の二男にて師輔、師輔の三男にて東三條の大臣、東三條の三男にて道綱の大將は一男か、されど三弟にてこの大臣、皆父

の立てたる嫡子ならで、自然に家をつがれたり。祖神のはからはせ給へる道にこそ侍りけめ。いづれも兄にこえて家をつたへらるべき

さす。この御代にはさるべき上達部、諸道の家々、顯密の僧まで

又は三位以上の人々。

も勝れたる人多かりき。されば御門も、われ人を得たる事は延喜天曆にまされりごぞ、自みづから歎かせ給ひける。天下を治め給ふ事二十五年、御病の程に讓位ありて出家せさせ給ふ。三十三歳おましました。

をりく云々、時に御目見はずなる也。辛亥の年、寛弘八年。

丙辰の年、長和五年。

▲第六十七代三條院、諱は居貞おきさだ、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原の超子、これも攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣の故にや、をりく御目のくらくおはしけるとぞ。辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふ事五年、尊號ありき。四十二歳おましました。

▲第六十八代後一條院、諱は敦成あつむら、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子院に上東門と申す、攝政道長の大正の女なり。丙辰の年即位、丁巳に改元、外祖道長の大正攝政せられしが、後に攝政をば嫡

元服、始めて髪をあげ衣冠をつけ成人となる儀。加冠理髮、元服する人に冠を蒙らしむる人を加冠の者といひ、髪を結ぶ人を理髮の人といふ。心さのがれて御自身の御心より強ひて東宮を去り給ひしをいふ。圓融も云々、冷泉と御同腹にて御母安子なりしをいふ。

子頼通の内大臣におはせしに讓り、なほ太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて勤仕せられしこそめづらしく侍りしか、冷泉圓融の雨流かはるくしらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子太子に給ひしが心さのがれて院號蒙りて小一條院と申しき。これより冷泉の御流はたえにけり。冷泉は兄にて御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天曆の御時元方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王を生み奉る。九條殿の女御参り給ひて第二の皇子冷泉にまします。出で來給ひし比より惡靈になりて、このみこも邪氣になやまされまじき。花山院俄に世を遁れ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自みづから退き給ひぬるも怨靈をんりやうの故なりごぞ、圓融も一つ腹の御弟におはしませど、これまではなやまし申さざりけるも然るべき繼躰

の御運ましましけるにこそ。東宮退き給ひしかばこの天皇同母の御弟、敦良親王あつなが立ち給ひき。天皇も御子なくて、かの東宮の御末に繼躰せさせ給ひける。天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おましましき。

丙子の年、長元元年。執柄、攝政關白などの政治を執れるもの長久の比、長久元年九月九日。

乙酉の年、寛徳二年。

▲第六十九代第三十七世後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年即位、丁丑に改元、天皇賢明にましましけるとぞ、されどその比、執柄權を恣ほしにせられしかば御政の跡きこえず。無念なる事にや。長久の比内裏に火ありて神鏡やけ給ふ猶靈光を現じ給ひければ、その灰をあつめて安置せられき。天下を治め給ふ事九年、三十七歳おましましき。

▲第七十代後冷泉院、諱は親仁、後朱雀第一の子、御母は贈皇太后藤原の嬉子本は攝政道長本は大臣第三の女なり。乙酉の年即位

世の中やすからず、盜賊横行、火災騒乱うちつづきをいふ。

位、丙戌に改元、この御代の末つ方世の中やすからず聞えき。陸奥にも貞任宗任など云ひし者國を亂しければ、源頼義に仰せて追討せらる。頼義陸奥の守に任じ、鎮守府の將軍を兼ねぬ。かの家鎮守府將軍に任ずる始なり。曾祖父經基は征東副將軍たりき十二年ありてなんしづめ侍りける。この君の御子ましまさざりしうへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に居給へりしかば繼躰はかねてより定まりけるにこそ、天下を治め給ふ事二十三年、四十四歳おましましき。

素意、本心といふに同じ。昔もかゝるためし云々、飲明は繼躰の嫡

▲第七十一代第三十八世後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、御母は中宮禎子内親王陽明門院と申す三條院の皇女なり、後朱雀の御素意にて太弟に立ち給ひき。又三條の御末をも受け給へり、昔もかゝるためし侍りき。兩流を内外に受け給ひて、繼躰の主となりましゝき。戊申の年即位、己酉に改元、この天皇東宮

子にて御母は手白香皇女仁賢の御女也。故に繼牀には御子仁賢には御孫也。後三條院も後朱雀には御子にて三條院には御孫なればいふ内外、父方母方をいふ。戊申、治暦四年。記録所、土地の訴訟を決断する所。

にて久しくおはしましたければ、しづかに和漢の文、顯密の教までも聞くらからず知らせ給ふ。詩歌の御製もあまた人の口に殘るめり。後冷泉の末さま世の中あれて民間の愁ありき。四月より位に居給ひしかば未だ秋の刈り入れをさめにも及ばぬに、世の中のかほりにける、有徳うとくの君にてましましけるとぞ申し傳へ侍る。始めて記録所といふ所をおかれて、國々の衰へたる事をなほされき。延喜天曆より以來にて誠に賢き御事なりけんかし。天下を治め給ふ事四年、太子に譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。この時よりぞ、執柄の權をおさへられて、君の御みづから政をしらせ給ふ事にかへり侍りにし、されどその頃までも讓國の後、院中にて政務ありとは見えす。四十歳おましましたき。

▲第七十二代第三十九世白河院、諱は貞仁さだひと、後三條第一の子、

壬子の年、延久四年。野の行幸、山城嵯峨野に遊覽せらるゝをいふ。塔婆、梵語、高顯の義。佛を供養する爲に建つる家。御願の寺、天下泰平國土安穩の祈願の爲に勅命にて建つる寺。重任、國司の任期は四年なるが、國用を補助すれば其の功によりて重ねて任せらるゝ也。重任といふ。

御母は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の女なり。壬子の年即位、甲寅に改元、古の跡をおこされて野の行幸みゆきなどもあり。又白河に法勝寺を立て、九重の塔婆なども昔の御願の寺々にも超え、ためしなき程にぞ造りとゞのへさせ給ひける。この後代毎よごとにうちつづき、御願寺をたてられしを造寺熾盛しせいの誇こほりありき。造作のために諸國の重任じゆうじんなごいふ事多くなりて、受領の功課もただしからず、封戸庄園ほうとせうえんあまたよせおかれて、誠に國の費とこそなり侍りにしか、天下を治め給ふ事十四年、太子に譲りて尊號あり。世の政を始めて院中にてしらせ給ふ。後に出家せさせ給ひても、猶そのまゝにて御一期はすごさせましたしき。おりにて世をしらせ給ふ事、昔はなかりしなり。孝謙脱屣たうせんの後にぞ廢帝は位に居給ふばかりと見えたれ

受領の功課、
受領とは國司
のこと、功課
とはその務め
方の善悪を吟
味すること。

三代の君、後
一條、後朱雀
、後冷泉。
先代、後一條
帝以前のむか
し。
如在、ただ在
すといふ義。
あまりなる程
に云々、あま
りに權をふる
ひすぎたりと
也。

坊の御時、皇
太子の御時。
あやぶみ云々
、後三條帝が
危ぶまれて太
弟の位を廢せ
らるゝ様の事
はなきかと思
はれしと也。
宣旨、天皇の
勅旨。
官符、太政官
の布告。
院宣、上皇法
皇の勅旨。
願の下文、院
の願即ち上皇
の政務を行は
る所よりの命
令書。
然の字云々、
然といふ字の
下四點は火の

ご古代の事なれば慥ならず、嵯峨清和宇多の天皇もただ譲りて
のかせ給ふ。圓融の御時、やうくしらせ給ふ事もありしにや
院の御前にて攝政兼家の大臣承りて源の時中の朝臣を參議にな
されたりとて、小野宮の實資の大臣などは傾け申されけるごぞ、
されば上皇ましませご、主上をさなくおはします時は偏に執柄
の政なりき。宇治の大臣の世となりては三代の君の執政にて五
十餘年權を專にせらる。先代には關白の後は如在の禮にてあり
しに、餘りなる程になりければにや、後三條院坊の御時より
あしざまに思しめす由聞えて、御中らひ悪しくて、あやぶみ思
しめす程の事になんありける。踐祚の時即ち關白をやめて宇治
にこもられぬ。弟の二條の教通の大臣關白せられしが、殊の外
にその權もなくおはしき。ましてこの御代には院にて政をきか

せ給へば執柄はただ職に備はりたるばかりになりぬ。されごこ
れより又古き姿は一變するにや侍りけん。執柄世を行はれしか
ご宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、この御時より
院宣願の御下文を重くせられしによりて、在位の君又位に備は
り給へるばかりなり。世の末になれる姿なるべきにや、又城南
の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なる營ありき。昔はお
りゐの君は朱雀院にまします。これを後院といふ。又冷然院に
も然の字火事のはばかりおはしけるに、かの所々にはすませ給はず、
白河より後には鳥羽殿を以つて上皇御座の本所とは定められに
けり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位
まで、四十餘年中にて四十四年。院世をしらせ給ひしかば院中の禮
なごいふ事も、これよりぞ定まりにける。すべて御心のまゝに

久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おましましき。

▲第七十三代第四十世堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の猶子なり、丙寅の年即位、丁卯に改元、この御門和漢の才ましましけり。殊に管絃鄧曲舞樂のかた明らかにまします。神樂の曲などは今の世まで地下に傳へたるもこの御説なり。天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おましましき。

▲第七十四代第四十一世鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふ事十六年、太子に譲りて尊號あり、白河世をしらせ給ひしかば、新院とて所々の御幸にも、同じ御車にてありき。雪見の御幸の日、御鳥帽子直衣に深沓を

字なれば火災にかゝれるなりといふ説ありて改められたりと也。丙寅、應徳三年。鄧曲、今様風のうたひもの神樂の曲云々、天皇俗人助忠より神樂の歌を受けて近方に教へ玉ひしこと續古事談に見えたり。丁亥の年、嘉祥二年。新院、鳥羽院をいふ。

本院、白河法皇をいふ。世にめづらかなる、馬にてわたらせらるるが珍らしき也。御容儀、御容貌、御風儀。さら、裝飾。こはくなり、のりを用ゐて強く張りたる也。鳥帽子の額、昔鳥帽子は絹にて作り漆をぬりてやはらかなりしが此の時より紙にて作りさびといひて鳥帽子

めし、御馬にて本院の御車のささにましくける。世にめづらかなる事なればこぞりて見奉りき。昔、弘仁の太上皇嵯峨の院に遷らせ給ひし日にや、御馬にて都より出でさせまして、宮城の内をも通らせ給へりといふ事見侍りし。かやうの例にやありけん。御容儀目出度まし〜ければさらをも好ませ給ひけるにや。装束のこはくなり、鳥帽子の額など云ふ事も、その比より出来にき。花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて仰せ合せて上下同じ風になりけるとぞ申すめる。白河院かくれ給ひて後、政を知らせ給ふ。御孫ながら御子の義なれば重服を着させ給ひけり。これも院中にて二十餘年、其の間に御出家ありしかごなは世をしらせ給ひき。されば院中の古きためしには白河鳥羽の二代を申し侍るなり。五十四歳おましましき。

のしわを作りてぬりかたむる様になれりそれを烏帽子の類といふ。癸卯の年、保安四年。

上皇と云々、上皇は鳥羽上皇のこと。

辛酉の年、永治元年也。

▲第七十五代崇徳院諱は顯仁、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の璋子待賢門院入道大納言公實の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年に當る。宋の政亂れしより北狄の金國起りて、上皇徽宗並びに欽宗をとりて北に歸りぬ。皇帝高宗江をわたりて、杭州といふ所に都を立て、行在所とす。南渡といひしはこれなり。この天皇天下を治め給ふ事十八年、上皇と御中らひ心よからずしてしりぞかせ給ひき。保元に事ありて、御出家ありしが讃岐の國にうつされ給ふ。四十六歳おましましき。

▲第七十六代近衛院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原得子美福門院と申す。贈左大臣長實の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元、天下を治め給ふ事十四年、十七歳にて世を早くしましまし

鍾愛、前にあり。早世、御年十七にて失せ給ふ。思し召しわづらふ、重仁親王をたてたしと思はるゝ也。立太子も云々、帝位につかるゝにはまづ皇太子に立ちて後に即位し玉ふが常なるに立太子の儀式なくして直に帝位につかれたりと也。

よ。

▲第七十七代第四十二世後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、

崇徳同母の御弟なり。近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりしに早世しましましぬ。崇徳の御子重仁の親王つがせ給ふべかりしに本より御中心よからでやみぬ。上皇思し召しわづらひけれど、この御門たゞせ給ふ。立太子もなくて直に居させ給ふ。今はこの御末のみこそ繼體し給へば然るべき天命とぞ覺え侍る。乙亥の年即位、丙子に改元年號を保元といふ。鳥羽晏駕ありしかば天下をしらせ給ふ。左大臣頼長と聞えしは知足院の入道關白忠實次男の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高くて、久しく執柄にて仕へられき。この大臣も漢才は高く聞えしかど、本性あしくおはしけるとぞ父の愛子にてよこ

乙亥の年、久
壽二年。
晏駕、天皇の
崩御をいふ。
横さまに云々
、藤氏の氏の
長者内覽の宣
旨などいふこ
とは嫡子の受
けつぐべき者
なるに頼長は
次男にて横あ
ひより申しう
けたりと也。

忠孝の道云々
、忠は頼長に
かけ、孝は上
皇にかけたり
鳥羽より云々

さまに申し請けられければ關白をばおきながら藤氏の長者にな
り内覽の宣旨を蒙らる。長者の他人にわたる事、攝政關白始ま
りてはその例なし。内覽は昔醍醐の御代の始めつかた、本院の
大臣と菅家と政をたすけられし時、相並びてその號ありきと申
すめれど、本院も關白にはあらず、その例違ふにや、兄の大臣
は本性おだやかにおはしければ思ひいれぬ様にてぞすぐされけ
る。近衛の御門かくれ給ひし比より、内覽をやめられたりしに、
恨みをも含み、おほ方天下を我がまゝにと、はからはれけるに
や、崇徳の上皇を申し勸めて、世を亂らる。父の法皇晏駕の後、
七ケ日ばかりやありけん、忠孝の道かけにける事と見たり、
法皇もかねて悟らしめ給ひしにや、平清盛源義朝等に召し仰せ
て、内裏を守り奉るべき由勅命ありきとぞ。上皇鳥羽より出で

、鳥羽を出で
給ひしは保元
元年七月十日
の事。
西山、都の西
方の山、如意
山に入り給ふ
奈良坂、大和
の奈良にあり
害死、自害す
ること。

御志かありけ
ん、御の字衍
嵯峨の御代に
云々、弘仁二
年平城上皇の
寵姫薬子その
兄藤原仲成と
亂をはかる。

給ひて、白河の大炊殿といふ所にて既に兵を集められければ、
清盛義朝等に勅して上皇の宮をせめらる。官軍勝にのれりしか
ば、上皇は西山の方に遁れ、左大臣は流矢に當りて奈良坂の邊
までおち行かれけるが終に害死せられぬ。上皇御出家ありしか
ど猶讚岐に遷され給ふ。大臣の子共國々へ遣さる。武士共も多
く誅にふしぬ。その中に源の爲義と聞わしは義朝の父なり。い
かなる御志かありけん、上皇の御方にて義朝と各別になりぬ。
餘の子供は父に屬しけるにこそ、軍破れて爲義も出家したりし
を、義朝預りて誅せしこそためしなき事には侍れ、嵯峨の御代
に奈良坂の戦ありし後は都に兵革といふ事なかりしに、これよ
り亂れそめぬるも時運のくだりぬる姿とぞ覺え侍る。この君の
御乳母の夫にて少納言通憲法師といひしは、藤原の儒門より出

宏才博覽、才もあり學問も廣きこと。さながら、凡て皆ながらの意。里内裏、假の皇居の事。公事、朝廷の儀式。

五代の父祖、二條、高倉は御子、六條、安徳、後鳥羽は御孫。

でたり宏才博覽の人なりき。されど時にあはずして出家したりしにこの御代にいみじく用ひられて、内々には天下の事さながらはからひ申しけり。大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内裏にのみましまししを謀を廻らし、國の費えもなく作りたて、たえにたる公事くじどもをも申し行ひき。すべて京中の道路などもはらひ清めて昔に歸りたる姿にぞありし。天下を治め給ふ事三年、太子に譲りて例の如く尊號ありて、院中にて天下をしらせ給ふ事三十餘年、その間に御出家ありしかど政務はかはらず白河鳥羽兩代のごとし。されどうちつづき亂世にあはせ給ひしこそ淺ましけれ。五代の帝の父祖にて六十六歳おましましき。

▲第七十八代二條院、諱は守仁モリひと、後白河の太子、御母は贈皇太

戊寅の年、保元三年。

天下の事、天下の大政をいふ。

相語りひて、相談すること

通憲法師の縁者、通憲の子成範清盛の女を娶る。熊野、紀州の熊野權現。傍に、清涼殿の傍なる黒戸の御所に押し

后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年即位、己卯に改元、年號を平治といふ。右衛門督藤原の信賴といふ人あり。上皇いみじく寵せさせ給ひて天下の事をさへきかせらるゝまじなりければ、おごりの心も萌もして、近衛の大將を望み申し、通憲法師諫め申してやみぬ。その時、源義朝朝臣が清盛朝臣におさへられて、恨を含めりけるを相語りひて、叛逆を思ひ企てけり。保元の亂には義朝が功高く侍りけれど清盛は通憲法師が縁者になりて、殊の外にめしつかはる。通憲法師清盛等を失ひて、世を恣にせんとぞはからひける。清盛熊野に詣でける隙を窺ひてまづ上皇御座の三條殿といふ所をやきて大内に遷し申し、主上をも傍に押し籠め奉る。通憲法師遁れがたくやありけん、自みづから失せぬ。その子ども頼たのて國々へ流し遣す。通憲も才

こめ奉る。
智分、智識分

この事、信賴
義朝謀叛の事
也。
道よりのほり
ぬ、途中より
引き返して京
へ上る。

重代、累代と
いふにおなじ
父の首をさら
せ、家臣に命
じて斬らしめ

學あり、心もさかしかりけれど、己が非をしり未萌の禍を防ぐ
までの智分やかけたりけん、信賴が非をば諫め申しけれど、わ
が子供は顯職顯官に登り、近衛次將などにさへなし、參議以上
にあがるもありき。かくて失せにしかばこれも天意に違ふ所あ
りといふ事は疑ひなし。清盛この事を聞き道よりのほりぬ。信
賴語らひ置きける近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主
上上皇をしのびて出だし奉り、清盛が家に遷し申してけり。則
ち信賴義朝等を追討せらる。程なく打ちかちぬ。信賴はとらは
れて首をさらる。義朝は東國へ心ざして遁れしかど、尾張の國
にてうたれぬ。その首を梟せられにき。義朝重代の兵たりし上、
保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首をさらせたりし事
大なる科なり。古今にもきかず、和漢にも例なし。勳功に申し

たる也。
勳功に申し替
ふ、功を以つ
て父の罪を贖
ふ也。
名行、名分行
爲。
さる事、勿論
の事。

大義には云々
君に忠義を
盡し親に孝道
をばけむは當
然なれど若し
両者一を捨て
ざる可からざ
る場合には親
を滅すとも君
に忠なるべし
と也。

石碯云々、左
傳魯公四年

替ふとも自から退くともなごか父を申したすくる道なかるべき。
名行かけはてにければいかでか終にその身を全くすべき。滅び
ぬる事は天の理なり。凡そかゝる事はその身の科はさる事にて
朝家の御誤なりよく思案あるべかりける事にこそ。その頃
名臣もあまたありしにや。又通憲法師専ら申し行ひしになごか
諫め申さざりける。大義には滅親といふ事のあるは石碯とい
ふ人その子を殺したりし事なり。父として不忠の子を殺すは理
なり。父不忠なりとも子として殺すといふ道理なし。孟子に譬
をととりていへるに舜の天子たりし時、その父瞽叟人を殺す事あ
らんを時の大理なりし臯陶とらへたらば舜はいかがし給ふべき
といふに舜は位をすて、父を負ひて去らましとあり。大賢の
教なれば忠孝の道あらはれて面白く侍り、保元平治より以來、

九月石錯その子石原を殺したることを見えたり。大理、治獄の官。武用、武の必要の意。

その子、重盛内大臣となり宗盛近衛大將となる。家領、家の領分。

天下亂れて武用さかりに王位輕くなりぬ。いまだ太平の世にかへらざるは名行の破れそめしによれる事とぞ見わたる。かくて暫ししづまれりしに主上上皇御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗後にめしかへされて大臣大將までなりき御めのとの子別當惟方等上皇の御意にそむきければ清盛朝臣に仰せてめしとらへられ、配所に遣さる。これより清盛天下の權を恣にして程なく太政大臣にあがりその子大臣大將になり、剩へ、兄弟左右の大將にならべりき。この御門事ならぬもありき。序にしるしのす。天下の諸國は、半すぐるまで、家領となし、官位は多く一門の家僕に塞げたり。王宮の權更らになきが如くなりぬ。この天皇天下を治め給ふ事七年、二十三歳おましましき。

▲第七十九代六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔

乙酉の年、永萬元年。二條の御門云々、二條天皇而白からず思し召して早く六條院に御位をゆづり給ひきと也。戊子の年、仁安三年。

女御、妃、夫人などにあたる程のもの、中古よりの稱也。

伊岐の兼盛が女なり。その品賤しくて贈位までもなかりしにや乙酉の年即位、丙戌に改元、天下を治め給ふ事三年、上皇世をしらせ給ひしかば二條の御門本より御心よからぬ御事なりし故にや、いつしか讓國の事ありき。御元服などもなくて、十三歳にて世を早くましましき。

▲第八十代第四十三世高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子御母は皇后平の滋子建春門院と申す贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位。己丑に改元、上皇天下を知らせ給ふ事もとの如し。清盛權を專にせし事は殊更にこの御代の事なり。その女徳子入内して女御とす。即ち立后ありき。末つ方やうく所々に叛亂の聞あり。清盛一家非分のわざ天意にそむきけるにこそ。嫡子内大臣重盛は心ばへさかしくて、父の惡行なども諫め留めけるさへ世を早くしぬ。彌いよいよおごりを極め權を恣にす。時の執柄にて菩提院の關

中らひ宜しからぬ云々、清盛の權威増長するにつれて、その間に衝突ありしこと素よりなるべし

相觸れて、軍の沙汰をする也。

申しなだむる人ありて、池の尼をいふ。多くの年、伊豆に配流せられてより二十一年を経たり

白基房の大臣おはせしも、中らひ宜しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師長の大員も京中を出ださる。その外に罪せらるゝ人多かりき。從三位源賴政といひし者院の御子以仁の王とて元服はありしかど親王の宣旨なごだになくて、傍なる宮におはせしを勧め申して國々にある源氏の武士等に相觸れて平氏を失はんとはかりけり。事顯れて皇子も失はれ給ひぬ。賴政も亡びぬ。かゝれどそれより亂れそめてけり。義朝朝臣が子賴朝前右兵衛佐從五位下平治の比六位の藏人たりしが信賴事を起しける時に任官すとぞ。平治の亂に死罪を申しなだむる人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年を送りしが以仁の王の密旨を承はり院よりも忍びて仰せつかはす道ありければ東國をすゝめて義兵をおこしぬ。清盛いよいよ悪行をのみなしければ、主上深く歎かせ給ふ。俄に遜位の

世の中の御祈、世の平穩を祈らるゝをいふ。

事ありしも、世を厭はせましける故とぞ。天下を治め給ふ事十二年。世の中の御祈にや。平家の取り分けあがめ申す神なりければ安藝の嚴島になん參らせ給ひける。この御門御心ばへもめでたく、孝行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號ありて程なく世を早くし給ふ。二十一歳おましましき。

庚子の年、治承四年。

▲第八十一代安德天皇、諱は言仁よみかた、高倉第一の子、御母は中宮平の徳子建禮門院と申す。太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元、法皇猶世をしらせ給ふ。平氏はいよくおごりをなし、

諸國は既に亂れぬ。都をさへ遷すべしといひて攝津國福原とて、清盛すむ所のありしに、行幸せさせ申しけり。法皇上皇も同じくうつし奉る。人の恨み多く聞ければにや、かへし奉る。幾

法皇上皇、法皇は後白河、上皇は高倉。

こはくなる、
勢をまして強
くなりゆく也

西海に没落す
、壽永二年七
月廿五日の事
平氏滅亡、壽
永四年。

天皇と稱す、
文治三年夏四
月を奉りて
安徳天皇と申

程なく清盛かくれて、次男宗盛その跡をつぎぬ。世の亂をも顧みず、内大臣に任ず。天性父にも兄にも及ばざりけるにや、威望もいつしか衰へ、東國の軍既にこはくなりて、平氏の軍所々にて利を失ひけるとぞ。法皇忍びて比叡山に登らせ給ふ。平氏力を落し、主上を勧め申して、西海に没落す。中三年許りありて平氏悉く滅亡す。清盛が後室從二位平の時子といひし人、この君を抱き奉り、神璽を懐にし、寶劔を腰にさしはさみて海中にいりぬ。あさましかりし亂世なり。天下を治め給ふ事三年、八歳おましましき。遺詔等の沙汰なければにや、天皇と稱し申すなり。

▲第八十二代第四十四世後鳥羽院、諱は尊成、高倉第四の子、御母は七條院藤原殖子先代の母儀多くは后宮、さらぬは附后なり。院號ありしは皆先立后の後の定なり。此の七條院立后なくて院

先帝、安徳天皇。
祖父法皇、後白河院。
供奉、天皇の御供を申して西海に至りたまはんとせられし也。

親王の宣下までもなし、親王に立たせらるゝといふ勅もなく直ちに太子に立ち玉ひし也。
辰に當る年、壽永三年。違例、神器なくして御位に

號の初なり。但、まづ准后の勅あり。入道修理太夫信隆の女なり。先帝西海に臨幸ありしかど、祖父法皇の御世なりしかば都はかはらず、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁にて供奉せられしかど、諫め申す輩ありけるにや、九條の大路邊より留まられぬ。その外平氏の親族ならぬ人々は御供つかまつる人なかりけり。還幸あるべき由院宣ありければ平氏承引し申さず。依りて太上法皇の詔にてこの天皇たゞせ給ひぬ。親王の宣旨までもなし。まづ皇太子とし、即ち受禪の儀あり。翌年辰に當る年四月に改元、七月に即位、この同胞に高倉の第三の御子ましまししかども、法皇この君を選び定め申し給ひけるとぞ。先帝三種の神器を相具せさせ給ひし故に、踐祚の初の違例に侍りしかども、法皇國の本主にて正統の位を傳へまします。皇太神宮熱田の神、明かに守らせ給ふ事な

つかるゝをい
ふ。
つづがもまし
まさず、御さ
わりもなしと
也。

村上の御時、
天徳二年。

後朱雀の御時、
長久元年。

正躰、まさし
き御本躰。

れば、天位つゝがもまします。平氏滅びて後、内侍所神璽は返り入らせ給ふ。寶劔は終に海に沈みてみぬ。そのころほひは晝の御座の御劔を、寶劔に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劔を奉らせ給ひしによりて、近比までの御守なりき。三種の神器の事は所々に申し侍りしかども、まづ内侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申す。正躰は皇大神宮にいはひ奉る。内侍所にましますは崇神の御代に鑄替へられたりし御鏡なり。村上の御時、天徳年中に火事にあひ給ふ。それまでは圓規かけまします。後朱雀の御時長久年中、かさねて火ありしに灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、納めてぞ崇め奉られける。されど正躰は恙なくて萬代の宗廟にまします。寶劔も正躰は天の叢雲の劔後に草薙と申すは熱田の神宮にいはひ奉る。西海に沈みしは、崇

うせぬる事は
、正躰なられ
どこの三種の
寶物のうせし
事は残念なり
也。
昔新羅より云
々、天智天皇
の七年道行劔
を盗みて新羅
に逃れんとせ
し事日本紀に
見たり。

福田、幸福を

神の御代に同じくつくりかへられし劔なり。うせぬる事は末世のしるしにやと恨めしけれど熱田の神あらたなる御事なり。昔、新羅國より道行といふ法師來りて盗み奉りしが神變を顯はしてわが國を出で給はず、かの兩種は正躰昔にかはりまします。代々天皇の遠き御守として國土のあまねき光となり給へり。失せにし寶劔はもとより如在の事とぞ申し侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申す。神代より今にかはらず、代々の御身を離れぬ御守なれば海中より浮び出で給へるも理なり。三種の御事はよく心得奉るべきなり。なべて物しらぬたぐひは上古の神鏡は天徳長久の災にあひ、草薙の寶劔は海に沈みにけりと申し傳ふる事侍るにや、かへすがへす僻事なり。この國は三種の正躰を以つて眼目とし、福田とする事なれば、日月の天をめぐらん程は

生み出す田地の義。賢神、天皇の御位。

征夷將軍に任ず、義仲が征夷將軍に任ぜられしは壽永三年正月の事也。將門が亂、朱雀天皇の天慶二年。餘なる事、暴威を逞しうせる也。近臣、法皇近習の臣平和康なく、却

一つもかけ給ふまじきなり。天照大神の勅に寶祚のさかえまさん事、天地ときはまりなかるべしと侍ればいかでか疑ひ奉るべき。今よりゆくさきもいと憑たももしくこそ思ひ給ふべし。平氏未だ西海にありし程、源義仲といふもの先づ入京す。兵威盛んなるを以つて、世の中の事をおさへ行ひけり。征夷將軍に任ず。この官は昔阪上の田村丸までは東夷征伐のために任せられき。その後將門が亂に、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍をかねて節刀を給ひしより以來、久しくたえて任せられず、義仲ぞ始めて成りにける。餘なる事多くて、上皇御憤りの故にや、近臣の中に軍を起し對治せんとせしに、事ならずしてなかくあさましき事なん出で來にし。東國の頼朝弟範頼義經等をさしのぼせしかば義仲はやがて滅びぬ。さてそれより西海へ向ひて平氏を平

つて。やがて滅びぬ、壽永三年正月。

巨猾、大いなる猾賊の意。本の如く、兵馬の權王室に歸するをいふ。吏務、職務。國司の職務也。郷保、郷村などいふと同じく人民の一部落をなせる場所。本所、又は領家、莊園郷保を支配する本主。越階、位の階段を飛びこゆ

げしなり。天命極まりぬれば巨猾も亡びやすし、人民のやすからぬ事は、時の災難なれば神も力及ばせ給はぬにや、かくて平氏滅亡してしかば、天下本の如く、君の御まゝなるべきかと覺ゆしに頼朝勳功誠にためしなかりければ、自みづかからも權を恣にす、君もまたうちまかせられければ、王家の權は彌衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば吏務といふ事名ばかりになりぬ。あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば本所はなきが如くになれりき。頼朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に越階して正四位下に叙す。平氏追討の賞に又越階して從二位に叙す。建久の初にや、始めて京上りして、やがて一度に權大納言に任ず。又右近大將を兼ねぬ。頼朝頻に辭し申しければ、程なく辭退して、もとの鎌倉